

令和3年度 租研会員の税制改正意見集

令和2年度10月

公益社団法人 日本租税研究協会

はしがき

本冊子は、本年7～8月に、(公社)日本租税研究協会における会員各位の令和3年度の税制改正に向けて、各会員から寄せられた意見・要望を集約したものです。

これは、租研事務局において各意見・要望を項目別に分類したものであり、同じ項目について異なる意見や相反する意見が含まれておりますが、会員各位の意見・要望を、基本的に全てそのまま掲載してあります。

なお、令和3年度税制改正に向けての(公社)日本租税研究協会としての意見については令和2年9月8日に「税制改正に関する租研意見」を既に表明しております。

令和2年10月

公益社団法人 日本租税研究協会

目 次

国税の部

I 法人税

1. 法人税法

(1) 実効税率の引き下げ等	1
(2) 受取配当等の益金不算入	1
(3) みなし配当	2
(4) 有価証券の評価	3
(5) 減価償却資産の償却等	3
(6) 資産の評価損	4
(7) 役員の給与等	5
(8) 寄附金	6
(9) 引当金	7
(10) 欠損金	7
(11) 租税法規定と会計基準の乖離調整	8
(12) 特別法人税の廃止	9
(13) その他	10

2. 連結納税制度

(1) 連結納税制度全般の整備	14
(2) 子会社欠損金の持込制限の緩和	15
(3) 連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価	16
(4) 連結納税制度に係る計算規定の整備	16
(5) 申告・納付期限の延長	18
(6) 連結納税離脱関係	18

3. グループ法人税制

(1) B/S 未計上の無形資産の繰延処理	18
-----------------------	----

4. 組織再編税制

(1) 組織再編成に係る適格要件の緩和等	19
(2) 組織再編成に係る計算規定・評価方法等の整備	20
(3) 国際的組織再編税制の整備	22

5. 租税特別措置法（法人税関連）

(1) 研究開発税制	22
(2) 交際費等の損金不算入制度の見直し	25
(3) 特定資産の買換に係る特例措置の延長・恒久化等	25
(4) 土地譲渡益課税（土地重課）の廃止又は延長等	25
(5) 特定目的会社・投資法人に係る課税の特例	26
(6) 海外投資等損失準備金・金属鉱業等鉱害防止準備金制度等	26
(7) 地震・災害・公害対策等の特別措置	28
(8) 設備投資促進・所得拡大促進関係	28
(9) その他	29

6. 国際課税関連

(1) 移転価格税制	30
(2) 外国税額控除制度	32
(3) 外国子会社合算税制	33
(4) 外国子会社配当益金不算入	41
(5) 租税条約等	43
(6) 過大利子支払税制	44
(7) BEPS 勧告への対応	44
(8) AOA・その他	46
(9) 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対抗に係る措置	46

II 所得税

1. 所得税法

(1) 金融所得関係	48
(2) 譲渡所得関係	48
(3) 所得控除関係	48
(4) 源泉所得税	49
(5) その他	49

2. 租税特別措置法（所得税関連）

(1) 金融所得課税の一体化の推進等	49
(2) 特定口座制度の利便性向上に係る税制措置	50
(3) NISA（少額投資非課税制度）の恒久化、拡充及び簡素化のための税制措置	50
(4) 個人投資者のリスクテイクを支援するための税制措置	52
(5) 外国金融機関等の債券現先取引等（レボ取引）に係る利子の課税の特例	52
(6) その他金融商品への投資について	52

3. 確定拠出年金税制等の見直し

Ⅲ 相続税・贈与税

- (1) 相続税評価額等の見直し……………54
- (2) 死亡保険金の相続税非課税限度額の拡充・維持……………54

Ⅳ 消費 税

- (1) 消費税制度全般……………56
- (2) 仕入税額控除……………57
- (3) 申告・納付期限の延長等……………59
- (4) その他（電気通信利用役務の提供含む）……………60

Ⅴ その他の国税

- (1) 印紙税……………61
- (2) 登録免許税……………61
- (3) その他……………62

地方税の部

Ⅰ 地方税全般

- (1) 地方税制度全般の抜本的見直し……………63
- (2) 法定外税……………63
- (3) 連結納税制度の導入……………64
- (4) その他……………64

Ⅱ 住民税・事業税

- (1) 申告納付先の一元化……………66
- (2) 外形標準課税の算定方法・記載様式の簡素化……………66
- (3) 外形標準課税における課税標準の見直し……………66
- (4) 法人住民税額の計算……………68
- (5) 上場株式等の配当等に係る住民税の課税方式……………68

Ⅲ 事業所税

- (1) 事業所税の廃止等……………69

Ⅳ 固定資産税

- (1) 償却資産に対する固定資産税の廃止……………70

(2) 償却資産税の評価額算定方法と法人税法上の減価償却制度の統一	71
(3) 償却資産税の課税時期	71
(4) 固定資産税の負担の軽減	71

V 不動産取得税

(1) 不動産取得税	73
------------	----

その他の部

I 環境・エネルギー税制

(1) 地球温暖化対策のための税の見直し	75
(2) 軽油引取税の減免	75
(3) 石油石炭税の本則非課税化	75
(4) 自動車関連税	76

II 納税環境の整備

(1) テレワーク環境整備・オンライン化に係る優遇措置の整備	77
(2) 申告期限の延長	77
(3) 納税証明書（未納の税額がないこと）	77
(4) 税理士法の緩和	77
(5) 各種税制の簡素化及び手続きの合理化	77
(6) 電子申告・納税システム	78

国税の部

I 法人税

1 法人税法

(1) 実効税率の引き下げ等

【理由】

- ・ 米国税制改革にみられるように世界主要国の法人税率は引き続き引下げの動向が続いており、名実ともに成長指向の法人税改革の推進が必要である。
我が国においても法人実効税率29.74%の実現をもって打ち止めとすることはなく、米国及び主要アジア諸国との国際競争の調和が取れる水準（25%程度）まで令和2年度での実現は困難としても令和3年度以降順次引下げていく道筋をつけることは重要である。
- ・ 税制改正により法人税の実効税率は段階的に引き下げられる傾向にあるが、依然として我が国の法人税実効税率は諸外国と比較して高水準である。企業の海外流出や国際競争力強化の観点から引き下げを望む。
- ・ 国と地方を合わせた我が国の法人実効税率は、なお諸外国と比べて高水準である。国際競争がますます激化する中で、国際競争力を維持、強化し、国内の産業空洞化を防ぐために、法人実効税率の更なる引き下げは非常に有効である。ついては、是非とも更なる引き下げをしていただきたい。
- ・ 法人税の所得計算上、法人税および法人住民税が損金不算入である一方、法人事業税のみが損金算入されることにより、法人税等の計算事務が複雑化している。法人事業税を損金不算入にすると同時に、法定実効税率を増加させないよう、法人税率の引き下げをお願いしたい。
- ・ 法人税の所得に課される税目が、多すぎること及び複雑であることから、国内・国外の納税者の正しい理解や適切な管理を妨げている。地方税源偏在の是正については、国全体で計算して国税・地方税当局間で納税後に分けるようにしていただくようにし、納税者の申告書上は単一の税率で計算すれば済むようにしていただきたい。

(2) 受取配当等の益金不算入

1) 連結法人株式等及び関係法人株式等以外の株式等に係る受取配当等に対する益金不算入割合の引上げ

【理由】

- ・ 法人が受け取る株式の配当金等（受取配当等）については、配当元の法人で既に法人税が課されているため、「二重課税の排除」を目的とした「受取配当等の益金不算入制度」の仕組みが設けられています。本制度は確立した税理論に基づくものであり、このような二重課税排除の仕組みは諸外国においても広く導入されています。しかしながら、平成27年度税制改正において、法人実効税率引下げの代替財源として、持株比率5%以下の株式について、益金不算入割合が50%から20%に引き下げられました。（※保険会社は、顧客の資金を運用しており、改革の影響が広く顧客に及ぶおそれがあることから、持株比率5%以下の株式の配当について、益金不算入割合を40%とする特例が創設された。）本制度の縮減は、税理論に反した課税強化であり、法人の株式保有意欲を減退させ、株式市場の健全な発展にも少なからずマイナスの影響を与えているものと考えます。以上の点から、受取配当等の益金不算入制度は「二重課税の排除」を目的とした制度であるという観点から議論を行うことが必要と考えます。
- ・ 平成27年度以降、受取配当金に係る益金不算入割合が持分25%以上の配当について100%、25%未満が50%という割合から変更され、5%超～1/3以下までが50%、5%以下が20%となった。

配当は税引後利益が原資であり、いわば二重課税といえる範囲が従前よりも拡大傾向にあるため、全額益金不算入或いは益金不算入範囲の拡大をして頂きたい。

また関連法人株式等にかかる負債利子控除計算についても事務負担の観点から撤廃頂きたい。

- ・ 関連法人株式等以外の株式等にかかる配当等の50%・80%は二重課税となっている。二重課税排除の趣旨に沿って、持分割合に係わらず、全額益金不算入とすることを要望する。

また、外国子会社配当についても、国内への利益還流を促すため、100%益金不算入とすることを要望する。

- ・ 受取配当金に対する課税は二重課税であるため、全額益金不算入とすることを要望する。
- ・ 同一所得に対する二重課税の状態を排除する必要があるため、持分割合によらず、すべての配当に関して全額益金不算入としていただきたい。
- ・ 二重課税排除の観点から、連結法人株式等及び関係法人株式等以外からの受取配当についての20%及び50%縮減措置を廃止していただきたい。
- ・ 会社が剰余金の配当を行う場合、支払を受けた者において配当課税や法人税課税が行われることとなるが、そもそも、剰余金の配当の分配原資は企業の税引き後利益であるため、配当金は、潜在的に二重課税の問題を有している。現在の配当控除や益金不算入制度では十分に二重課税の調整が図られているとは言えないことから、二重課税の排除を徹底するための措置を要望する。

2) 持分割合による区分の簡素化

- ・ 実務簡素化のため。また、会計上のグループ会社とそうでない会社には影響力に大きな隔りがある。ここをキーに区分分けすることに合理性はあるが、それ以外の区分分けには合理性が感じられないため、関連法人株式等とそれ以外に分ける等、持株割合による区分分けを平成27年税制改正より前のように簡素化していただきたい。特にその他株式と非支配目的株式の区分分けが実務上煩雑である。
- ・ 事務処理軽減のため、現在の区分を100%、50%以上～100%未満、20%超～50%未満、20%以下の4区分に変更し会計側の会社計算規則との一致を図る。申告のための再計算作業の省力化が期待できるため、益金不算入の会社区分を会社法、会社計算規則との一致を図ることを要望する。

3) 負債利子控除の撤廃・簡素化等

【理由】

- ・ 負債利子控除の廃止を要望する。存続する場合でも、外国子会社配当益金不算入のように定率控除としてほしい。通常の事業会社は株式取得のために借り入れることはなく、負債利子控除はそぐわない。存続する場合でも、事務効率化のため、負債利子控除を定率計算としてほしい。グループ通算制度導入時に定率計算も導入されるが、従来の計算も必要になるとみられ、効率化にならない。
- ・ 受取配当に係る所得税額控除について、元本所有期間等に応じた控除可能額算定の仕組みを廃止することを要望。実際に支払った所得税額の一部が控除不能となり、損失処理することに合理性がない。また、金額の影響が小さい場合が大半であるにも関わらず、計算が複雑で事務負担が非常に大きく、業務の効率性が著しく損なわれている。
- ・ 関連法人株式等に係る受取配当益金不算入額の計算における負債利子控除は他の区分の株式等との整合を欠く。当該区分だけ負債利子控除をする合理的な理由は無く、二重課税の排除という制度本来の趣旨からも負債利子控除の廃止をお願いしたい。

(3) みなし配当

- ・ ToSTNeT市場は、法令23③一の「金融商品取引所の開設する市場」に該当するため、ToSTNeT-3を利用した自己株式の取得は、みなし配当規定の適用がある自己株式の取得には当たらないと解釈されている(平24.5.25東裁(法)平23-233)。

確かにToSTNeT-3を利用した自己株式の取得は金融市場内での取引ではあるものの、取引所の時間外に行われるものであり、実質的には相対取引と同様であると考えられる。また、法的手続や事務負担等

のビジネス上の観点から ToSTNeT-3 の利用が望まれる場合においても、税務上の取扱いが障害となり、ToSTNeT-3 の利用が見送られるケースが多くみられる。こうした ToSTNeT-3 の利用を阻む税務の要因を排除するためにも、ToSTNeT 市場を「金融商品取引所の開設する市場」から除外する規定を設けていただきたい。

- ・ ToSTNeT-3 を利用した自己株式の取得については金融市場内における取引であるものの、取引所の時間外に行われ、実質的には相対取引と同様であると考えられる。また、みなし配当規定の適用がないことが ToSTNeT-3 の利用の妨げとなっていると考えられる。したがって、ToSTNeT 市場における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用した自己株式の取得について、みなし配当の規定の適用を認めることを要望する。

(4) 有価証券の評価

1) 売買目的有価証券以外の株式

【理由】

現在の会税差がある状況は実務上煩雑であるため、売買目的有価証券以外の株式にも「価額が著しく下落したこと」を評価損損金算入の要件に加えていただきたい。

2) 種類株式の譲渡損益

【理由】

- ・ 種類株式を法法61の2⑭に定める事由により譲渡をした場合において、法法61の2⑭各号に規定する株式等で、その譲渡をした種類株式の価額とおおむね同額の株式等の交付を受けたときは、その種類株式につき譲渡損益は生じないこととされている。

しかし、どのような場合に「おおむね同額」といえるのか明記されていないことから、この規定の適用を躊躇してしまうケースがある。したがって、法令上、その意義を明らかにしていただきたい。"

3) 上場株式以外の有価証券

【理由】

- ・ 非上場株式については、債務超過が継続している等の理由で監査法人から会計上の評価損計上を要求されるケースが多いが、税務上の損金計上が認められないため、税会差の管理が煩雑となっている。そのため、非上場株式についても、当該会社の2年連続の債務超過などの形式的な理由での評価減の損金算入を認めていただきたい。
- ・ 非上場株式の価額を財産評価基本通達に従って評価する場合には、その株式発行人の規模に応じ、類似業種比準方式又は純資産価額方式で算定することとされている。しかし実務上、企業評価や資産評価の場面等では DCF 法を用いることが多いため、非上場株式の評価においてもこれを認めることとしていただきたい。

(5) 減価償却資産の償却等

1) 損金経理要件の撤廃

【理由】

- ・ IFRS 導入に伴い固定資産の減価償却計算は、税務と会計の乖離が大きくなると予想されるため、減価償却費について損金経理を要件から撤廃していただきたい。

2) 少額減価償却資産の損金算入制度の拡充・限度額の引き上げ

【理由】

- ・ 税制の簡素化及び経済の活力維持を図るため、取得価額30万円未満の少額減価償却資産を即時損金算入

とし、併せて、一括償却資産の3年償却制度を廃止することを要望する。

- ・ 少額減価償却資産として損金算入できる金額を10万円未満から20万円未満に引きあげていただきたい。

3) 一括償却資産の損金算入制度の廃止

【理由】

- ・ 取得価額20万円未満のものは使用時に全額損金算入可能とできるようにしていただきたい。10万円以上20万円未満の減価資産について、耐用年数で償却する方法と一括償却資産として3年で償却する方法があるが、実務上どちらも効率的とは言えないと考えるため。

4) 電話加入権の損金算入

【理由】

- ・ 資産性がなくなっている実態に即し、一時損金算入を認めるよう要望したい。
- ・ 加入権返還による返金も無く、市場における流動価値も極めて低い現状から、損金算入できるにすることが、経済実態を正しく反映することとなる。そのため、電話加入権を減価償却費等により損金経理した場合、損金算入できるようにしていただきたい（長期に渡っての損金算入でもよいので、最終的には0円までの損金算入としていただきたい）。
- ・ 電話加入権については、譲渡が認められており、市場が形成されているという理由から、資産性があるものとして減価償却ができないとされている。しかしながら、昨今、市場における一般電話加入権の売買価格も低下し、資産性が薄れていると言われている。したがって、取得価額10万円未満の少額資産と同様、一時の損金算入を要望する。
- ・ 近年、IP電話等の普及により固定回線の利用頻度が低くなり、遊休となっているケースが多い。また、度重なるオフィスレイアウト変更などにより回線の担当変更など管理が困難となってきているため、税務上も損金算入を認めていただき事務負担を軽減していただきたい。
- ・ 固定電話の電話加入権は非減価償却資産とされているが、現在の流通価格を踏まえ、税法上、電話加入権の損金算入を可能としていただきたい。

5) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

【理由】

- ・ 地域経済や雇用を支える中小企業の活力維持のため、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を延長いただきたい。

6) 資産区分の見直し

- ・ 平成20年度改正で機械装置の資産区分の大括り化が実施され、大きな効果を得た。建物についても同様の改正をお願いしたい。

(6) 資産の評価損

1) 固定資産の評価損・減損損失の損金算入要件の緩和

【理由】

- ・ 固定資産の減損損失について公正妥当な経理処理として会計上容認されたものについて、法人税法上も損金算入を容認してほしい。会計制度との調和を図ることが、事務負担の軽減など企業の競争力確保のために資すると考えられるため。

(7) 役員給与等

損金算入要件の緩和・明確化

【理由】

- 業績連動給与の定義は、「・・・株式又は新株予約権の数が役務の提供期間以外の事由により変動するもの」となっている。しかし、付与される数が、固定給与額を基礎とし、付与時の株価に応じて変動してしまうものは、業績連動給与から除外することを要望する。

業績連動給与のうち、ストックオプションに係る退職給与については、役務の提供期間以外にも、職位に応じて固定報酬額に相当する新株予約権を付与することある。そのようなケースでは、交付される数は変動するが、決まった金額が給与となることから、業績に連動して役員への経済的利益が変動しない為、損金不算入とする理由がない。

- 役員への給与については、定期同額給与、事前確定届出給与又は業績連動給与のいずれにも該当しない場合にはその全額が損金不算入とされる。この制度の趣旨は法人の利益を恣意的に変動させ、法人税の負担を不当に減少することを防止することであると解されるが、社会通念上相当と認められる役員給与は役務提供の対価であることから損金算入を認めるべきである。

上記の改正がなされない場合においては、以下の点について改正の検討を望む。

- ①法令が実務を反映した内容でないため、多くの通達やQ&Aが出されており、制度がより複雑なものになっている。特にQ&Aにより、損金算入のための新たな要件が付加されているようにも思われる部分もあることから、法令の抜本的な改正が望まれる。

- ②実務上、日割りで役員給与が払われることがある（例：6月25日から6月30日までなど）が、この場合の定期同額給与の考え方が不明確である。

- ③使用人兼務役員に関する規定の見直しを望む。たとえば、金融業界においては、個人ごとにボーナスの額が異なることは当然であり、比較使用人を用いて算定する方法には限界がある。

- 出向と定期同額給与の関係について－法人税基本通達9-2-46は、①株主総会決議要件 ②出向契約要件の2つの要件を満たすことを前提として、出向先法人の支給形態により定期同額給与等であるか否かの判断を行うこととしているが、この2要件を満たさない役員給与は、ただちに損金不算入とされるのかを明確にすることを要望する。

法人税基本通達9-2-46は、左記二要件を満たさない場合は、法人税法34条の定期同額給与、事前確定届出給与に該当せず、損金の額に算入されないことを想定していると考えられる。しかし、法人税法34条の条文上は、(国税庁の通達解説に示されたような)「あらかじめ定められたところに従って支給される」ことや「株主総会等での決議」を要件とはしていない。法人税基本通達9-2-46は、法人税法34条を適用して損金の額に算入される場合の例示としての形式基準を掲げたものでしかなく、これらの要件に該当しないものでも、ただちに損金不算入とすべきものではないことを明確にする必要がある。

- 役員に対して支給する（退職）給与のうち不相当に高額な部分の算出方法を明確化することを要望する。役員に対して支給する給与が過大であるかどうかは、その法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する給与の支給状況等に照らして判定することとされている。しかし、同種同規模の法人であっても地域等の要素により支給額に差が生じることが考えられる。また、地域別、業種別、規模別の役員（退職）給与の支給額を確認することは現実的に困難である。

したがって、不相当に高額な部分の算出について具体的な基準を設けるか、過大であるかどうかの判定に必要な役員（退職）給与の支給状況等に関する資料を公表していただきたい。

- 外資系日本子会社とその業務執行役員に業績連動給与を支給する場合の規定を整備することを要望する。平成29年度改正により、一定の要件のもと、同族会社（非同族会社の100%子会社等）がその業務執行役員に支給する業績連動給与を損金の額に算入することが可能となった。

この一定の要件のなかには、金商法第24条第1項に規定する「有価証券報告書」への記載や会社法404条第3項に定められた「報酬委員会」等における決定が含まれている。そのため、外国法人を親会社とする日本の子会社が業績連動給与を支給する場合において、これらの要件を満たすことができるか否かについて、疑義が生じている。

そこで、外国の親会社の本店所在地国における法令に基づき、「有価証券報告書」に相当するもの又は「報酬委員会」に相当するものといえるものであれば、上記の要件を満たすことができるように規定を整備していただきたい。

- ・ 役員給与の一部について損金算入が可能となっているが、損金算入要件が複雑であり、その手続きも煩雑であることから、会社法に基づき適法に職務執行の対価として支給されている限りにおいては、原則損金算入を認めるべきであると考えられることから、役員給与については、原則損金算入可能とする事を要望する。
- ・ 業績悪化時に給与を減額するにあたり機動性に欠けるため、役員給与の事前確定届出について、届出額の範囲内であれば損金算入可としていただきたい。
- ・ 非上場会社（有価証券報告書提出会社でない会社）についても業績連動型の役員報酬を法人税法上、損金算入可能となるよう規定を緩和頂きたい。非上場会社で金融商品取引法に準拠しない開示等を行っている場合においても、会計監査人設置会社が計算書類を電子公告する等、財務指標について一定の客観性が担保される場合には、法人税法第34条第1項第3号の趣旨を歪めるものではないと考えられるので、課税の公平性の観点から対応をお願いしたい。
- ・ 事前確定届出給与について、事前に株主総会等で支給額が確定しており、「将来の職務執行期間における執行の対価」に対して条件付きで損金算入できるものとなっている。ただし、実務上、過去の職務執行期間の評価をベースとして将来の職務執行期間分の給与・賞与を計算しているケースが多いため、実態に即した規定にして頂きたい。

(8) 寄附金

1) 損金算入要件の緩和及び損金算入限度額の拡大

【理由】

- ・ 各企業がサステナブル社会の実現に向けて事業活動を展開している中においては、単年度損益に影響されることなく継続して幅広く損金算入となる寄附を支出できる環境を整えるべきと考える。したがって、寄附金については、損金算入限度額の未使用部分を一定の期間（例えば3年）の中で繰越可能とする控除制度を創設されたい。

2) 寄附金の損金算入限度額における資本金等基準

【理由】

- ・ 平成24年度改正以後、 $\text{損金算入限度額} = (\text{所得金額} \times 2.5\% + \text{期末資本金等の額} \times 0.25\%) \times 1/4$ と縮小されているが、昨今2020年オリンピック開催等に関連して一般寄付の要請を受ける機会が増大していること等から、この限度額を従前の「1/2」に戻して頂くことを要望します。併せて、期末資本金等の額が資本金+資本準備金の額を下回る場合には資本金+資本準備金の額を用いることとする改正を行うことを要望します。

平成27年度改正により地方税法（事業税外形標準資本割及び住民税均等割）に関し、期末資本金等の額が資本金+資本準備金の額を下回る場合には資本金+資本準備金の額を用いることとする改正が行われたことと平仄を合わせて頂くことが合理的と考えます。

- ・ 平成27年度に地方税の事業税外形標準課税の「資本割」について自己株式は資本金等から控除しないこととなったが、国税の法人税「寄附金損金算入限度額」の期末資本金等の金額は引き続き自己株式は資本金等から控除される取り扱いとなっており不整合が生じていることから、寄附金限度額計算において自己株式の額を資本金等から控除しないことを要望します。

(9) 引当金

1) 個別貸倒引当金制度の復活

【理由】

- ・ 個別貸倒引当金の対象となる債権は、その殆どが回収の見込めない状態のものであり、かかる債権の損金算入を認めなければ企業財務の健全性を損なう恐れがあるため、個別貸倒引当金の復活を要望する。

2) 貸倒引当金の損金算入要件の緩和・拡大

【理由】

- ・ 一継続的に行われる取引に限らず、原始取引であっても貸倒が生じる場合があり、経済的合理性を欠いているため、一定期間取引を停止している場合の貸倒について、現実に回収の目途のないものについて損金算入を認めてほしい。

3) 債権回収業者（サービサー）が取得した債権に係る貸倒損失の特例の創設

【理由】

- ・ 債権回収業者（サービサー）が取得した債権に係る貸倒損失の特例を設けることを要望する。一般的に、サービサーは債権額より低い価額（例えば1円など）で金融機関等から債権を譲り受けることが多い。このことから、これらの債権につき債務者の資力を確認するためには、サービサーにおける債権の簿価（譲り受けた価額）よりも多額のコストを要する可能性が高く、法基通9-6-2に基づき貸倒損失の計上判断を行うことは合理的ではない。
したがって、サービサー等の場合の貸倒損失計上基準を緩和するよう、柔軟な取扱いを設けてはどうか。

(10) 欠損金

1) 欠損金の繰越期間の延長・繰戻還付制度の復活及び控除制限の廃止

【理由】

- ・ 欠損を計上している会社の収益力向上・業績回復のために使用制限を撤廃していただきたい。
- ・ 欠損金の繰越期間は平成30年度より10年に延長されたものの、繰越期間が無制限である EU 諸国と比較すると不利な制度となっているため、欠損金の控除上限を撤廃し、繰越控除期間を更に延長されることを要望する。
- ・ 欠損金の控除限度額は、平成30年度に50%まで段階的に縮小されるが、欠損のある企業の早期業績回復を促すため撤廃を要望する。
- ・ 本制度は、平成4年度の税制改正で、財政面の理由から還付を停止するとして創設されたものである。中小企業については平成21年度税制改正にて不適用制度が廃止されたが、欧米先進国はいずれも還付制度を維持しており、税制の国際的イコールフットINGの観点から、企業規模に関係なく早期に廃止していただきたい。
- ・ 鉱業業界の投資は資源開発等回収期間が長期に亘るものが多く、税務上の欠損金の繰越可能期間はキャッシュフローに影響を与え、投資の意思決定を大きく左右する。投資に対する積極性を確保し、我が国経済の国際競争力の維持向上のためにも、欠損金の繰越可能期間の延長又は無期限化及び控除制限の撤廃をお願いしたい。
- ・ 欠損金の繰越期間延長は、企業の財政基盤の強化に資するものであり、安定的な事業運営をおこなっていくために、欠損金の取扱いについて見直すことが必要であるため、欠損金の繰越期間延長を要望する。
- ・ 課税の公平性、国際競争力の強化の観点から、永続的な期間で損益を通算できる制度とすべきである。研究開発期間が長期にわたり、費用と収益の認識タイミングに大きなズレを生じるケースがあり、欠損金の使用制限もあるなかで、限定期間のみ使用可能とする制度では、欠損に紐づく利益が出ても、相殺ができない。
- ・ 欠損金の期限切れが生じると、通算では利益が出ない企業に課税されることとなる。課税の公平性確保

及び国際競争力強化の観点から、繰越期限の延長を要望する。

- ・ 現下のコロナ禍の状況から今後の新たな事業への投資促進や国際競争力向上のため、また国際的イコールフットイングの観点からも繰越期間を延長いただきたい。
- ・ コロナ禍で、多額の欠損金計上が見込まれる中、我が国の制度は他国に比べ著しく制限的であるため、国際的イコールフットイングの観点からも、これら制度の拡充を求める。
- ・ 現行法令の繰越欠損金の控除限度及び繰越期間は諸外国に比べ制限が厳しく、失効した欠損金に対応する税率相当分は税負担増となっており、納税者に過度な課税を強いる結果になっている。また、新型コロナウイルスの影響による一時的な企業業績の悪化等により、繰越欠損金活用の重要性が今まで以上に増すこと、及び繰越欠損金活用の要件を大幅に緩和する国もあることから、企業の国際競争力強化の観点も含め、欠損金使用制限の見直しを要望する。
- ・ 新型コロナウイルスの影響による企業業績の急激な悪化は、多額の欠損金計上に繋がると共に、過去から繰り越されてきた欠損金の控除スケジュールにも多大な悪影響を及ぼす。その中で、企業の痛みを伴う構造改革を通じた早期再生や、経済回復後を見越したリスクの高い事業への投資を促進させるためには、危機対応としての繰越欠損金制度の見直しが不可欠である。

そもそも、繰越欠損金の控除および繰戻還付は、継続的に行われる事業活動を形式的に事業年度ごとに区切って所得金額を計算するために生ずる矛盾を解消し、租税負担を適正にするために本法上で認められた制度である。然るに、我が国における繰越欠損金の控除制度は、諸外国の同様の制度に比べて、控除期間が短く、単年度における繰越限度額も所得の50%に抑えられている。また、繰戻還付制度は、平成4年度税制改正で財政上の理由から適用が停止され、平成21年度税制改正で中小企業（資本金1億円以下の法人）の資金繰り対策として時限的に復活した。今回の新型コロナウイルスに係る緊急対策での適用拡大も中堅企業（資本金1～10億円）に留まっている。

日本経済の再生のために、企業規模に拘らないサプライチェーン全体での底上げを図る観点から、企業の規模や欠損金の新規・既往の区別なく、繰越控除上限の引上げ、繰越期間の延長、そして、繰戻還付の適用を速やかに措置すべきである。

2) 欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用

【理由】

- ・ 欠損等法人の欠損金に使用制限がかかる事由に該当するかを判定する際に指標となる事業規模について、法令113の2①一～三に規定する事業区分のいずれにも該当しない事業に係る事業規模の基準を明確にすることを要望する。

法令113の2①一～三では、事業を①資産の譲渡、②資産の貸付け、③役務の提供の3つに区分して事業規模の基準を定めているが、たとえば、投資業などはこの事業区分のいずれにも属さない。

また、投資資産が匿名組合出資の持分などである場合、損失の分配を受けることがあるが、損失分配額が売上金額又は収入金額に含まれるのか否かについても明らかではない。

したがって、たとえば投資業については、投資総額で事業規模を判定するなど、その事業の実態を適切に反映する基準を設けていただきたい。

(11) 租税法規定と会計基準の乖離調整

1) 乖離調整・IFRS等の新しい基準への対応

【理由】

- ・ 連結決算をIFRSで作成している一方で、主に税金計算の用途にて単体決算を日本基準で作成しているため、IFRSを一般に公正妥当な会計基準に加えていただきたい。

2) 研究開発費用関連の損金算入

【理由】

- ・ 会計制度との調和を図ることが、事務負担の軽減など企業の競争力確保のために資すると考えられるた

め、会計上容認される研究開発費について法人税法上も損金算入を容認してほしい。

3) 工事進行基準に関する会計基準との齟齬の是正

【理由】

- ・ 請負工事（追加工事含む）の対価が期末において確定していない場合の収益計上方法について、現行法における「該当原価の見積額を対価とみなす」とされている基準を会計基準（合意かつ合理的な見積による）と整合させて欲しい。現行税法であれば、未確定追加工事の概算計上額が最低でも損益±0（原価イコール）となり、実態が反映されない。仮に当該請負工事（本体）が当初より赤字工事であった場合においては、完成工事高の過大計上となり会計上容認されない。進行基準での赤字算入が認められなかった旧制度の遺物である。

4) 退職給付引当金・賞与引当金の損金算入

【理由】

- ・ 近年、会計基準の国際的な収斂に向けて企業会計基準の改正が加速化している中で、確定債務主義をとる税法との乖離がますます拡大する傾向にあり、計数処理を複雑化し、企業の事務負担を増加させている。平成10年度税制改正により賞与引当金が、また、平成14年度税制改正により退職給与引当金が、財源確保を理由に税務上廃止された。
しかしながら、賞与引当金及び退職給付引当金など労働対価性のある引当金は、社規等によって支給が明確に規定されている場合が多く、高い確度で債務履行がされているため、これらの損金算入を認めることは、企業会計と税務所得計算における乖離縮小のみならず、企業の担税力測定のためにも不可欠である。

5) 金融商品会計

【理由】

- ・ 公正なる会計慣行に従って行われたヘッジであっても、この条文が別段の定めとして機能することから、会計と税務が一致せず、不必要と思われる税務調整や会計上はやらなくてもよい有効性判定を行わなければならないなどの事務手間が生じている。ヘッジについては、会計と合わせるべく、別段の定めを削除していただきたい。

(12) 特別法人税の廃止

企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃

【理由】

- ・ 企業年金は本税の適用停止を前提に運営されているのが現状であり、仮に停止が解除されれば、企業年金の積立金減少の可能性が高まり、制度の持続性・安定性が著しく損なわれる。抛出時及び運用時非課税、給付時課税という年金税制の基本原則を徹底し、また企業年金制度の普及や適正な運営を図る観点からも、企業年金等の積立金に対する特別法人税を速やかに廃止すべきである。
確定拠出型年金の個人型については、抛出限度額および加入可能範囲の拡大といった制度改善が順次図られてきたが、制度の中立性・公平性の確保や制度の更なる普及の観点から、企業型において、確定給付型年金にはない非課税抛出限度額を撤廃すべきである。
少子高齢化が急速に進行し、社会保障負担が財政に与える影響が大きくなる中、公的年金制度を補完するものとして民間の自助努力に基づく企業年金制度の重要性が益々高まっている。年金制度を通じた老後の所得保障の充実を図るため、企業年金制度を普及・促進するための税制面での適正な措置が必要である。
- ・ 少子高齢化が急速に進行し、社会保障負担が財政に与える影響が大きくなる中、公的年金制度を補完するものとして民間の自助努力に基づく企業年金制度の重要性が益々高まっている。年金制度を通じた老後の所得保障の充実を図るため、企業年金制度を普及・促進するための税制面での適正な措置が必要である。
今日、企業年金等の積立金に対する特別法人税は平成11年度より適用が停止されており、令和2年度税制改正においても3年間の措置延長が図られたことから、企業年金は本税の適用停止を前提に運営されて

いるのが現状である。

仮に停止が解除されれば、企業年金の積立金減少の可能性が高まり、制度の持続性・安定性が著しく損なわれる。

したがって、拠出時及び運用時非課税、給付時課税という年金税制の基本原則を徹底し、また企業年金制度の普及や適正な運営を図る観点からも、企業年金等の積立金に対する特別法人税を速やかに廃止すべきである。

- ・ 特別法人税は、年金の積立金残高に対して約1.2%（地方税を含む）の税金を課すものですが、当該負担は極めて重く、万一課税された場合には、確定拠出年金制度の普及に対する大きな障害になると考えます。

国民の自助努力を促し、確定拠出年金制度を発展・普及させるためには、年金資産に対する運用時の課税を撤廃することが有効と考えます。現在、個人型年金および企業型年金の積立金に対する特別法人税は、令和4年度までの経過措置により課税停止とされておりますが、本税は制度として廃止すべきであると考えます。以上の理由から、確定拠出年金制度について、個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃することを要望します。

- ・ 運用口座にある年金資金全体を課税標準とする資産課税であり、運用損益に係わらず課税されるため、年金資産が多いほど納税額が増えることになる。健全な企業年金制度維持のために廃止を要望する。
- ・ 勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定を実現し、国際的にも見劣りしない水準の制度とするため、2023年3月末まで課税凍結されている積立金の特別法人税について撤廃を要望する。主要先進国でこのような積立金に課税している例はないことから、撤廃が必要である。
- ・ 退職年金等積立金等に対する法人税は、平成31年度まで課税が停止されているが、運用時と受給時の双方に課税する方式そのものが不相当であると考えられることから、退職年金等積立金に対する法人税の課税は廃止していただきたい。

(13) その他

1) 外国の事業体に係る課税の明確化等

【理由】

- ・ チャリタブルトラスト（慈善信託）が株主である外国法人の完全支配関係の判定を整備し、中小法人に該当するものとして中小法人向けの特例措置の適用を認めることを要望する。平成22年度税制改正において、大法人の100%子会社に対する中小法人向け特例措置の適用に制限を設ける改正が行われた。

現行法では、株主が慈善団体に寄付することを最終目的とした「慈善信託」となっている外国法人が、大法人による完全支配関係がある法人に該当するか否かを判定する場合、(1)平成19年の新信託法施行後に設定された慈善信託は、法法143⑤二ハに規定する法人課税信託の受託法人に該当する（すなわち中小法人には該当しない）と解され、(2)新信託法施行前に設定された慈善信託は、受益者が特定していないものとして受託者（＝委託者）の資本金により判定を行うものと解されている。しかし、(2)の場合において、受託者に完全支配関係を有する親会社が存在する場合、その最上位の海外親会社に関する情報を入手することは困難なことも想定される。また、中小法人向け特例措置の適用制限は、親会社の信用力により資金調達や事業規模の拡大等が可能とされる中小法人を対象に設けられた規制であり、慈善信託により実質的な株主が存在しないような外国法人が本規定の制限を受けることは本規定の制度趣旨に合致しないものと考えられる。したがって、慈善信託が株主である外国法人は本規定の制限を受けないよう法令で手当てすることが望まれる。

2) 組合に係る課税の明確化

【理由】

- ・ 匿名組合契約に基づく利益の分配に係る所得の計算方法を法令上整備することを要望する。

匿名組合事業における支出金額のうち寄附金又は交際費等に該当する金額があるときは、営業者がそれらを支出したのとして営業者の所得金額を計算することが、法人税基本通達14-1-3の逐条解説で

示されているが、「等」の範囲が明確にされておらず、税務調整を営業者のみで行うべきかにつき、疑義が生じることがある。匿名組合事業から生じた税務調整項目は、損益分配比率に応じて、営業者及び匿名組合員に帰属するものと取り扱うことが妥当であると考えられるため、その旨法令で明確化していただきたい。

- ・ 出資割合と損益分配割合が異なる場合の帰属損益額の計算方法の詳細を明らかにすると共に、この場合の構成員における課税関係を法令上明記することを要望する。

平成17年の有限責任事業組合法の成立により、出資割合と損益分配割合が異なる任意組合等の組成が可能となった。しかし、この場合の組合員の帰属損益額の計算については、法人税基本通達14-1-2(注)2において出資の価額を基礎とした割合を用いて計算する方法が例示的に示されているにとどまっている。したがって、法人税法施行令等でその計算方法の詳細について定められることが望ましい。

また、損益分配割合が出資割合と異なる場合、たとえば受取配当等益金不算入制度など出資比率により課税関係が判断される規定の適用にあたり、構成員の課税関係について実務上判断に迷うことがあるため、この点についても法令で明らかにされることを望む。

- ・ 組合事業に係る外貨建資産等の期末換算方法の選定を組合員の事業所とは別の事業所として選定できることを明らかにすることを要望する。

減価償却資産の償却方法及び棚卸資産の評価方法は、法人税基本通達14-1-2(注)3において、組合事業を組合員の事業所とは別個の事業所として選定することができることとされているが、外貨建資産等の期末換算方法の選定については何ら明記されていない。組合事業に係る外貨建資産等の期末換算方法の選定についても減価償却資産の償却方法等と同様に、組合員の事業所とは別の事業所として選定できる旨を明確化していただきたい。

- ・ 会計上純額法を適用した場合でも、課税上弊害がないように明細書を作成する等の要件を課すことを明文化して、受取配当金等の別表調整を認めることを明確にしていきたい。
- ・ プライベート・エクイティ・ファンド等による投資では、近年金融機関等から任意組合等の組合員として出資を受ける方法でいわゆるメザニン・ファイナンスを検討する事例や、マネジメント・バイアウトの取引において任意組合等に組合員として機関投資家及びマネジメントが共同して出資・投資する事例などにおいて、その立場の異なる組合員間において、複雑なりターンの配分や(一定の金額までは機関投資家への分配を優先するなどの)複雑な分配の順序の設定を検討するケースが徐々に増えてきているように思われる。

こうした投資では、組合出資者間の出資残高の割合や累積の分配請求権の割合が経常的に変動する状況が生じるところ、現行法では通達を含め明確な規定はなく、また、このような出資割合の変動を組合財産の譲渡とみなして課税とする学説等もあるため、ビジネス上の要請に反して採用し難い状況が認められる。

投資が継続しており直ちに課税上の弊害を伴うものでもなく、出資割合と損益分配割合が異なる一定の組合投資については、このような出資割合の変動に起因する法人税・所得税の課税がないことを明確にすることが望ましいと考える。

3) 構成員(パススルー)課税の導入

【理由】

- ・ 法令上組合税制の規定がないことから利用が進まない部分があると思われるため、組合税制を法令上規定していただきたい。その際には組合への一定の現物出資・現物分配については課税繰り延べを認め、パススルーの取扱いを認める方向でお願いしたい。また相続税・贈与税の財産評価において会社形態と比較して過度な負担にならないよう配慮していただきたい。
- ・ 時代を担うメガベンチャー創出のための税制インフラとして、LLCへの出資者に対するパススルー課税導入が有効と考えられるため、法人税法本法におけるパススルー課税の導入(LLC)等恒久的税制インフラの整備を要望する。
- ・ 事業再編・事業再構築を促すため、合同会社での構成員(パススルー)課税を認めるべきである。
- ・ 合同会社に対する構成員課税(パススルー課税)制度の導入を要望したい。

4) スtock・オプション付与に係る費用の付け替え

【理由】

- 平成29年度改正により、個人から役務の提供を受ける法人以外の法人が発行した特定新株予約権が交付される場合にも法人税法第54条の2が適用されることとなった。
特定新株予約権の費用を損金に算入する法人は、その発行法人ではなく、個人から役務の提供を受ける法人であると考えられるが、発行法人からの費用の付け替えの有無・付け替えの額にかかわらず、新株予約権の発行時の時価（役員に対する事前確定届出給与のうち確定数給与に該当するものについては、交付決議時価額）を給与等課税事由が生じた日において損金の額に算入することになるのか、明確にいただきたい。

5) 外貨建資産等の換算方法

【理由】

- 外貨建資産等の法定換算方法を期末時換算法に統一することを要望する。
外貨建債権債務の換算方法を選定する場合には、その取得日の属する事業年度に係る確定申告期限までに届出書を提出する必要があるが、換算方法を選定しない場合には、法定の換算方法（長期外貨建債権等は「発生時換算法」、短期外貨建債権等は「期末時換算法」）で換算することとされている。
しかし、外貨建取引に関する会計基準（外貨建取引等会計処理基準）によれば、外貨建金銭債権債務は決算時に決算時の為替相場により換算することとされていることから、税務上もこれと合わせ、外貨建債権債務が短期であるか長期であるかにかかわらず、法定の換算方法を「期末時換算法」とすることとしてはどうか。そして長期外貨建債権債務について「発生時換算法」を選択した場合のみ、換算方法の届出を行うこととしてはどうか。

6) 配当等の計算期間の初日に元本を取得した場合における簡便法の計算方法

【理由】

- 配当等の元本を取得した日とその配当等の計算期間の初日である場合において、配当等の計算期間の「開始の時」に元本を所有していたものとして取り扱ってよいか明らかでない。
「開始の時において所有していた元本の数」には、計算期間の初日に取得した元本の数を含むのかどうかを明確にいただきたい。

7) 特定同族会社の留保金課税制度の撤廃

【理由】

- 制度の本来の主旨は、個人事業者が法人成りした場合の所得課税と法人課税の不均衡の是正にあり、オーナーへの配当をせず法人に留保することで逃られる所得課税の補完であったものと考えられる。平成19年税制改正において、本来の射程と考えられる中小企業を資本金1億円基準で除外し、制度は今日に至っている。
資本金1億円超の特定同族会社は、制度本来の主旨に照らして不合理な会社まで留保金課税による追加課税を余儀なくされており、特に法人形態で海外展開している特定同族会社の場合は、法人税で95%非課税とされる海外子会社からの受取配当金に結果として留保金課税が適用される大変不公平な結果となっている。
特定同族会社に該当する上場会社を留保金課税の対象から除外することを要望。
特定同族会社の留保金課税制度が設けられた趣旨は、相互に特殊な関係を持つ少数の者が支配する法人が剰余金の分配の時期を遅らせること等により剰余金を留保することを抑止するためであることから、上場会社に対して留保金を課税することは、この趣旨にそぐわないものとする。

8) 事業税の損金不算入

【理由】

- 現行、事業税が損金算入されることにより、法人税等の計算事務が複雑化している。事業税を損金不算

入とし、税額計算の簡素化を図るべきである。なお、企業が負担する税額が全体として増加しないよう、法人税率の引き下げを合わせて実施するべきである。

9) 控除対象消費税額の損金経理要件の廃止

【理由】

- ・ 控除対象外消費税の額を決算時に確定することは難しく（個別対応方式への対応かつ複数税率の混在により更に難しくなっている）、金額的にも重要なものでもないため、損金経理なしに損金算入できるようにすることが事務効率化につながるため。
- ・ 消費税95%ルールの撤廃に伴い、資産に係る控除対象外消費税額を損金算入しなければならないが、課税売上割合の算出など数値の確定には時間を要するため、決算時に控除対象消費税額を確定することは難しく、資産に係る控除対象外消費税の損金算入要件の撤廃を要望する。
- ・ 売上高が5億円を超える企業では消費税の95%ルールが適用できなくなり、控除対象外消費税等は損金算入されることとなったが、控除対象外消費税等のうち資産に係るものを損金算入するには損金経理が要件となっている。

しかし、決算確定日までの短い期間に控除対象外消費税等の正確な金額を把握することは極めて困難であること、決算確定後、法人税の確定申告期限までの間に申告調整が必ず発生するため、確定した控除対象外消費税等と損金経理した控除対象外消費税等が一致することはまずありえないが、その差額は通常それほど多くなるとは考えられないこと等から、資産に係る控除対象消費税等について、資産に係るもの以外の控除対象消費税等と同様に損金経理要件を撤廃し、法人税の確定申告書において所得を減算できるよう要望したい。

- ・ 役員給与の一部について損金算入が可能となっているが、損金算入要件が複雑であり、その手続きも煩雑であることから、会社法に基づき適法に職務執行の対価として支給されている限りにおいては、原則損金算入を認めるべきであると考えられることから、役員給与については、原則損金算入可能とする事を要望する。
- ・ 控除対象外消費税額等は損金算入されるが、資産に係る控除対象外消費税額等を損金に算入するためには、損金経理を要する。しかし、決算確定日までの短い期間において、控除対象外消費税額等の正確な金額を把握することが極めて困難であり、また、決算確定後、法人税の確定申告期限までの間に、収益計上もれ、費用過大計上などの申告調整が必ず発生するため、控除対象外消費税額等と、損金経理した額が一致することはほぼない。特に、確定額>損金経理額の場合、その差額を60カ月で損金化することは過度な事務負担となることから、資産に係る控除対象消費税額も損金経理要件を撤廃し、法人税の確定申告書において、所得を減算できるよう要望する。

11) 申告書の記載について

【理由】

- ・ 申告書はシステムで作成しているが、金額チェックの際に電卓で計算する必要があり、事務工数がかかっているため、一括償却資産の別表について、別表4で所得調整すべき金額の合計金額の記載欄を設けていただきたい。
- ・ 短い周期で確実に税務調査が実施されており、調査の際に詳細な概況説明も行っている。従って、確定申告書への添付は事務負担軽減の面からも廃止して頂きたい。
- ・ 電子申告の適用は納税者・徴税者双方にとっての事務効率化やコスト削減を目的としている。電子申告の義務化をより実効性のあるものとするため、一定の書類の添付省略や保存要件への変更により、納税処理に係る事務負担を削減することが望まれる。

2 連結納税制度

(1) 連結納税制度全般の整備

【理由】

- ・ 納税者等の事務負担軽減のために簡素化の方向で見直すことは望ましいものの、「個別申告方式とすること」がその目的に適っているかどうかについては慎重な検討をお願いしたい。グループ一体経営の実態に着目すれば、研究開発税制、外国税額控除などのグループ調整計算は、連結納税全体として実施すべきものであり、個別計算への変更は制度の後退であり反対である。事務負担の増大および事務の煩雑さから制度の簡素化を理由にグループ一体計算を個別計算へと見直すことは同義でない。

グループ経営を推進している企業において、トレード（商取引）は子法人が行い、出資やファイナンス、コンプライアンス統括機能等は親法人が担っているような例では、キャッシュ及び収益のインプットとアウトプットとが一社では完結しないことも多く、グループ一体で限度額計算を行わないと不整合が生じる。製造業においては長期間に亘ってリスクの高い巨額の研究開発及び設備投資を親法人等一定のグループ会社に集中させて実施していることから、個社毎の計算では実態を反映せずグループ一体での調整計算が必要である。

- ・ 連結納税グループの加入から一定期間後に離脱する場合について、加入しないとする範囲、時価評価課税等の対象外とする範囲の拡大を要望する事例がある。現行制度においては、完全支配関係が生じた後、その月の月末に完全支配関係が解消する場合には、連結納税グループに加入しないことが認められており、加入する場合でも、完全支配関係が生じた日から2ヶ月以内に離脱する場合には時価評価課税等を対象外とすることが認められている。

上記にかかわらず、合弁企業等を他社に売却する際に、一旦100%化した上で実施するケースがあり、この場合、諸事情により売却までに2ヶ月以上要することがあるため、一旦連結納税グループに入ると、加入・離脱時にみなし事業年度に伴う各種手続が生じる。また、時価評価課税等の対象となる場合には課税負担も生じる。これらの問題意識を踏まえ、月をまたぐ場合でも一定期間内に離脱する場合には連結納税グループへ加入しないことを認め、一旦加入するときでも、連結納税グループ各社の申告期限までに離脱する場合などには時価評価課税や欠損金等の制限の対象外とすることを認める改正を行うことを要望する。あわせて月中に行う離脱についても加入時と同様に離脱時期の特例等の制度を設け、月末にみなし事業年度が生じることを可能とすることを要望する。また、グループ内の適格再編による離脱に関し投資簿価修正を不要とすることで、円滑な組織再編の実施を後押しいただきたい。

- ・ 連結納税制度は、持株会社化等、わが国企業における経営組織形態の多様化の進展に合せ、企業の国際競争力の維持・向上に資する観点から、平成14年度に導入され、適用企業も着実に増加してきた。一方で、制度が複雑で、官民双方の実務負担が高いことから、簡素化を含む見直しが検討されているところである。

簡素化については、連結納税制度の立法趣旨を活かし、企業グループが一体経営している実態に即した取り扱いの維持を前提とする必要がある（グループ全体で計算する研究開発税額控除等の連結調整など）。

また、連結納税制度の適用範囲は国税である法人税に留まっているが、その導入の趣旨から、国税のみに限らず、広く地方税にも適用を拡大すべきである。

- ・ 中小企業である連結納税加入法人が加入時期特例を適用すると、みなし事業年度末には既に連結子法人であるため、中小企業特例について連結親法人の資本金で判定されることとなり、単体申告でありながら特例の適用を受けられなくなる場合がある。これは制度が意図しているものではないと考えられるため、改正を要望する。

具体的には、交際費の損金不算入制度、特定同族会社の留保金課税制度などが影響を受けている。

- ・ 昨今の企業グループ経営の実態に即し、以下の点についてグループ通算制度を見直していただきたい。

1. 減耗控除制度における所得基準額計算の見直し（連結納税採用下での計算維持）

減耗控除制度の特別控除の計算の中の基準の一つの「所得基準額の計算」に関し、連結納税採用下では繰越欠損金の有無は個別会社にて判断され、単体納税会社と比しても公平な計算方法が採られている。

しかしながら、グループ通算制度の導入に際して繰越欠損金の有無の判断が連結納税グループ全体で

の判断に変更される。これは、減耗控除制度の適用のある会社に繰越欠損金が無い場合でも、連結納税グループ全体で繰越欠損金が存在する場合は当該制度が利用できないことを意味し、単体納税との公平性を著しく失うこととなる。

そのため、減耗控除制度における所得基準額計算の連結納税採用下での計算維持をお願いしたい。

2. 地方税（法人住民税・事業税）へのグループ通算制度の導入

グループ通算制度の適用は法人税に限られているが、その適用範囲を法人税と一体で計算される地方税（法人住民税・事業税）にも対象範囲を広げていただきたい。

3. 損益通算の対象会社の緩和

グループ通算制度の適用範囲は、内国法人で親法人により直接または間接的に100%出資された法人に限られているが、出資要件を緩和していただきたい。

4. 取用控除限度額の個別会社毎の限度額設定

グループ通算制度の導入に伴い、グループ通算制度およびグループ法人税制の適用法人は、取用控除限度額の限度額がグループ全体で年間5,000万円とされる。一方でそれらの適用の無い法人は、個別会社毎に年間5,000万円の限度額が設定されている。そもそも取用・換地は、法人の意図と関わりなく生ずるものであり、これを納税方法等の違いによって控除額に違いを設けることは公平性に欠くため、取用控除限度額の個別会社毎の限度額設定をお願いしたい。

- ・ 現在検討が進められている連結納税制度見直しにおいては、修正時の事務負担軽減の観点等から、個別申告方式への移行やグループ調整計算の見直し等々が検討されていると理解する。事務負担軽減の趣旨は理解するが、見直しの結果、グループ一体経営に支障を来したり、現行制度に沿って連結経営を進めてきた連結納税制度適用済企業に著しい不利益が生じたりすることを懸念するもの。
- ・ 令和2年度改正に際しても、簡素化ありき、個別申告ありきではなく、グループ一体経営の実態を踏まえて、グループ調整計算の継続を強く訴えた。多くの産業界・企業からの働きかけが実り、研究開発税制及び外国税額控除ともに、基本的にはグループ調整計算の存続が実現できたことは喜ばしい。しかしながら、令和2年度のグループ通算制度導入においては研究開発税額控除の増額修正は認められなかったことから改正を要望する。
- ・ グループ通算制度における投資簿価修正では、離脱子法人の帳簿価額を簿価純資産価額とすることとされており、子法人買収時のプレミアムが譲渡原価に算入できない。これは、グループ通算制度を採用していない企業グループとの課税の公平性を損なうものであり、現金で支払った株式取得対価が譲渡原価に算入されないのは不合理であることから、プレミアムについては譲渡原価に算入されるよう、現行制度の改正を要望する。
- ・ 国税局の税務調査の手間削減しか考えておらず、企業にとっては業務効率改悪にしかになっていないように見受けられる。働き方改革や決算早期化が叫ばれている中、時代の流れに逆行している。試験研究費の税額控除や欠損金の配分方法、個別帰属額を計算しないこと等、大きく変わる。決算において各社の法人税額の見積りが大変困難になると思われる。個別帰属額を計算するなど、決算にも配慮したやり方にして欲しい。

(2) 子会社欠損金の持込制限の緩和

【理由】

- ・ 特定連結欠損金については、当該子法人の当期の個別所得を控除限度額とする制限があるが、控除にあたっては恣意性が働くものではなく、親法人の欠損金と同等に連結所得金額から控除するように取り扱うべきと考える。
- ・ M&Aによる事業拡大や、グループ会社を100%化することによるシナジー強化での企業競争力の向上を阻害する要因となっているため、連結納税開始・加入時の繰越欠損金の持ち込みについて制限の緩和を要望。

(3) 連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価

【理由】

- ・ 未実現の損益に対して課税することが、M&Aによる事業拡大の阻害要因となっている。
また、資産の含み益に対する課税では、担税資金を有していないケースもあり、課税タイミングとしては適切ではない。したがって、時価評価課税の廃止を要望する。
- ・ グループ通算制度においては、個社が通算グループに月次決算期間の途中で加入する際には、加入月の月次決算期間、又は会計年度の末日までの期間をみなし事業年度とすることができる「加入時期の特例」が定められており、機動的な通算グループ組成が可能となっている。一方、既に通算グループを組成している企業集団が買収等により別の通算グループに加入する場合、加入時期の特例が認められておらず、そのため、月次決算期間の途中で加入となった場合には加入日にて事業年度を区切り、申告を行う必要がある。この場合、月中で決算を締めた上で申告作業を行う必要があり、極めて非効率であることに加え、機動的な通算グループ加入を阻害するものである。事務負担の軽減、及びグループ通算制度の円滑かつ機動的な活用の観点からも、当該加入時期の特例を要望する。

(4) 連結納税制度に係る計算規定の整備

1) 連結納税下における外国税額控除制度の見直し

【理由】

- ・ 既存の連結納税制度の後押しを受けて、経営の効率化・合理化の為に事業の分社化を進めてきた企業グループにおいては、親会社単体のホールディングカンパニー化に伴い、親会社の所得が欠損尻に陥る傾向にある。斯様な親法人においては、従来の連結納税制度を背景とした分社化を積極的に推進してきたが故に、グループ全体計算の廃止によって、所得を元に創出される税額控除の枠が創出されなくなる可能性があるため、現行のグループ全体での控除限度額算出方法を堅持頂きたい。
- ・ 海外取引が増える中、海外で外国法人税が源泉される取引が増えているため、別表6(4)の作成にあたり、記載件数が増え相当の時間を要している。明細書を保存要件にする等により、記載項目を簡略化することで事務処理の軽減につながるため。

2) 投資簿価修正

【理由】

- ・ 連結子法人が連結納税グループ加入前に有していた剰余金を連結納税グループ加入後に親会社に配当する場合、投資簿価修正の対象となるが、連結グループ加入前の課税済所得に対して、連結離脱時に再度、連結納税グループで課税されることになる為、二重課税排除が必要である。さらに、連結納税採用会社と非採用会社との間で課税の不公平も生じている。したがって、投資簿価修正の対象から、連結納税加入前剰余金の配当による利益積立金の減額分を除外することを要望する。
- ・ 現行では時価評価課税後の利益積立金額を投資簿価修正の基礎金額としているが、時価評価課税前の利益積立金を投資簿価修正の基礎金額とし、時価評価課税により異動する利益積立金を帳簿価額修正の調整対象とすることで、連結親法人が保有する連結子法人株式の税務簿価に時価評価課税を反映させることを考慮していただきたい。(対象会社の株式を新規に100%取得して連結子法人とする場合の取得価額は時価相当となるので問題は生じないが、一定量の既存持分に追加取得して連結子法人とし、その後譲渡で離脱する場合、連結加入前に時価評価により課税が生じることに加え、親法人で株式譲渡益が再度生じる結果となってしまう可能性がある。)
- ・ 連結グループという1つの納税主体内での二重課税や二重控除を防ぐために設けられた制度であり、連結納税制度特有の追加の納税を意図したものではないと考えられるが、連結納税加入前に計上された剰余金があった連結子法人株式を、当該剰余金を配当した後に譲渡する場合、帳簿価額修正により当該配当分も譲渡益として課税されることになる。

仮に、連結納税を導入していない場合には、配当益金不算入制度により課税が生じないことから、連結

納税による追加の納税が生じていることになるため、連結納税加入後に増加した利益積立金を超える配当を行った場合には帳簿価額修正の対象とされないように改正することを要望する。

- ・ グループ通算制度における投資簿価修正制度は、通算グループからの離脱法人の株式の離脱直前の帳簿価額を、当該離脱法人の簿価純資産価額に相当する金額と定めており、現行の連結納税制度においては投資簿価修正で考慮される、当該離脱法人を買収した際の取得価額や取得時以降の利益積立金の異動額等を一切考慮しない制度となっている。従い、この制度が適用された場合、プレミアム付で買収した子法人株式を売却する際に、プレミアム相当分を譲渡原価に算入することが認められず、グループ通算制度を適用しない会社に比べて著しい不利益が生じることとなる。また斯かる不利益を回避すべく、グループ通算制度への移行前に、過去にプレミアム付で取得した子法人株式の一部売却を迫られる、若しくは、子会社を買収する際に、完全子会社化を避ける等、企業の連結経営に重大な支障を来しかねないことから、本制度は是正されるべきと考える。

- ・ 離脱時に離脱法人株式を簿価純資産へ時価評価することになっていますが、買収により通算グループへ加入する場合に資産の時価評価対象外となる法人については、知財やのれん、コントロールプレミアム等の株式価値を構成するが簿価純資産を構成しない要素があるため、通算法人株式の取得価額は簿価純資産以上になります。そのような通算加入法人が将来、通算グループを離脱する場合には、簿価純資産を構成しない知財やのれん価値相当分が通算法人株式の簿価切り下げ要因となり、仮に知財やのれん価値が変わらないときであっても、株式譲渡益課税が生じると考えられます。その為、不合理な課税が生じてしまう状況になってしまいます。

そのため、資産の帳簿価額の定義の中に、通算グループ加入時の株式価額と簿価純資産価額の差額を含めるようにすることを要望します。

- ・ グループ通算制度における投資簿価修正制度では、子会社をプレミアム付きで取得した際のプレミアム相当額を、子会社株式を譲渡する際の譲渡原価に算入できず、現行の連結納税制度における投資簿価修正制度と比べても、グループ通算制度を導入しない会社と比べても、著しく不利益が生じる制度である。課税の公平性、及びグループ通算制度導入促進の観点から、グループ通算制度の投資簿価修正制度において、企業買収時のプレミアム相当分につき、その実現状況を考慮しつつ、譲渡原価に算入する（ディスカウント付き取得の場合はディスカウント相当分を譲渡原価から控除する）措置を講じることを要望する。

- ・ グループ通算制度における投資簿価修正制度は、通算グループからの離脱法人の株式の離脱直前の帳簿価額を、当該離脱法人の簿価純資産価額に相当する金額と定めており、現行の連結納税制度においては投資簿価修正で考慮される、当該離脱法人を買収した際の取得価額や取得時以降の利益積立金の異動額等を一切考慮しない制度となっている。従い、この制度が適用された場合、プレミアム付で買収した子法人株式を売却する際に、プレミアム相当分を譲渡原価に算入することが認められないこととなるが、有価証券購入の代価として現に支出している金額が取得価額を構成せず、費用として認められないことは不合理であり制度として矛盾をはらんでいる。加えて、グループ通算制度を導入適用しない会社に比べて著しい不利益が生じることにもなる。

また斯かる不利益を回避すべく、グループ通算制度への移行前に、過去にプレミアム付で取得した子法人株式の一部売却を迫られる、若しくは、子会社を買収する際に、完全子会社化を避ける等、企業の連結経営に重大な支障を来しかねないことから、本制度は是正されるべきと考える。

3) その他

【理由】

- ・ 連結納税グループ内の法人間での組織再編においては、連結納税グループ単位では比較試験研究費の増減がないはずであるが、本法令では合併法人等への移転だけが規定され、被合併法人等からの除外規定が明記されていないため、比較試験研究費の二重計上が生じる可能性がある。本規定は被合併法人等から合併法人等に移転される比較試験研究費の計算規定であるが、被合併法人等においては当該移転金額が除外されるべきところ、その規定がないため新設することを要望する。

(5) 申告・納付期限の延長

【理由】

- ・ 特に連結納税においては、税額計算に時間を要することを理由として確定申告期限の2カ月延長が認められており、当然、事業年度終了後から2カ月以内に税額が確定しない。従って、確定申告期限を前提とした納付期限とすべきである。

(6) 連結納税離脱関係

1) 離脱子法人株式の帳簿価額

【理由】

- ・ 子会社株式取得時の簿価と、譲渡価額の差額については担税力を示す者であり、課税所得に加算又は減算することが実態に即しているため、通算子法人株式の譲渡損益をないものとする帳簿価額修正については、廃止されたい。

2) 離脱時の益金・損金算入額の算定方法の見直し

【理由】

- ・ グループ通算制度において、例えば株式を取得して通算子法人とした当該法人をグループ外に売却する場合、その譲渡簿価は取得価額にかかわらず簿価純資産をベースに算定されることになっている。取得時にプレミアムを付けることが一般的であり、その分が譲渡簿価に加味されないことになると、意図せざる二重課税が発生することになるため、そのようなことが生じないように制度開始前に手当されることが必要である。
- ・ グループ通算制度においては、通算グループから離脱する法人が、帳簿価額が10億円を超える資産の譲渡等による損失を計上することが見込まれ、かつ、その法人の株式の譲渡等による損失が計上されることが見込まれている場合には、離脱直前の事業年度において、当該資産に関して時価評価損失の計上を行うことが求められる。斯かる措置が含み損を有する資産を保有する子法人に関して損失の二回控除を防止する観点から導入される趣旨は理解する一方で、当該損失が本来はグループ内の損益通算の対象となるべきところ、子会社のみなし事業年度の損失として扱われるため、損益通算の機会を逸する措置となっていることから、離脱子会社のみなし事業年度の損失を損益通算の対象とすることを要望する。
- ・ グループ通算制度においては、含み損を有する資産を保有する子会社がグループを離脱する際、一定の条件を充足した場合に、当該子会社の離脱直前の事業年度において資産の評価損を計上することが求められる。当該損失は本来的にはグループにおける損益通算の対象となるべきであるところ、離脱子会社におけるのみなし事業年度の損失として扱われるため、損益通算の機会を逸する制度となっていることから、離脱子会社におけるのみなし事業年度の損失を損益通算の対象とすることを要望する。

3) みなし離脱日の設立

- ・ 月次決算期間の中途での通算グループからの離脱については、グループ通算制度加入時の加入日の特例措置と同様の措置が設けられていないため、通算グループからの離脱法人のみなし事業年度を月次決算期間、又は会計年度の末日とする特例措置を要望する。

3 グループ法人税制

(1) B/S 未計上の無形資産の繰延処理

- ・ 現行のグループ法人税制上、譲渡損益調整資産を完全支配関係のある他の内国法人に譲渡した場合には当該譲渡損益を繰り延べることとされているが、簿価1,000万円未満の資産は繰延対象となる譲渡損益調整資産には含まれていない。このため、BS 未計上の無形資産（自己創設の営業権等）の譲渡と解された

場合、譲渡時に譲渡法人側で譲渡益課税が生じることとなる。グループ法人間での事業譲渡の円滑化や他の組織再編行為（適格分社型分割等）との課税関係の平仄を合わせることを目的に本件要望する。

4 組織再編税制

(1) 組織再編成に係る適格要件の緩和等

1) 欠損等法人の組合による特定支配関係の判定

【理由】

- ・ 組合による特定支配関係の判定の基準を緩和していただきたい。
内国法人が一の組合契約における組合員による特定支配関係を有することとなった後に、その組合契約に1名でも新たな組合員が参加した場合には、その時点で新たに特定支配関係を有することになってしまう。

2) 民事再生法や ADR の手続きの中で、発行済株式の100%を無償減資し、同日に増資した場合の特定支配関係

【理由】

- ・ 民事再生法や ADR の手続きの中で、発行済株式の100%を無償減資し、同日に増資した場合の特定支配関係の考え方を整理することを要望する。民事再生法や ADR の手続きの中で、発行済株式の100%を無償減資し、同日に増資する場合がある。たとえば無償減資前に50%超の株式を有しており、かつ、増資後も引き続き50%超の株式を有する場合には、100%無償減資によっていったん特定支配関係が切れてしまうことになるのか、疑義のあるところである。

公正な第三者の手続きにより進められる民事再生法や ADR の下での公的・私的整理の場合には、欠損等法人を恣意的に利用することを防止する法第57の2及び法第60の3の規定を適用する必要性がないことから、上記の場合には特定支配関係が継続していることとするよう、法令化されることが望ましい。

3) 先行設立した受皿会社に対する共同吸収分割の適格要件緩和

【理由】

- ・ 認可事業の場合、受け皿会社を先行設立し許認可を取得させた後に当該会社に共同吸収分割を行う必要がある。このとき規模要件及び事業関連性要件を満たせず非適格再編となる事例が多いが、認可事業でなければ本来は共同新設分割を実施し適格再編となるべきものであり、適格要件の緩和を要望する。

4) 消費税の課税対象となる資産を現物出資した場合の適格要件

【理由】

- ・ 下記の理由から、消費税の課税対象となる資産を現物出資した場合の適格要件を明確にすることを要望する。

消費税の課税対象となる資産を現物出資した場合には、被現物出資法人から現物出資法人に対し消費税相当額の金銭が交付されることによって、適格要件を満たさなくなるのではないかという疑義が生じる。

東京国税局は適格現物出資に該当するという回答をしているようであるが（租税研究平成25年7月「組織再編税制における実務上の留意点」）、国税庁のHPなどにおいて公にされている状況ではない。

この点が明らかにされることで、現物出資がより広く活用されることが期待されるので、取扱いを明確にいただきたい。

5) 三角組織再編成を行う場合の親会社株式の取得

【理由】

- ・ 親会社株式を対価とする三角組織再編成に先立ち、その親会社株式を有利発行の方法により取得する場合には、受贈益課税の対象外とすることを要望する。

三角組織再編成に先立ち、その対価とするための親会社株式を取得する場合にはいくつかの方法が考えられるが、たとえば親会社が第三者割当増資を行い、子会社が親会社株式を引き受ける方法を選択した場合、有利発行を行うと子会社に受贈益課税が生じることとなる。この場合に受贈益課税が行われないこととすれば、子会社は親会社株式の取得のための資金調達の方法及びその返済方法等を検討する必要がなく、三角組織再編成がさらに活用されていくものとする。

6) 法人税基本通達1-4-11に係る借地権の取り扱い

- ・ 下記の理由から、法人税基本通達1-4-11に係る借地権の設定について、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配においては、権利金の認定課税は適用されないことを法令で明らかにすることを要望する。

法人税基本通達1-4-11は、法人税法施行令第138条第一項（土地等の帳簿価額の一部の損金算入の規定）が適用され損金に算入された金額は、分割、現物出資又は現物分配において移転元法人から移転先法人へ承継された土地の一部（借地権）として取り扱うこととしている。したがって、移転先法人は、その金額を承継した土地の一部（借地権）として認識することになる。

一方で、例えば土地建物を所有している法人が会社分割で建物のみを分割する場合、法律上、分割前に借地権の設定をすることができないので、分割効力発生後に、分割法人と分割承継法人との間で借地権の設定契約を行う。

この借地権の設定契約について、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配において権利金の認定課税が適用されると、分割承継法人等は認定される権利金も資産として認識しなければならなくなり、借地権という同一の資産を重複して認識させられることになってしまう。

7) 税制適格となるスピノフの範囲

- ・ 「他の者による支配関係」がある場合、税制適格のスピノフの要件を満たさないため、税制適格のスピノフを利用できない。

しかし、他の者による支配関係がある法人においても、事業ポートフォリオの最適化やいわゆるコングロマリットディスカウントの解消により、（構造改革等のための）資金調達が容易にすること等を意図したスピノフの要望は少なくない。スピノフ税制を導入した趣旨に鑑みれば、グループ内再編としての課税繰延要件を求めず、適用範囲を拡大することが望まれる。

8) 組織再編税制における支配関係及び適格株式交換等の判定

- ・ 支配関係等の判定は、発行済株式総数に基づき行われているが、会社法における種類株式の導入以降、株数と議決権・配当受益権等の権利の持分割合は必ずしも連動せず、現実に即していない面があり、整理が望ましい。

(2) 組織再編成に係る計算規定・評価方法等の整備

1) 資産調整勘定と営業権の関係に関する税務上の規定の明確化

【理由】

- ・ 資産調整勘定と営業権の関係について規定を整理することを要望する。資産調整勘定と営業権の関係に関する税務上の規定の解釈が必ずしも明確でない。現在（グループ通算制度適用前）の規定では、たとえば、資産調整勘定を有する法人が連結子会社として連結納税に加入する際に、すでに資産調整勘定として課税を受けた部分が営業権として再度時価評価の対象となってしまうように思われる。

2) 非適格合併・分割の場合の上場株式の評価方法

【理由】

- ・ 非適格合併・分割の際に合併法人等に移転する資産に上場株式がある場合、いつの株価を用いればよいか明確化することを要望する。非適格合併・分割が行われた場合において、合併法人等に移転する資産に上場株式が含まれているときは、市場株価により譲渡が行われたものとして所得金額を計算することとな

と思われるが、いつの時点の株価を用いるべきか、法令上は明記されていない。

上場株式によっては、非適格合併・分割が行われた前日の終値と当日の終値で株価が大きく変動することがあり、いつの株価を用いるかによって所得金額の計算結果に多大な差異が生じてしまう可能性がある。したがって、上場株式の時価を算定する時点がいつなのか、明らかにされることが望ましい。”

3) 種類株式を発行していた場合の資本金等の額の明確化

【理由】

- ・ 二種類の株式を発行していた法人が、一方の種類株式の全てを償還した場合における、償還した株式に係る資本金等の額の取扱いを明確にしていきたい。

4) 同日に2つの組織再編成行為等を行った場合の取扱いの明確化

【理由】

- ・ 同日に2つの組織再編成行為等を行った場合の取扱いとして、実務上、たとえば以下のような疑問点が生じているため、この取扱いについて法令上明確にしていきたい。

① 4月1日付で非適格現物出資を受け入れた法人が、同日付で非適格合併を行い被合併法人となった場合、被合併法人の最終事業年度末は3月31日となるが、非適格現物出資の受入れ処理をどのように行えばよいのか。

② 4月1日に親会社P社が非適格分社型分割によりA子会社を設立し、同日にA子会社株式を分割資産とする非適格分割型分割でB社を設立した場合、B社の設立事業年度開始時にA社との間に完全支配関係があったと考え、B社の設立事業年度よりB社及びA社は連結納税制度を適用することができるか。

③ (グループ通算制度適用前)

連結親法人が連結子法人へ譲渡損益調整資産を譲渡した日と、その連結子法人株式を第三者に譲渡した日が同日である場合の、譲渡損益の繰延べ等の規定(法法61の13)の適用関係はどのように考えるべきか。(以下例示。)

(前提)

当社は3月決算法人で、子法人1社と連結納税を適用している。当社はその連結子法人に対し、9月1日付でまず譲渡損益調整資産を譲渡し、同日にその連結子法人株式を第三者に譲渡した。

- (i) 法法14①④により、連結親法人において、①連結離脱日の前日(8月31日)までの期間及び②3月末までの期間についてみなし事業年度が生じる。
- (ii) 法法61の13①により、完全支配関係のある他の内国法人に譲渡損益調整資産の譲渡をした場合には、譲渡をした日の属する事業年度において譲渡損益は繰り延べられる。
- (iii) 法法61の13③により、譲渡をした内国法人と譲受法人との間に完全支配関係を有しないこととなったときは、その前日の属する事業年度において譲渡損益を戻し入れる。
- (iv) したがって、条文上は、(i)②の事業年度においては譲渡損益が繰り延べられ、(i)①の事業年度において未だ繰り延べていない譲渡損益を戻し入れることとなる。

5) 業界再編・事業再構築を促進させるための優遇措置の創設

【理由】

- ・ 現行、租税特別措置法となっている当該税制(2020年度末まで適用)について、組織再編における予見可能性を高めるため、本則化を図っていただきたい。組織再編に安心して取り組むことができ、買収資金を確保する必要がないため、手元資金を設備投資等に有効に使うことができる。対象会社株主においては、課税繰り延べにより、納税資金確保が不要となる。

以上の点から、現行、租税特別措置法となっている当該税制(2020年度末まで適用)について、組織再編における予見可能性を高めるため、本則化を図っていただきたい

6) 非適格合併時の青色欠損金

【理由】

- ・ 非適格合併の場合、被合併法人の有する資産・負債の含み損益は課税対象となり、青色欠損金を合併法人に引き継ぐことは認められない。この時、資産・負債の含み益を含む被合併法人の最終事業年度の課税所得計算では、青色欠損金を十分に有する場合であっても、その使用は単年度所得の一定割合に制限されている。

資産・負債は時価評価され、青色欠損金の引き継ぎを認めないことは、被合併法人の税務属性を合併法人に引き継がないことを意味し、法人のライフサイクルの最期となるため、非適格合併の場合の被合併法人の最終事業年度については、青色欠損金の利用制限を課さないことが合理的であると考えられる。

7) 組織再編に係る届出書全般

【理由】

- ・ 一般に、組織再編の税務対応（届出書の提出を含む）については、複雑・難解であり、その後の社内外監査プロセスを経て、誤謬が発見されることも想定される。届出書の提出期限を申告期限までとすれば十分時間をかけた対応が可能となり、また課税上の弊害もないと考えられることから、届出書の提出期限が「組織再編の日以後2月以内」となっているものについて、これを「申告期限まで」に変更することを要望。
- ・ 事業年度末近くに実施される組織再編については、認定日が翌事業年度になるケースがあり、実体と伴わない不合理な制度になっている。分割等があった場合に、移転事業に係る試験研究費の区分について、税務署長による認定が必要であるが、その処分の効果については、対象となる組織再編があった事業年度から生じるよう見直すべきである。

8) 特別事業再編計画における譲渡損益

【理由】

- ・ 株式対価 M&A は産業競争力強化法で支援制度が整備されているが、株式対価 M&A については使いにくい制度になっているためにほとんど利用実績がない。制度の活用促進のために、足枷となっている「特別事業再編計画」の認定要件の廃止と余剰資金要件の緩和を要望する。

(3) 国際的組織再編税制の整備

国際的組織再編税制における適格要件の明確化等

【理由】

- ・ 日本親法人が株式を一部保有している外国子法人について持ち分を国外地域統括子法人に対して現物出資の方法により組織再編する場合において、日本親法人直接持ち分が25%未満のときは税制非適格となり譲渡損益の繰延が適用できません。企業の立場といたしましては、国外地域統括会社経由の間接持ち分も合わせれば完全支配関係にあることには変わりはないにもかかわらず、税制上の取扱いが異なってしまうという不都合があります。そのため、日本親会社直接持分割合が25%未満であっても他の子会社経由の間接持ち分と合わせて25%以上であれば、その組織再編についても譲渡損益の繰延が認められるよう税制改正を要望いたします。

5 租税特別措置法（法人税関連）

(1) 研究開発税制

1) 研究開発税制の拡充等

【理由】

- ・ アフターコロナの時代における新しい経済社会の構築にはデジタル技術分野も含めた、イノベーション

が不可欠である。そのための研究開発拠点の国内立地を維持・促進する上で、研究開発促進税制の拡充は極めて重要である。リーマンショック後、日本の研究開発投資は長期にわたり停滞し、その後のイノベーション力の低下につながったとの指摘もあることから、未来を先取りする投資を重点的に推進し、今後の回復の起爆剤とすべきである。

平成31年度税制改正において、研究開発費用の増加に対するインセンティブが強化されたが、新型コロナの影響で、大きなダメージを受けた企業が、研究開発投資マインドを維持し、長期・安定的に行われる企業の研究開発をサポートする観点では、研究開発税制が実効性を持つものとなるよう、平成27年度税制改正において廃止された税額控除限度超過額に係る繰越制度の復活に併せ、税額控除割合や同限度を国際的に優位な水準に見直すべきである。

- ・ 上乗せ措置の適用期限が迫っており、また、我が国産業の国際競争力の維持・拡大の観点から、研究開発促進税制の拡充を求める。
- ・ 我が国企業の国際競争力の維持・向上には継続的な研究開発投資が必須であり、研究開発を行う企業のインセンティブを高めるためにも総額型に係る税額控除限度額（25%）の拡充を要望する。
- ・ 我が国が、技術立国を目指し、中長期的な持続的経済成長を実現するためには、民間企業の研究開発を推進することが不可欠であり、本税制の果たす役割は極めて大きい。長期安定的に行われる研究開発をサポートする観点から総額型の堅持をお願いしたい。また、研究開発費用の増加に対しインセンティブを与えるため、令和2年度末までとされている上乗せ措置を維持・拡大していただきたい。

研究開発は企業の業績により増減はするものの中長期的な視点も持って実施していることから、毎年相当程度の研究開発費の支出がある。一方、繰越税額控除が出来ないため、業績の悪化した事業年度においては控除限度額も減少するため、多額の控除限度超過額が発生することがある。中長期的な研究開発の促進のためにも、繰越税額控除の復活をお願いしたい。

- ・ 現下のコロナ禍の影響により、今後は企業の研究開発の投資意欲が削がれることが予測されるため、新たな事業への研究開発投資の促進、ひいては国際競争力向上のためにも、総額型の控除上限率を引上げていただきたい。
- ・ 当社は研究開発目的での使用のため（一般消費者とは用途が異なるため）、研究目的の場合は揮発油税の納税義務の対象外としていただきたい。
- ・ 科学技術イノベーション推進はアベノミクスの成長戦略の要である。そのためには研究開発税制の総額型の恒久措置化が重要である。
- ・ 以下の点から、自社利用ソフトウェアの製作については、研究開発費についても原則として無形固定資産計上が求められているが、デジタル社会の進展を踏まえ、販売目的ソフトに準じ発生時損金算入を認めるとともに研究開発税制における試験研究費の額への算入を認めるべきである。
 1. 自社利用ソフトを一括りにはせず、①販売目的ソフトに準ずるソフト（サービスプロダクト、製品開発ツール）と②事務能率の改善・改良等のための自社業務用ソフト（経理・人事・総務等のシステム）とに大別し、取扱いを区別することを認めていただきたい。
 2. 上記1の①については、販売目的ソフトと同様に「研究開発費の額」を取得価額に算入しないことができるよう、取扱いを改正いただきたい。
 3. なぜならば、販売したパッケージソフトを客先ユーザー側のPCにインストールし利用する場合は販売目的ソフトに該当し研究開発費の損金算入が認められている一方、当該ソフトと同種・類似のソフトをプロバイダー側がクラウド環境に用意し顧客ユーザーに利用いただくサービスの用に供する場合には、現状の取扱いでは自社利用ソフトに該当することとされ研究開発費についても固定資産取得価額に算入しなければならず矛盾が生じている。
 4. ネットワーク化の進展により、パッケージソフトを客先に売切りで提供するビジネスから、プロバイダー側が用意したクラウド環境を顧客に利用いただくサービスへとビジネスモデルが移行している中で、自社利用ソフトに係る研究開発費の損金算入が認められない状況を放置すると、日本企業は、進展する急速な経済のデジタル化に後れをとる。
- ・ 総額型の研究開発税制は、企業にとって研究開発活動を継続的に行う上で重要なインセンティブとなっているものの、コロナ禍により企業の業績が悪化する懸念があるため、所得が前期より増加した際の2要

件は速やかに廃止すべきである。

- ・ ソフトウェア開発側では税制上の優遇、ソフト利用者側においても、デジタル化/クラウド化の推進、業務効率改善に繋がるため、自社利用ソフトウェアを顧客向けにクラウド提供する場合、そのソフトウェアの研究段階の費用については、会計上は費用計上、税務上は資産計上となり、当該税制が適用できなくなるケースがあるため、税務上、損金算入できるようにしたい。
- ・ 控除上限拡充により、キャッシュフローも改善されるため、苦境の中にあっても、将来のビジネスチャンスに向け、研究開発投資に積極的に取り組むことが可能となるため、自社利用ソフトウェアを顧客向けにクラウド提供する場合、そのソフトウェアの研究段階の費用については、会計上は費用計上、税務上は資産計上となり、当該税制が適用できなくなるケースがあるため、税務上、損金算入できるようにしたい。
- ・ 研究開発投資はまさに製造業の生命線であり、維持継続しなければ海外企業との競争に生き残ることができない。そのため、リーマンショック時の税制措置と同様に、研究開発投資の維持・促進のため、控除上限の拡充をお願いしたい。
- ・ 自社利用ソフトウェアを使って顧客にクラウドでサービスを提供する場合、その研究開発費は会計上は費用計上、税務上は資産計上となり、研究開発税制を適用できない。顧客がSWの「所有」から「利用」へシフトしており、従来、販売用ソフトウェアとして販売していたものが、クラウドサービス提供用の自社利用ソフトウェアに置き換わっているため、この研究開発費の即時損金化を容認し、研究開発税制の対象となるようにして頂きたい。
- ・ 成長力・競争力強化に資する研究開発を促進するためには、研究開発比率の高い企業に対する投資インセンティブ強化が必要であるため研究開発税制の適用期限の延長を要望する。

2) 特別試験研究（産学官連携・希少疾病用医薬品）に係る税額控除制度の改善

【理由】

- ・ 特別試験研究費の大学等とその他の者との共同研究や委託研究の適用要件として、「監査を受け、当該大学等（他の者）の確認を受けた金額」とされているが、監査もしくは、当該大学等（他の者）の確認のどちらかの要件のみにすることで、事務処理の軽減につながるため。
- ・ 今回のコロナ渦により、所得が激減する中で税額控除上限に達する企業が増加すると想定される。不況下に研究開発を続ける企業への後押しと研究意欲維持のためにも、繰越制度の復活、控除上限の拡充が必要と考えられるため。
- ・ 大学・企業双方の実務簡素化のため、下記の点から、特別試験研究費控除の控除額を会社からの支出ベースとしていただきたい。
 - 大学に対して一定の成果を求めて共同開発をしており、大学にて予算を使い切らず成果物を完成させることもあるが、予算使用有無にかかわらず、会社としては成果物に対しての支払いをしているため
 - 大学・企業双方での確認のための作業量が増え、当税額控除適用の妨げになっていると考えるため
 - コロナによる決裁システム一時停止や在宅勤務対応の中、事務負荷がかかったため
 - 大学ごとに費用算出方法が異なる（消費税込み or 抜き、繰越分含む or 含まず、間接経費含む or 含まず、等）ので、特別試験研究費控除金額算出に個別対応が必要となり負荷が高いため
これにあたっては、大学での使用額の確認は不要としていただきたい。
- ・ 下記の点から、実施場所や使用する設備の明細、直接従事する研究者氏名等、直接税額に影響しない項目について、記載要件を廃止・簡素化いただきたい。
 - 契約相手方の事務的負担（制度を知らない、ひな形がない等）を理由に制度の適用を拒絶されるケースが多いため
 - 記載要件の一部は、研究開始前の段階で特定できない事項も含まれおり、研究特定という目的に合致していないため
- ・ 監査人は第三者であり、大学等の費用監査の実効性は限定的であるため、契約相手からの確認を受ける場合について、監査を廃止していただきたい。
- ・ コロナによる在宅勤務対応の中、押印手続きや郵送作業に事務負荷がかかったため、確認報告書等への押印について、電子印でも対応可能にしていきたい。

- ・ オープンイノベーション型の利用促進のため、監査等の適用要件を満たすことが容易でない。要件の更なる緩和を要望する。
- ・ オープンイノベーション型の拡充が図られたものの、監査等の適用要件を満たすことが容易でないため、結果として控除枠を5%失う可能性がある。したがって、総額型の控除限度額の引き上げを要望する(30%以上)。
- ・ 海外のスタートアップに出資するに当たりCVCのスキームを使うことが多いため、OI税制の対象スキームに海外CVCを含めていただきたい。

(2) 交際費等の損金不算入制度の見直し

【理由】

- ・ 飲食店、料理店等の「所在地」について、現行商慣習上、領収書類（特にレシート）上に記載されていない事例が多く（店名+電話番号のみ、など）、又電子領収書データ（カード・電子マネー利用）においてもデータ内容に含まれていないことが多い。この場合には、現行法令上飲食費と認められない事になり、飲食費とする為には、飲食店の住所を追記する等の実務上の対応を実施している。所在地の記載を不要とすることで、事務効率化と電子化の促進につながるため。
- ・ コロナウイルス感染防止の為、特に夜間・多人数の飲食の自粛要請、また相互訪問等の自粛が強く行われてきた。その結果、関連業者の経営が苦境に晒されており、救済目的の補助金投入等に代えて、または加えて、法人需要を喚起する税制措置が有効であると考えられるため。
- ・ 該当額はごく少額である一方、算出に手間がかかることから、損金算入を認めることが事務効率化につながるため。
- ・ 交際費等は、経済活動の潤滑油としての役割を有しており、企業活動が継続する限り必要なものである。従って、企業規模及び金額に関係なく、業務上の経費として損金算入を認めていただきたい。
平成26年度税制改正における交際費等の損金不算入制度の見直しは、企業による接待交際を含む事業活動が交際費課税によって必要以上に萎縮しないようにすることが趣旨であった。令和2年度税制改正では資本金100億円超の法人が除外されることとなったが、本来の趣旨に立ち戻り、また現在の経済環境下における外食産業の復興支援の観点からも資本金による制限は撤廃すべきと考える。したがって、資本金の額100億円超基準の撤廃を要望する。

(3) 特定資産の買換に係る特例措置の延長・恒久化等

【理由】

- ・ 優良な住宅ストック形成並びに良好な市街地環境整備に資する施策として今後とも好影響を与え続ける。
- ・ 長期に所有する土地等から別の土地等への買換え特例（7号買換え）は資産の有効活用を図るための制度であり、企業の事業再構築、戦略的投資に資する制度としてこれまで多くの企業で活用されてきた。一方で、制度の対象範囲は、継続的に縮小されてきており、活用事例も減少傾向にある。事業環境の変化に対応し、国内において事業を継続する上で、スクラップ・アンド・ビルドは一定の間隔で繰り返されるものであり、大企業、中小企業を問わず広範に利用されている本買換え制度はその重要性・有効性を鑑みて、あらためて、対象範囲の拡大を含む拡充及び恒久化を図るべきである。

(4) 土地譲渡益課税（土地重課）の廃止又は延長等

【理由】

- ・ 創設当初の意義（土地への投資抑制等）を逸しているため、土地譲渡益に対する追加課税、地価税の廃止を要望する。
- ・ 本措置法は、バブル期の土地投機に起因する地価高騰の抑制を目的とするものであり、長期所有土地の譲渡はこれらに該当しないことから、本制度を廃止していただきたい。

(5) 特定目的会社・投資法人に係る課税の特例

1) 特定目的会社の特定目的借入による証券化

【理由】

- ・ 特定目的会社の支払配当の損金算入要件に、特定社債の機関投資家による保有見込みに加えて、特定目的借入れの機関投資家に対する貸付けもその選択肢とすることを要望する。現行税法上、特定目的会社の支払配当の損金算入要件の一つとして、①1億円以上の特定社債の公募による発行、②特定社債の機関投資家のみによる保有見込、③優先出資の50人以上による引受け、④優先出資の機関投資家のみによる引受けのいずれかが選択肢として認められているが、資産の流動化に関する法律上認められている特定目的会社の資金調達手段の一つである特定目的借入れの機関投資家に対する貸付けもその選択肢に加えることにより、私募又は私売出し市場の活性化を図るとともに、不動産ファイナンス市場へ長期資金を呼び込むことが期待できる。

2) 投資法人の合併に伴う利益分配の損金算入事業年度の明確化

【理由】

- ・ 下記の理由から、投資法人の合併に際し、被合併法人の投資法人に係る投資主に対し利益の分配として交付する金銭の額のうち、合併最終事業年度の直前事業年度の利益分配に相当する金額の当該直前事業年度における損金算入の可否の明確化並びにそれに係る手続規定等の整備を要望する。
一定の導管性要件を満たす投資法人が支払う配当等は、所得の金額の計算上、損金の額に算入されることとされており、投資法人が合併により解散した場合において、当該合併に際し被合併法人の投資法人に係る投資主に対し利益の分配として交付された金銭の額も損金算入の対象となる旨、平成21年度の税制改正により明確化されたが、その損金算入の対象事業年度については、不明瞭な部分がある。
投資法人が合併する場合において、合併最終事業年度の直前事業年度に係る利益の配当等の決議が、合併期日までに行えず、合併期日後に、合併最終事業年度に係る利益と当該直前事業年度に係る利益を一括して合併交付金としてその投資主に支払うこととなった場合における当該合併交付金のうち直前事業年度に係る利益の分配相当額の直前事業年度における損金算入の可否、並びに、損金算入を認める場合の要件及び手続規定等の明確化が不可欠である。

(6) 海外投資等損失準備金・金属鉱業等鉱害防止準備金制度等

1) 海外投資等損失準備金制度の拡充及び恒久化

【理由】

- ・ 非鉄金属業界は、鉱物資源の安定供給を確保するために海外鉱山開発に積極的に取り組んでいる。しかしながら、資源の多くが発展途上国に賦存しており、政治的・社会的に不安定であるため危険負担が大きく、また、開発に伴い道路、港湾等いわゆるインフラストラクチャーの整備に多額の資金が長期間必要になる。一方で近年資源確保競争が激化し、以下のとおり開発リスクが増大するとともに、操業移行後においても安定的・長期的な収益化も難しくなっている。
①資源メジャーは、合併等を通じて寡占化を進め、市場支配力をより一層強めている。その結果、買鉱製錬の存立が困難となり自主開発鉱山の確保が必要となるも、メジャー資本による寡占化の進展や資源ナショナリズムの高まりにより優良鉱山開発プロジェクトへの参入機会はますます減少している。
②中国企業は、急増する国内需要を背景に、政府と一体となって海外鉱山開発プロジェクトに積極的に参入する動きを強め、資源確保競争を激化させる大きな要因となっている。
③資源開発に関わる契約に自国資本の参加を義務付けたり、自国に有利な制度に変更したりする等、資源の国家管理を強化する動きが大きくなりつつある。
④また、資源確保競争の激化により、事前交渉から参入表明までの期間、参入費や開発資金の支出までの期間も短期化する傾向にある。更に、対象鉱山の僻遠化、深部化、採取鉱物の低品位化等にもない開発コストならびにリスクが増大していることに加え、操業移行後の生産活動や収益計画の安定的な実現

も難しくなってきた。

⑤近年、地元への利益還元を求める地域住民の反対により、探鉱及び開発を断念、または、計画を大幅に修正する事例も増加している。

⑥最近の開発投資において、ESGやSDGsなどの自然環境及び地域社会の保全に対する意識の高まりにより、コストの増加に加え、手続きや対応が煩雑化し、開発の可否が見通しづらくなってきている。

このように海外鉱山開発を巡りますます増大するリスクに対する軽減措置として、本制度は非常に重要な役割を果たしているため、積立期間延長、申請・認可手続きの簡素化、事後手続化、資源開発投資法人に対する積立率を改めて引き上げることなど一部拡充のうえでの恒久化をお願いしたい。

- ・ わが国鉄鋼業は、主要原料である鉄鉱石や原料炭を海外からの輸入に全面的に依存しており、安定的に生産を継続し供給責任を果たすためには、将来にわたって安定的な原料輸入を確保することが必要不可欠である。ところが、海外原料市場は、近年、需給のひっ迫や急激な価格変動等により、極めて不安定な状態にあり、その安定確保が課題となっている。資源の安定確保を図るため、高いリスクを伴う海外の資源探鉱・開発活動を促進する本制度の拡充・延長を図るべきである。

2) 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の拡充及び維持・存続

【理由】

- ・ 金属鉱物の採掘等の事業の用に供される坑道および捨石または鉱さいの集積場の使用終了後における鉱害防止事業の確実かつ永続的な実施を図ることを目的に、昭和48年に「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」が制定され、産業保安監督部長の通知する金額を鉱害防止積立金として独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に積立することが義務付けられた。同法の実効性を確保するため昭和49年に創設されたのが本制度である。

こうした立法の経緯に鑑み、「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」が存続する限り、本制度の維持・存続を要望する。

また資源確保の観点からいうと、現在日本では非鉄金属の鉱山は非常に限られた所にしか残っておらず、我々非鉄金属業界は、海外に活路を見出さざるを得ない。海外で鉱山を自主開発するに際し必要な許認可等を取付るにあたっては、高い鉱山技術力に加え、国内において閉山時の環境対策をきちんと行い、閉山後も環境管理をしっかりと行う技術力を有していることが求められている。それらができるのは「本制度」を始めとした国の制度や支援があるからであり、本制度の維持・存続を強く要望する。併せて、平成28年度の税制改正で80%に縮減された積立金の損金算入割合については、制度の趣旨に鑑み従前同様の100%に回復していただきたい。

3) 探鉱準備金・海外探鉱準備金制度及び新鉱床探鉱費・海外新鉱床探鉱費の特別控除制度（減耗控除制度）の拡充及び恒久化

【理由】

- ・ 鉱業は、採掘に伴い減耗し、かつ、再生不可能な減耗性資産である鉱物資源を経営基盤としている。一般の製造業の場合、固定資産に投下した資本は減価償却費として期間費用配分して回収するが、鉱業の場合は、固定資産に対する減価償却費の回収のみでは企業の存続は不可能である。すなわち、鉱山会社が事業を継続するためには、鉱物の採掘に伴って減耗する埋蔵鉱量を極めてリスクが高い探鉱開発によって補填し続けることが絶対的の要件となる。

更に、鉱業は事業場が鉱床の賦存地域に限定されること、鉱床は開発が進むにつれ次第に僻遠化、深部化し、その結果、必然的に探鉱開発コストが増大する等の特殊性を有している。また、昨今は、メジャー資本による寡占化の進展や資源ナショナリズムの高まりにより、優良な鉱山開発プロジェクトへの参入はますます難しくなっている。

少資源国でありながら、技術立国であり、輸出により経済を支える構造を有する我が国としては、資源の安定確保と高品質な非鉄材料の安定供給は極めて重要である。本制度は、我が国企業が継続的に探鉱を進め、自らの資源の確保と安定供給を果たすために必要不可欠な制度である。また、発展途上国においては資源関連企業が国有化されている事例もあり、一方先進国においては同様の税制が恒久化されていると

いう国際情勢に鑑み、我が国が諸外国に後れをとることのないよう、本制度の恒久化をお願いしたい。

また、令和4年度からの連結納税のグループ通算制度への移行に際し、減耗控除制度の所得基準額の計算方法が変更されるが、単体納税との公平性が失われグループ通算制度採用の会社が著しく不利益を被ることから、従来の連結納税採用下の計算方法に改めていただきたい。

(7) 地震・災害・公害対策等の特別措置

1) 異常危険準備金制度の充実

【理由】

- ・ 異常危険準備金の積立率については、大幅に減少した残高を早期に積み上げていくため、平成31年度税制改正により措置がなされたものの、残高の上限となる洗替保証率については、平成16年度や平成30年度の複数の自然災害への保険金支払を考慮しますと、現行の30%（業界全体で約6,000億円水準）では十分とは言えない状況にあり、40%への引上げが必要と考えます。また、積立率に関して、残高率が30%を超える場合には、本則積立率（2%）が適用されることとなっておりますが、これについても同様に40%への引上げを要望いたします。

これら異常危険準備金制度の一層の充実を図ることは、頻発する巨大自然災害に対する保険金支払に万全を期すことであり、国民生活と我が国経済の安定に寄与するものと考えます。

(8) 設備投資促進・所得拡大促進関係

1) 設備投資促進関係

【理由】

- ・ 設備投資を促進することにより、日本の製造業の競争力強化や消費税増税への景気対策として再創設していただきたい。コロナ禍で経済状況が悪化する中、景気対策として導入いただきたい。
- ・ 近年生産性向上設備投資促進税制に象徴されるように、設備投資を後押しするために、耐用年数の長い建物を含め即時償却が可能な税制が導入されている。しかし、上場企業等法定監査対象会社は、会計からの要請により直接償却方式を採用することができず、特別償却準備金を計上する方式を採用せざるを得ない。その結果、即時償却の翌年度から7年間で準備金取崩しが発生し、直接償却の場合と比較して節税効果が非常に短期間に消滅する結果となっている。

このことは建物等に即時償却を認めた立法趣旨から見て、その効果を限定するものであり、改正が必要と考える。

- ・ 設備投資減税申請時の事務負担が極めて高く、適用要件も曖昧なものが多いため
- ・ 政府のDX（デジタル・トランスフォーメーション）報告書等で、生産性向上や将来の成長・競争力強化のため、5G等の新たなデジタル技術をプラットフォームに、ビッグデータの利活用等を通じた新たなビジネスモデルの創出や既存ビジネスを柔軟に改変する仕組みとしてDXの必要性が指摘されている。さらに、新型コロナウイルス禍を経た後の新しい経済社会の構築が必然とされている中、企業も、また、大きな変革を迫られている。

一方、わが国鉄鋼業の生産設備は老朽化が進展し、最新設備を擁する中国・韓国等のライバル企業との生産性格差が拡大しつつあり、さらに、設備トラブルや災害対応などに起因する国際競争力の低下が懸念されている。

危機収束後の我が国の国内生産基盤の再構築のためには、狭義のDXに限定することなく、デジタル技術を活用した既存の事業基盤刷新や、事業継続計画（BCP=Business Continuity Plan）に基づいたサプライチェーンの強化等も対象に、ソフトウェアや「新しい働き方」を実現するためのAI/IoT投資だけでなく、設備等も含めた生産設備単位での税制上の促進措置を導入すべきである。また、長期的な投資マインドを喚起するため、実効性のある税額控除とし、固定資産税の減免等も併せて措置すべきである。

- ・ IoT促進税制⇒5G税制の適用期限が年度末に迫る中、設備投資促進に係る税制措置がなくなってしまうことなどから、対象を幅広くとった設備投資促進税制の創設を求める。

- ・ 社会的要請からテレワークを推進する必要性が高まってきているため、テレワーク環境整備に要した費用に係る優遇措置を整備いただきたい。
- ・ 働き方改革が求められる中、より多くの企業に対してIoT設備の投資促進による生産性の向上に好影響を与える税制であるため、IT投資促進税制の復活を要望する。

2) 所得拡大促進税制における雇用者給与等支給額の範囲

【理由】

- ・ 雇用者給与等支給額とは、「法人の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者（国内の事業所に勤務する雇用者で労働基準法に規定する賃金台帳に記載された者）に対する給与等の支給額」とされており、ここでいう給与等とは所法28①に規定する給与等（原則として給与所得として課税されるもの）とされている。

税制非適格ストック・オプションの権利行使による経済的利益は、個人側では権利行使時の時価と権利行使価格との差額が給与所得として課税される一方で、法人側では権利行使時にその新株予約権の付与時の時価（確定数給与である場合には、交付決議時価額）が損金の額に算入される（法54の2）ため、両者の金額は基本的には一致しない。

このような場合、税制非適格ストック・オプションの権利行使による経済的利益は、雇用者給与等支給額には含まれるのか、また、もし含まれるのであれば、どの部分の金額が含まれるのかが明らかではないため、法令等で明確にいただきたい。

3) 所得拡大促進税制における出向先法人が支出する給与負担金

【理由】

- ・ 出向先法人が支出する給与負担金（給与に相当する金額）は、出向先法人が賃金台帳にその出向者を記載しているときには、その給与負担金を「国内雇用者に対する給与等の支給額」に含めることができる旨が措通42の12の5-3で示されている。しかし、実務上、出向先法人の賃金台帳に出向者を記載しているケースはほとんどないため、このような実情を考慮し、出向先法人が給与負担金として支出する金額は、出向先法人の賃金台帳への記載の有無にかかわらず、「国内雇用者に対する給与等の支給額」に含める等の簡便的な取扱いを認めていただきたい。

(9) その他

1) 中小企業投資促成税制

【理由】

- ・ 中小企業は、地域経済における雇用機会の創出と確保、地域住民の多様なニーズに応じた財・サービスの提供等、地域経済の発展に多大な貢献をしている。
しかしながら、その経営基盤は弱く、経済社会環境の変化への対応力は十分であるとはいいがたく、今後とも技術革新等に努め、環境変化に対応し発展を遂げていくために、本制度の果たす役割は重要である。については、是非とも維持・存続いただきたい。
- ・ 本制度により、中小企業が設備投資を行う際の負担を軽減することにより、設備投資の促進、ひいては生産性の向上に繋がることから、適用期限の延長を要望する。
- ・ 我が国経済の活性化には、地域経済や雇用の担い手である中小企業の活発な経済活動が不可欠である。本制度により、中小企業の税負担が軽減されるとともに、成長に向けての設備投資等が促進されることから、適用期限の延長を要望する。

2) インフラファンド市場の拡大に向けた税制の見直し

【理由】

- ・ エネルギー供給強靱化法の成立に伴い、電力会社間の災害時の連携強化や送配電網の強靱化、再生可能エネルギーの導入支援に向けた市場連動型制度の新設に加え、ポテンシャルを最大限活用するための系統

整備などが新たに導入される予定である。
そこで、将来に亘る電力の安定供給の実現にむけた制度創設に伴う税制上の所要の整備を要望する。

6 国際課税関連

(1) 移転価格税制

1) 国外関連者判定の見直し

【理由】

- ・ 出資比率50%ちょうどのとき、企業が価格をコントロールできないケースも多々あるため、形式基準として国外関連者に含めるのは適切とはいえない。したがって、形式基準の判定において出資比率50%以上を50%超に変更いただきたい。
- ・ 国際課税制度の見直しに即し、移転価格税制については、国外関連者の定義において、実質的な支配力の観点から、50%以上の資本関係から50%超へと見直すべきである。また、新型コロナの影響は、世界全般に渡っており、移転価格税制等の分野において、経済実態に即した適正な執行が望まれる。
- ・ 国外関連者の定義に関する出資比率による形式基準では、持分50%ずつの合弁事業の場合、実質的に支配力を有していない場合でも国外関連者と認定される。ついては、国外関連者の定義を「出資比率50%以上」から「50%超」に、見直していただきたい。
- ・ 移転価格税制については、国外関連者の定義において、実質的な支配力の観点から、50%以上の資本関係から50%超へと見直すべきである。
- ・ 50:50のJV現地法人は、事実上コントロール出来ないため、国外関連者の範囲につき、出資比率50%以上→50%超へ変更を要望する。
- ・ 50%では決定権を有しておらず、完全に支配している状態ではないと考えられるため。すなわち、50%以上を国外関連者としてしているが、50%では決定権を有しておらず、完全に支配している状態ではないことから、50%超を対象とすべきである。

2) 国外関連者寄附金課税の見直し等

【理由】

- ・ 寄附金課税された場合、相互協議の対象とならず二重課税が排除されないため、国外関連者に対する寄附金は、移転価格税制の対象とすることを条文中で明文化することを要望。
- ・ 事業に関連のない費用ならともかく、必要な費用をグループのどの会社が負担するかは本来移転価格税制の問題であり、実務上の混乱を整流化するためにも、事業経費負担については移転価格税制の中で取り扱う事を希望する。

3) 移転価格税制の執行の見直し

【理由】

- ・ 税務調査（特に移転価格調査）が終了した年度に関し、「新たに得られた情報に照らし非違があると認めるとき」には再調査が認められており、予見可能性が十分確保されないため、特に移転価格調査に関して、税務調査が終了した年度については、再調査を認めないよう税法改正、あるいは再調査の実施の濫用を防止する運用上の手当の導入することを要望する。

4) 相互協議および事前確認制度の強化・迅速化

【理由】

- ・ 執行の現場と相互協議担当局との事前の連携を強化し、予め二重課税リスクを低減させるなど、企業が国際競争力を失うことのない執行のあり方を要望する。
- ・ 過年度遡及による再計算が非常に煩雑なため、事務負担の軽減を図っていただきたい。具体的には、APAなど相互協議の結果としての過年度の所得修正は進行年度で一括修正を行えるようにして頂きたい。

- ・ 課税から合意まで複数年を要する結果、合意後の過年度の所得修正手続きが非常に煩雑・高負荷となるため、更正実施にあたり、二国間相互協議による事前合意を原則とする。あるいは、APA（事前確認）/相互協議合意後の、過年度所得の進行年度での一括修正を認めることを要望する。

5) 国外関連者に関する明細書の廃止

【理由】

- ・ 別表17（3の7）と別表17(4)の内容が重複しているため、一本化していただきたい。また、添付書類は電子申告時にPDF化が必要で、この項目については紙提出以上の事務負担となっている。

6) BEPS 行動計画13関連

【理由】

- ・ 現行のLF作成基準の場合、数十拠点はその対象となり、作成負荷が極めて高く、日本側LFのベースとなる海外拠点側LFの作成期限が日本より遅い国が多いため、LF作成基準の緩和（例えば、別表17-4における営業利益率が一定以上の拠点到限定）もしくはLF作成期限の見直し（後倒し）を要望する。
- ・ 異なる課税当局からバラバラに問合せが納税者に行われても企業側のキャパシティの問題もあり対応は相当困難が予想される。CBCR及びマスターファイルに関し、異なる課税当局から様々な質問が出てくることが予想されるが、企業としては親会社所在地国の税務当局に交通整理を行っていただき、質問は親会社所在地国税務当局が受けとめ、そこから多国籍企業の最終親会社に質問を一元化し、回答についても最終親会社からその所在地国税務当局を窓口として実施したい。
- ・ インドにおいては、MFについても、売上高・利益・資産の10%以上の関連者情報やCBCR記載事項を求める執行が行われている。その他、CBCR及びMFについて、事業年度終了後1年より短い期限を設定し、英語以外のローカル言語への翻訳を求める等、必ずしもOECDの勧告と合致しないルールが各国内法により法制化されることがあり、実務対応で企業は非常に苦慮している。各国がOECDルールに準拠した国内法を整備するよう勧告する等、OECDと連携した日本政府のご支援を仰ぎたい。
- ・ 企業の事務負担の軽減のため、ローカルファイル（LF）の作成期限を、CBCRやマスターファイルと同様に、1年以内への変更を検討していただきたい。
- ・ 最終親会社届出事項に記載すべき情報は、法令で定める提出期限である各最終親会計年度終了の日（事業年度終了の日）に確定することから、実務上、法令で定める提出期限までに記載すべき情報を収集することは不可能であるため、最終親会社届出事項の提出期限について、現行の「最終親会計年度の終了の日まで」から、「確定申告書提出期限まで」に緩和することを要望する。
- ・ 集計した数値・内容を所定の様式・コードに変換する作業が負担となっているため、CbCRを提出する際、特殊なコードを用いたデータ作成が求められるが、集計するだけでも多大な事務負担があるにもかかわらず、更なる負担となっている。また、提出したデータの帳票出力ができず、結果を確認できないため、出力されるよう要望する。

7) 新型コロナウイルス禍における意見価格税制

【理由】

- ・ 新型コロナの影響は、世界全般にわたっており、移転価格税制等の分野において経済実態に即した適正な執行が望まれる。
- ・ 経済危機から生じる売上高、売上原価、利益、利益率、その他の財務指標の異常値は、移転価格分析の実施に際して除外もしくは無かったものとして取り扱われるべきであり、一方的・乱暴な移転価格課税が実施されるようなことのないよう取り扱いを規定することをお願いする。更にはCOVID-19の影響額算定に際しても、簡易で、グローバルにコンセンサスが取れた方法の提示をお願いし、移転価格上の取扱いに伴う不確実性を排除頂きたい。特に、取引単位営業利益法（TNMM）を移転価格算定方法としている子会社において生じる異常損失が否認され国際的三重課税が生じるリスクを低減する必要がある。

(2) 外国税額控除制度

1) 外国税額控除の見直し

- ・ 「外国税額控除制度」の見直しに当たっては、進出形態の相違による税負担の格差が拡大することのないよう、慎重に検討することを要望する。また、ビジネスの実態や課税の適切性等を踏まえた所要の見直しを行うべきである。なお、欧州においては、在外支店の所得に係る国際的な二重課税排除の仕組みとして、国外源泉所得を課税所得から免除する方式（国外所得免除方式、実質的なテリトリアル課税）が主流となっている。わが国における外国税額控除の適用範囲が厳格化され、進出形態間の課税の公平性やわが国企業の国際的な競争力の確保が困難となるのであれば、わが国においても、在外支店の所得に係る課税方法について、「国外所得免除方式」を導入するなど、国際課税のあり方について検討することが必要となる。

2) 控除限度額の繰越期間の延長・限度超過額の損金算入制度の創設等

【理由】

- ・ 繰越期間3年は短すぎるため、繰越欠損金期間とのバランスから7～10年程度に延長する事および繰越期間を超えて失効した外国税について損金算入を認める事を希望する。
- ・ 繰越期間を超過した外国税額を損金算入できるようにし、結果として国際的二重課税が排除できるようにして欲しい。
- ・ 同一所得に対する二重課税排除のため、同一所得に対する二重課税排除が主目的であれば、原則現地課税の全額控除（租税条約上の限度税率まで）を認めていただきたい。
- ・ 現地税率を租税条約上の税率とする（含還付申請）ためには現地協力を依拠するところが大きいため、租税条約上の税率超過分も控除対象外国法人税として認めていただきたい。
同一所得に対する二重課税排除のため、税額控除を加味した差引法人税額ベースではなく、控除前法人税ベースとしていただきたい（日本の税率分までは税額控除を認めていただきたい）。
- ・ 同一所得に対する二重課税排除のため（期限切れとなった外国法人税分）、期限切れの繰越限度超過額については、期限切れとなった事業年度での損金算入を認めていただきたい。
- ・ 二重課税回避のため、控除限度超過額の繰越期間を現状の3年から欠損金の繰越期間と平仄合わせて10年とすることを要望する。
- ・ 二重課税回避のため、切り捨てられることとなった控除限度超過額を損金算入できる制度の創設を要望する。
- ・ 外国税額控除制度については、控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間の延長（現行3年→10年）や控除限度超過額で繰越期間内に控除できなかった分について損金算入を認める等の改善を図るべきである。
- ・ 法人税率の引下げにより、相対的に外国税額の控除機会が低下している。実効税率引き下げが進む中、国外の源泉税率は固定的であることを踏まえると将来的にこの控除機会の低下はより顕著になることが予想される。二重課税を防止する外国税額控除の趣旨に鑑み、控除機会が制限されないよう3年の繰越期間について検討するべきである。
- ・ 主に新興国の海外当局による過去3年を超える年度に対しての課税事例の増加など期ずれ要因が増加する中で、二重課税の解消ができないまま控除額が失効するケースの更なる増加が想定されるため、控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期限を10年に延長していただきたい。
- ・ 税額控除方式を選択して繰越期限内に控除できない場合、その残額は税額控除方式も損金算入も不能となる。将来を予見し、損金算入方式と税額控除方式を選択することを求めることは、課税の公平性の視点からも問題がある。加えて、所得金額以外を課税標準として課税される外国法人税は、所得金額に不釣り合いな多額の税額になる場合がある。この場合、控除限度超過額の繰越期限内での外国税額控除は困難である。二重課税回避のため、繰越期限に至った外国税額控除限度超過額の損金算入を認めていただきたい。
- ・ 控除対象外国法人税額が住民税法人税割よりも大きい場合、控除未済外国税額として将来3年間繰越されるが、控除未済となった金額については還付、ないしは損金算入を認めていただきたい。
- ・ 過年度修正により控除限度枠の増減が発生した場合、余裕額にも影響し、国税、県税、市税での入り繰りを含めると多年度にわたる修正が発生するため、控除限度額（枠）が控除対象外国法人税（みなし含む）

の場合、超過分は余裕額として翌年度以降に繰り越されるが、適用は「法人税」としてほしい。

3) 納税証明書のデータ保存

【理由】

- ・ 納税証明書が海外から PDF 等で送られてくることがあるが、PDF をそのままデータ保管が可能であることを明確にして欲しい。(例えば、弊社の場合は6,000件も存在する)
- ・ 納税証明書の取得手続きや記載内容が国によって異なっており、タイムリーな収集や照合作業に多大な負荷がかかっているため、言語(例:英語)やフォーマットの世界共通化をお願いしたい。

4) 組合名義の納税証明

- ・ 組合員名義で納税証明を入手することができずに外国税額控除をとれない実務があるため、組合名義の納税証明をもって組合員の外国税額控除のための証明書類として取扱っていただきたい。

5) 一括限度方式の堅持

【理由】

- ・ 本邦企業の海外展開を支援し、同時に、諸外国における租税制度とのミスマッチを緩和するためには、事務手続きも簡便である一括限度方式の維持が不可欠である。

6) 国外所得の90%シーリングルール

【理由】

- ・ 国外所得の計算は、平成28年4月1日より帰属主義(いわゆる AOA)に基づき計算することになっている。帰属主義の導入により国外 PE に帰属する所得が明確に規定されたことにより、90%のシーリングは制度と整合的でなくなることから撤廃すべきである。
- ・ 国際課税原則への帰属主義の導入により国外 PE に帰属する所得が明確に規定されたことから、外国税額控除制度の90%シーリングは制度と整合的ではなくなるため撤廃して頂きたい。

(3) 外国子会社合算税制

1) 国内法制にかかる全般的意見

【理由】

- ・ ここ数年の改正で極めて複雑な制度となったことで実務上の負担が増大しており、意見募集した上で大幅に簡素化する事を希望する。
- ・ 諸外国の法人税率引下げに伴い、本税制に伴う作業負荷が極めて高いため、本来の税制趣旨(租税回避防止)を踏まえ、緩和方向の見直しを希望する。
- ・ 外国関係会社の範囲の適正化を下記の通り要望する。
 - ①米国をはじめとする諸外国の法人実効税率引下げ及び平成29年度税制改正により、外国子会社合算税制の実務において確認対象となる会社数が大幅に増加し、過度な事務負担が生じており、納税者の事務負担軽減を勘案頂きたい。
 - ②資産買収形態での M&A が活発な米国・英国が本邦 CFC 税制の対象となったことにより、事業実態があり本来合算課税対象となるべきではない会社が事業を売却した年度のみ合算課税の対象となる懸念が高まっている。また、従前は現地に事業実態があったものの、清算にあたり事業活動停止や従業員解雇やオフィス閉鎖により、ペーパーカンパニーや経済活動基準を満たせず、清算事業年度だけ全部合算対象会社に該当し、債権放棄や資産処分等による所得が合算される可能性がある。特に許認可等の関係から、事業活動停止から資産処分まで数年かかり、対象事業年度全期間を通じて従業員・オフィスが存在しないケースがあるが、従前の事業活動に使用した資産にもかかわらず、その売却益が合算されるのは不合理である。
 - ③キャッシュボックスの判定のために、有価証券等の資産を一定割合で保有する全ての外国関係会社につ

いて一定の受動的所得の金額を算出するのは実務上の負荷が大きく、会計上の税前利益と総資産の帳簿価格を用いた追加のセーフハーバールールを設けることで負荷を低減するため。

- ④海外の不動産事業において、社会資本に該当しない不動産（オフィスビル、アパート等）の開発を行うにあたり、地域情報に精通した現地ディベロッパー等の外国法人と共同して不動産保有会社を設立する場合がある。このような場合において、不動産保有会社の意思決定が資本構成に拠らず全会一致となっている際に、管理支配会社が不動産保有会社の株式の過半を保有しながら、現地で事業企画、市場・業界調査、法務、財務、事業全体のモニタリング等の活動を実施しているにも拘わらず、単独で管理支配運営を行っていないとして、合算課税を受けるのは不合理であるため、資源開発等プロジェクトと同様に共同での管理支配も認めて頂きたい。

租税回避防止規定の趣旨を踏まえ、以下の点の見直しを希望する。

日本の租税負担割合を踏まえた、適用免除となる租税負担割合の緩和

合算課税所得の算定の簡便化

受動的所得の緩和

合算課税時に二重課税が確実に排除される規定の設置

- ・ 外国にタックスヘイブン対策税制がある場合の適用関係を見直すことを要望する。たとえば、米国などのようにタックスヘイブン対策税制と同等の税制がある国の子会社の所得を合算する場合、孫会社の所得を合算した米国子会社の所得を合算することにより、同じ所得が2度合算されることになる。また、この場合において、米国子会社の所得について本邦法令に基づき合算を回避すると、米国においてタックスヘイブン対策税制と同等の税制による孫会社の所得の合算によって増えている米国税額を外国税額控除しきれなくなってしまうことがある。外国にタックスヘイブン対策税制と同等の税制がある場合の租税負担割合の算定方法の明確化、合算金額の考え方や外国税額控除の考え方を見直していただきたい。
- ・ 特定課税対象金額は、外国子会社の所得を親会社の所得とみなして、既に本邦で課税がなされているものであることから、その特定課税対象金額からの配当については、本制度の対象から除いて頂きたい。
- ・ 米国をはじめとする諸外国の法人実効税率引下げ及び平成29年度税制改正により、租税回避を意図せず事業上の理由がある外国関係会社についても合算対象となり得る点や、外国子会社合算税制の実務において確認対象となる会社数が大幅に増加し、過度な事務負担が生じているため、ペーパー・カンパニー等の特定外国関係会社の適用免除基準（税率30%以上）について、我が国や諸外国の法人実効税率引き下げ（特に米国の州税を含めた法人実効税率は20%後半）の動向を踏まえ、20%前半とすること。また、対象外国関係会社の適用免除基準（税率20%以上）についても、諸外国における法人実効税率引下げの動向を踏まえ、本邦実効税率の半分とすることを要望する。
- ・ 租税負担割合による制度適用免除基準について、近年の諸外国の法人実効税率の引き下げ状況を踏まえ、租税負担割合を本邦法人実効税率の半分とするようお願いしたい。
- ・ COVID-19の影響を加味し、一時的に租税負担割合が低下してしまうような外国関係会社を救済することを要望する。

たとえばオーストラリアでは、COVID-19の影響を受けて、政策的に、一時的な法人税率の引下げが行われる。このような法人税率の引下げにより、従前は租税負担割合が30%以上であった特定外国関係会社は、これまで行ってきた事業を何ら変更していないにもかかわらず、タックスヘイブン対策税制における合算課税が適用される可能性がある。このように、COVID-19の影響により、外国関係会社の本店所在地国において一時的に法人税率が引き下げられる場合には、その政策的背景を考慮し、その外国関係会社についてはタックスヘイブン対策税制の適用対象から除外するなどの措置を講じていただきたい。

- ・ 海外のファンドに日本企業がリミテッドパートナーとして投資している場合における特例制度を新設することを要望する。（前提として、日本の企業がリミテッドパートナーとして海外のファンド（パススルーの事業体を想定）に投資しており、自身の出資割合が10%以上であり、他にも日本の投資家が投資をしていることにより、ファンド以下のビークルが外国関係会社に該当するケースを想定。）

現在の税実務上は、日本の投資家がファンドを介して投資先ビークルを10%以上保有している場合（かつ投資先ビークルが外国関係会社に該当する場合）は、その投資先はタックスヘイブン対策税制の検討対象となる。また、一般にファンドにおいては、ファンドビークルの下に何層にもわたって投資先ビークル

が介在しているため、検討が必要となる対象が広範囲に及ぶこととなる。

しかしながら、通常ファンドにおいてはリミテッドパートナーに開示する資料は出資契約・パートナーシップ契約上限定されており、第三者である海外のジェネラルパートナーがファンドを運営している場合、日本のタックスヘイブン対策税制の検討に必要な十分な詳細情報の提供を得られない（日本の投資家のために特別に詳細資料を提供してもらうことの理解が得られない。）。

従って、ファンドへの投資に関してそうした何層にもわたる投資先ビークルについてタックスヘイブン対策税制の対象となるか否かの検討及びタックスヘイブン対策税制の適用対象となった場合に課税対象金額の算定をすることが実務上非常に困難である。

また、ファンドに対して単なるリミテッドパートナーとして参画している案件において、第三者であるジェネラルパートナーへ何らかの働きかけをし、日本の租税回避を目論むことは現実的には難しい。

これらのことから日本の企業がリミテッドパートナーとしてファンドに投資している場合においては、タックスヘイブン対策税制の特例として、たとえば25%未満のリミテッドパートナー出資持分しか有さず、業務執行に関与しない場合など、一定の要件を満たすものについては、タックスヘイブン対策税制の適用にならないような特例制度を設けていただきたい。

・ 今日の CFC 税制については下記の要望をする。

- ① 外国関係会社の判定は事業年度ごとで行うこととなっているが、CFC 税制の単年度主義を改め、外国関係会社該当前の欠損金の繰越控除を認めるべきである。
- ② 国内投資であれば、出資、貸付の両方につき分配された残余財産との差額について損失計上が可能だが、国外投資については貸付金の免除を行った際の債務免除益が CFC 税制上の合算所得として課税対象となり、損失計上が実質的にできない。国内外で扱いが異なるのは不合理であるため、是正が必要。
- ③ 化石燃料採取事業については、多額の投資が必要となることや、各種リスクの遮断、投資パートナーの反映等の事業上の理由に基づいて、SPC を経由するケースが多いため、条件が緩和されているとの理解だが、鉱物資源採取事業においても、同様のケースが多く存在する。また化石燃料のみならず鉱物資源の確保も日本にとって重要であり、係る政策目的からも持株割合10%で配当非課税となる資源投資の範囲を拡大して頂きたい。尚、国内から直接投資する場合と差異が生じないように、海外子会社配当益金不算入制度において、上記2事業を行っている海外子会社から、内国法人が受ける配当については、非課税条件を緩和すべきと考える。
- ④ 子会社からの配当所得に係る益金不算入制度について、租税条約の適用による持分条件の緩和が考慮されていないため、直接投資する場合には課税されない配当が CFC 税制上課税されることがある。これは CFC 税制の趣旨に合致しないため、是正すべきと考える。

2) 外国関係会社の判定（ホワイトリスト方式の導入等）

【理由】

- ・ 制度の簡素化や事務負担軽減の観点から、日系企業の欧米における主要な事業拠点が立地する米国と英国等、租税回避に利用される可能性が低い国や地域については、一律外国子会社合算税制の対象から除外するホワイトリストを導入することをご検討いただきたい。
- ・ 租税回避行為に利用する誘因性のない多くの諸外国について免除可否判定作業をすることの事務負担は非常に大きい。そのため、特定外国関係会社の適用除外となる税負担割合の見直しや一定の国に対し合算税制の対象外とするホワイトリスト方式の導入を要望する。また、ペーパーカンパニーに該当しないとされる一定の持株会社等の必要要件についても要件緩和を図り事務負担の大幅な軽減させることを要望する。
- ・ 制度が複雑化し事務負担が極めて増大している事から、米国・英国といった日本からの進出が多く、また租税回避問題が生じづらいと思われる国を中心にホワイトリスト制度の導入を希望する。
- ・ 近年、働き方改革といわれている一方、税務業務については時代に逆行して増加の一途をたどっている。実質的な租税負担率を基準として判断する必要があるが、海外子会社の決算、税務申告内容等の情報を全て申告期限までに得ることは困難であり、判定するだけでも多大な手間隙を要する。ホワイトリストの導入など、簡素化による事務負担軽減できるようにしてほしい。

3) 外国関係会社の判定 (その他)

【理由】

- ・ 事業実体がある会社が清算する際に本邦で合算課税を受けてしまうというのは、本来の CFC 課税の趣旨にそぐわないと考えられる。必ずしも外税控除が受けられるわけではなく (同時期に他の案件で国外所得に大きな損失が生じた場合等)、二重課税が生じる可能性があることを踏まえて、救済措置を手当て頂きたい。
- ・ もともと事業実態があった場合でも、事業活動停止や事業売却、従業員解雇、オフィス閉鎖などにより、清算事業年度だけ全部合算対象会社に該当し、債権放棄や資産処分等による所得が合算される可能性があるのは不合理である。
- ・ 当税制の本来の主旨に反するため、実態があった事業会社を清算するにあたり、一時的にペーパーカンパニーとなる場合、当税制の対象外とすることを要望する。
- ・ 不動産賃貸事業や海外のエネルギー発電事業 (再生エネルギー発電事業を含む) に投資をする場合、資金調達・リスク管理上の便宜等から、事業を行う国において Special purpose company (SPC) を通じて事業が行われる。このような SPC につき、以下の見直しを検討していただきたい。
 - ①令和元年度税制改正により、不動産保有に係る一定の外国関係会社についてはペーパーカンパニーから除外されるよう整備されたが、実際には、管理支配会社を現地に有していないためその除外規定が適用されず、また、不動産保有会社が実体基準や管理支配基準を満たさないため、ペーパーカンパニーに該当するケースが多い。ペーパーカンパニーの判定のうち実体基準 (主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有している外国関係会社) については、「外国子会社合算税制に関する Q&A (平成29年度改正関係等)」I(1)において、「たとえば、外国関係会社が主たる事業として不動産賃貸業を行っている場合における賃貸不動産は、一般的に借主が居住等の用に供するものであって、外国関係会社が賃貸借契約の締結等といった事業活動を行うものではないため、実体基準における固定施設には該当しないと考えられます。」と説明されており、たとえば不動産の中にリーシングオフィスを有している場合のように賃貸契約の締結等を行う場所を有している場合には実体基準を満たすと考えられる。しかし、こうした賃貸契約の締結等を行う場所に加えて、不動産事業の場合には、ビル管理室や管理人室といった不動産の管理をする場所が不動産の内部にあり、こうした機能が不動産内にある場合においても、単なる物的施設ではなく実体基準を満たすと解せる余地があるのではないかと考えられる。また、タックスヘイブン対策税制のもともとの趣旨として日本から直接投資ができるにもかかわらず、他の国の法人を経由して投資を行い、そしてそこに所得を留保することにより日本における租税回避につながることを懸念しているものと考えられるが、不動産投資のように租税回避の意図がなく十分な商業上の必要性に基づき不動産所有地の国の SPC を通じて投資している場合には、必ずしももともとの制度趣旨に反しているものではない (後述の太陽光発電事業においても同様)。したがって、ビル管理室や管理人室といった場所がある場合においても同様に実体基準を満たすよう解釈の柔軟化並びに明確化をお願いしたい。
 - ②再生エネルギー発電事業についてたとえば太陽光発電事業においては、太陽光のパネルがあるのみではあるものの、O&M (Operation and Maintenance) 業者という専門事業者が定期的に発電事業の運用と設備の管理整備を行っており、定期的に設備に赴き発電状況の管理や整備等を行う事業実態は存在している。「外国子会社合算税制に関する Q&A (平成29年度改正関係等)」I(1)において、「たとえば、発電事業を主たる事業として行っている外国関係会社が、その有する発電所の運営をこれを専門とする他の会社に委託している場合のその発電所は、主として委託先である他の会社の役員又は使用人が利用する物的設備になりますが、その発電所は、外国関係会社の発電等といった物的設備とともにそれを動かすための人を一体とした事業活動を伴ったものであるため、実体基準における固定施設に該当すると考えられます。」と説明されている。これは火力・水力発電所のように発電事業を行う家屋を有し、その中に人が常駐して事業を行うものを想定しているようにも推測できるが、太陽光発電事業のような場合においても、その設備の場所において委託先の会社による発電状況の管理や整備等を行う実態があること及び同じ発電事業であることから、太陽光発電事業といった再生エネルギー事業についても同様に、実体基準を満たしうるものと整理していただきたい。

4) 外国関係会社の判定に係る株式保有割合の緩和

【理由】

- ・ 租税負担割合が「20%以上30%未満」の国において、事業活動を行っていた法人が、清算手続きを行う場合、外国子会社合算税制におけるペーパーカンパニーに該当し、清算手続き中の債務免除益等が合算対象となる。過年度において事業活動を行っていた場合、特定外国関係会社又は対象外国関係会社には該当しないため、欠損金の繰越控除が認められず、経済実体があったにもかかわらず、合算課税が不可避となるため。
- ・ 持分割合25%以上等の要件を満たす法人から受ける配当等については合算課税の対象から除外することとされているが、非鉄金属鉱業においては海外資源メジャーとの体力差もあり、25%以上の持分を確保することは容易ではない。ついては、持分割合要件を化石燃料採取事業と同等の「10%以上」に緩和していただきたい。

5) 経済活動基準（対象外国関係会社・部分対象外国関係会社）

【理由】

- ・ 清算プロセスの間は、適用除外要件を満たすことは出来ず、合算課税の対象となる場合がある。国によっては清算プロセスが長期に及ぶ場合があるが、それは租税回避を目的としている訳ではない。そのため、元々が適用除外要件を満たすことが出来る法人が清算プロセスに入った場合は、合算課税の対象外にする等の手当てをして欲しい。
- ・ 欧州などでは本店所在地を無税国として法人を設立し、管理支配を欧州にしていることも珍しくなく、日本企業による買収の際にそういった企業を買収対象に含まれることが多い。このような場合に、設立国（本店所在地国）において実態がないことから、経済実態基準が満たせないこととなり、合算が不可避であることから、日本企業を買収入札等において不利になっている実態がある。
- ・ 買収対象会社がグループ経営で複数の法人で機能を分担して一体運営をしている場合に、経済実態基準が満たせないこととなり、合算が不可避であることから、日本企業を買収入札等において不利になっている実態がある。租税回避については資産性所得の範囲が相当程度広がった現在ではリスクは相対的に下がっているのではないかと。

6) 会社単位の合算課税

【理由】

- ・ 米国法人税率が30%を切っている事や、米国での一般的な事業形態を踏まえ、実体基準・管理支配基準について同一国内の複数法人で一体判定する事を認めていただきたい。
- ・ 2017年税制改正により、租税負担割合が「20%以上30%未満」のペーパーカンパニー等が外国子会社合算税制の対象となったことにより、租税負担割合の計算が必要となる会社が増加し、各国・各社の税負担状況の把握に相当の労力を要している。複雑な租税負担割合の計算を廃止し、各国の法定法人税率により、外国子会社合算税制の対象会社を判定できるようにすることが事務効率化につながるため。
- ・ 租税負担割合が「20%以上30%未満」の国において清算手続きを行う場合、過年度に経済実体がある場合には、外国子会社合算税制上のペーパーカンパニーから除外する措置を要望する。租税負担割合が「20%以上30%未満」の国において、事業活動を行っていた法人が、清算手続きを行う場合、外国子会社合算税制におけるペーパーカンパニーに該当し、清算手続き中の債務免除益等が合算対象となる。過年度において事業活動を行っていた場合、特定外国関係会社又は対象外国関係会社には該当しないため、欠損金の繰越控除が認められず、経済実体があったにもかかわらず、合算課税が不可避となるため。
- ・ M&A 等で事業実態があり本来合算課税対象となるべきではない会社が事業等を売却した年度のみ合算課税の対象となることは、制度の趣旨に合致しないと考えられるため、清算や事業売却により事業実態が存在しなくなった年度のペーパーカンパニー判定及び経済活動基準判定については、従前の事業実態を踏まえて判断して頂きたい。
- ・ 平成29年度税制改正により、経済活動基準を満たす部分対象外国関係会社において部分合算課税の対象となる受動的所得の範囲の見直しが行われた。

当該改正により、部分対象外国関係会社が得る受取利子等の額は、原則として部分合算課税の対象となる受動的所得に含まれることとなったが、多数の外国子会社を構えて国際的に事業展開する企業グループにおいては、各事業会社の資金需給を調整し、グループ全体での資金効率の最適化を図るためにグループファイナンス機能を有する外国子会社を設立する場合があることから、本店所在地国において実体のあるグループファイナンス事業を行っていると思われる部分対象外国関係会社に関連者等に対して行う金銭の貸付けによって得る利子については、部分合算課税の対象から除外することとされた（措令39の17の3⑩三）。また、同措置と併せて、当該グループファイナンス会社がその関連者等から資金調達を行う場合、すなわち、その関連者等である部分対象外国関係会社がグループファイナンス会社に対して行う金銭の貸付けによって得る利子についても、部分合算課税の対象から除外することとされている（措令39の17の3⑩四）。

しかしながら、部分合算課税の対象から除外されることとなる関連者等である部分対象外国関係会社が金銭の貸付によって得る利子は、グループファイナンス事業を行う外国法人に対する貸付に係るものと規定されていることから、グループファイナンス事業を日本法人が行った場合には、部分合算課税の対象から除外されないこととなる。グループファイナンス会社の国内設立の妨げとならないよう、規定の整備が望まれる。

7) 受動的取得の合算課税

【理由】

- ・ 令和2年税制改正により、国内配当益金不算入規定における持分割合の判定は、グループ合計の持分持分割合に見直されたため、整合性を取るために、外国子会社受取配当等の益金不算入についても同様な改正を行うべきと考える。そのため、特定外国子会社による持分割合が25%未満であっても、グループ合計の持分割合が25%以上の子会社からの配当は、受動的所得とならないよう見直していただきたい。
- ・ 受動的所得であるか否かについてより経済実態に即した判断がなされるよう受動的所得の一つとされる配当に係る持分割合基準の見直しをお願いする。例えば、特定外国子会社による持分割合が25%未満であっても、グループ合計の持分割合が25%以上の子会社からの配当は、受動的所得とならないよう見直しをお願いする。

平成29年度改正において、外国子会社合算税制における部分合算課税の規定が見直されたが、その際に受動的所得となる剰余金の配当等の額の要件が厳格化された。措法66の6⑥一イにおいて、受動的所得から除外できる受取配当金の要件は、「当該部分対象外国関係会社の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうち占める割合が100分の25以上であることその他の政令で定める要件に該当する場合における当該他の法人」とされている。つまり、当該部分対象外国関係会社が「直接」保有する持分割合（25%以上か未満か）で判定することとされている。このような不都合を解消するため内国法人の間接保有割合を勘案した上での除外基準としていただくことを要望する。

- ・ 平成29年度改正により、株式持分割合25%未満の法人の株式等からの配当及び譲渡所得が合算課税の対象とされているが、この判定はグループ全体の持分割合で行うこととする改定を要望する。
- ・ 現在の免除規定の基準額は、2000万以下または税引利益の5%以下であるが、日本企業の海外M&Aや組織再編が珍しくない昨今の状況を鑑み、事務処理の煩雑性を回避するため、免除規定の金額も増額されるべきと考えられるため。
- ・ 平成30年度改正で新たに認められた「外国企業を買収した場合に、その傘下に存在するペーパーカンパニー等の整理に当たって生ずる一定の株式譲渡益の免除特例」に関し、特定関係発生日から原則として2年以内に譲渡を行うことが要件とされていることに関し、少数株主との交渉が長引くことも正当な理由に該当するものとして5年以内までの延長が認められる扱いに改正を要望する。上記の他、解散要件等を含め所用の規制緩和を要望する。

特例として現地の法令等により2年以内の譲渡が困難な場合には5年以内までの延長が認められているものの、「現地の法令等」の範囲は現地法令等に基づく許認可等極めて限定的に取り扱われており、少数株主との交渉に長時間を要することが考慮されていない。本件に係る平成30年度改正は長年に亘り産業界が強く要望してきたことが叶った画期的なものであり、その意義・効果を確認可能なものとするための一層の

改善が望まれる。

- ・ 平成30年度税制改正により、海外企業グループの買収後に組織再編を行う場合に生ずる一定の株式譲渡益を合算課税の対象から除外する規定が設けられたが（措令39の15①五、②十八）、この規定につき、以下の見直しを検討していただきたい。
 - ①たとえば、100%子会社の株式譲渡益を特段の要件なく合算課税の対象から除外することができるとしたら、海外のグループ再編をより積極的に推進することが可能となるため、要件の見直しをお願いしたい。
 - ②譲受者は内国法人又は部分対象外国関係会社であることが要件とされているが、事業上・経営上の観点からは地域の持株会社への移管により資本関係を整理するのが最もあり得るケースであるなか、地域の持株会社が部分対象外国関係会社に該当しない場合も多く、せっかくのキャピタルゲイン特例が有効に活用されていない。譲受者の要件の緩和を検討いただきたい。
- ・ 租税負担割合の判定上、分子の金額には外国関係会社から日本の会社への利益配当に係る源泉税は含まれないが、外国関係会社がREITのように配当の損金算入により法人税が課税されず、その代替として源泉税を課していると考えられるものについては、その源泉税の金額を分子に含めて計算することを認めていただきたい。
- ・ 本邦で課税対象とならないものについて、外国関係会社の合算所得に含めるのは極めて不条理である。特に、債務免除が生じるケースでは株主として投資の回収が見込まれない場合が大半であることからすると、外国関係会社が借入先から免除を受けた金額について株主が本邦で納税義務を課されることは経済的にも不合理であると考えられるため。
- ・ 受動的所得だけを抜き出して、会社単位の合算所得を超える金額に課税が生じる状況は不合理であるため、部分対象外国関係会社の受動的所得の合算課税について、会社単位の合算所得金額を上限とすること（旧措法66の6④の規定の復活）を要望する。
- ・ 受動的所得に関して以下の4点を要望する。
 - ①予見可能性を確保するため、「業務の通常の過程」の定義の明確化
 - ②直接保有/間接保有に実質的な差はないため、受取配当における持分割合（25%以上）はグループ全体の持分割合で判定
 - ③旧税制では認められており、合理的であるため、受動的所得の上限を会社単位の合算対象所得までとする
 - ④旧税制では認められており、合理的であるため、受動的所得に係る間接費用の控除
- ・ 現在の免除規定の基準額は、2000万以下または税引利益の5%以下であるが、日本企業の海外M&Aや組織再編が珍しくない昨今の状況を鑑み、事務処理の煩雑性を回避するため、免除規定の金額も増額されるべきと考えられるため。
- ・ 平成29年度改正において、外国子会社合算税制における部分合算課税の規定が見直されたが、その際に受動的所得となる剰余金の配当等の額の要件が厳格化された。措法66の6⑥一イにおいて、受動的所得から除外できる受取配当金の要件は、「当該部分対象外国関係会社の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうち占める割合が100分の25以上であることその他の政令で定める要件に該当する場合における当該他の法人」とされている。つまり、当該部分対象外国関係会社が「直接」保有する持分割合（25%以上か未満か）で判定することとされている。このような不都合を解消するため内国法人の間接保有割合を勘案した上での除外基準としていただくことを要望する。

8) 海外子会社の課税すべきタイミングについて

【理由】

- ・ 内国法人において、その内国法人の有する特定外国関係会社又は対象外国関係会社に係る課税対象金額及び部分対象外国関係会社に係る部分課税対象金額を合算するタイミングは、これらの特定外国関係会社等の事業年度終了の日の翌日から2ヵ月を経過する日を含む、その内国法人の事業年度とされている。しかし、特定外国関係会社等の所在地国における法人税の申告期限が日本よりも長く設定されている等の理由により、合算課税を行うべきタイミングで、その特定外国関係会社等の財務諸表が確定していない

ケースや税務申告の準備ができていないケースが散見される。

たとえば内国法人が3月決算法人で合算課税の対象となる外国関係会社が12月決算法人である場合において、外国関係会社が上記のような状況にあるときは、実務上、内国法人の申告期限までにその外国関係会社の租税負担割合を正確に判定し、内国法人の申告に合算金額を厳密に取り込むことが困難であることから、合算課税を行うべきタイミングを後倒ししていただきたい。

- ・ 日本親会社が3月決算、外国子会社が12月決算の場合などでは、外国子会社の年度末から3ヶ月後の親会社の申告で合算計算する事になる。外国子会社の申告書が完成する前に合算所得の計算をする事になり、情報の入手などに困難を伴い、また実際の申告で数値が変わった場合の修正など、非常に事務負担が大きくなる。外国子会社の事業年度末の翌日から、例えば7ヶ月を経過する日を含む事業年度の親会社の所得に合算計算するような見直しを希望する。
- ・ 外国子会社合算税制が、外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から2か月を経過する日を含む内国法人の各事業年度において適用される場合、内国法人の法人税申告期限までに、外国関係会社の現地の税務申告が完了しておらず、外国子会社合算税制のための仮定計算を実施する必要があり、事務手続きが煩雑なため。
- ・ 現地12月決算の企業について日本の3月決算法人の申告期限までに対応することは極めて困難であり、また、同じ3月決算の海外子会社の場合であっても、現地の申告期限延長により、事業年度終了後の16か月後に申告するケースもあるため、申告期限内に適正な合算所得を計算できない。また、翌事業年度に合算所得を修正できる規定もないため、修正申告あるいは更正の請求の方法で対応せざるを得ないため、事務負担が過剰となる。そのため、現行法上、「外国子会社の事業年度終了後2か月を経過する日」を含む内国法人の事業年度において合算課税とされているが、日本の申告期限内に合算課税及び外国税額控除を適正に申告できるように、「外国子会社の事業年度終了後1年を経過する日」、あるいは、「海外子会社の申告期限から2月を経過する日を含む事業年度」に見直ししていただきたい。
- ・ 外国関係会社の合算事務処理に係る資料収集に時間を要すること、並びに申告実務の軽減のため、合算対象となる外国関係会社の課税対象金額は、当該外国関係会社の事業年度末時点の翌日から2か月が経過する日を含むその内国法人の事業年度において合算されることになっているが、4か月が経過する日を含むその内国法人の事業年度と変更していただきたい。

9) 二重課税調整規定の拡充

【理由】

- ・ BEPS プロジェクトの最終報告書行動計画3「外国子会社合算税制の強化」を踏まえ、今後各国においてCFC税制の立法/強化が進むことが想定される中、外国関係会社の所得に関して、本邦以外の国でCFC税制の適用を受けた場合に生ずる二重課税について、国内法上の措置を講じる必要があると考える。同最終報告書においても同一のCFC所得に対して複数の国のCFCルールが適用される場合の二重課税の排除に関する勧告がなされていることから、下記の点を要望する。

経由法人所在国がCFC課税を課す場合、租税負担割合や外国子会社合算税制上の外税適用金額にその旨を織り込むこと。

①租税負担割合の分子の税額に、経由法人がCFC税制により課された税額を含めること。

②実際に合算所得が生じる場合、経由法人がCFC税制により課された税額をCFC外税の適用額に含めること。

- ・ 措法66の8の規定は、当期及び過去10年間に合算課税された所得からの配当の二重課税を排除するための規定であるが、合算課税前の所得から配当をする場合（たとえば、進行期の所得を原資に期中配当を支払う場合）には適用されない。

平成21年度税制改正前においては、このような配当を「特定剰余金配当等」と定め、この配当に係る二重課税の調整規定が設けられていたが、平成21年度税制改正後にはこのような措置が講じられていない。特定外国子会社等が合算課税前の所得から配当をする場合にも二重課税が生じないよう、規定の整備が望まれる。

- ・ 特に米国がGILTI Taxにより広範なCFC課税を導入したため手当てが必要。孫会社の所得について、

経由国の子会社において現地の CFC 税制の適用を受け、親会社において本邦 CFC 税制の適用を受け、さらに孫会社を合算した経由国の子会社の所得について本邦 CFC 税制の適用を受ける懸念がある。ゆえに、我が国の CFC 税制上合算課税が生じている間接保有の外国関係会社について、経由法人所在地国が CFC 税制に基づき当該外国関係会社を課税する場合、二重課税が生じるため、我が国において二重課税の排除のための措置を設けることを要望する。

10) 当初申告要件の撤廃

【理由】

- ・ 適用除外として申告後、調査・課税を受ける場合、子会社配当金を合算所得から控除できないため、対象外国関係会社から受け取る受取配当金の明細書について、申告要件（添付要件）の廃止を要望する。

11) 子会社等による配当の範囲

【理由】

- ・ 子会社からの配当所得に係る益金不算入制度について、租税条約の適用による持分条件の緩和が考慮されていないため、直接投資する場合には課税されない配当が CFC 税制上課税されることがある。これは CFC 税制の趣旨に適合しないため、その是正を求めたい。そのために、合算所得から控除される株式保有割合25%以上の子会社等からの配当の判定にあたっては、日本と配当支払国との間の租税条約において外国子会社配当益金不算入制度の出資比率要件が引き下げられている場合には、これを考慮することを要望する。
- ・ 化石燃料採取事業については、多額の投資が必要となり、本邦企業はマイナー出資となるケースが多いことや、各種リスクの遮断や投資パートナーの意向反映等の事業上の理由に基づいて SPC を経由しての投資実行とするケースが多いため、条件が緩和されているとの理解だが、鉱物資源採取事業においても、同様のケースが多く存在するため、持分割合10%以上で配当が全部合算/部分合算の対象外となる資源投資の範囲に、(化石燃料採取事業に加えて) 鉱物資源の採取を行う会社を追加することを要望する。

12) 関連税法、法令、通達、Q&A 等の英文化

【理由】

- ・ 関連税法、法令、通達、Q&A 等の英文化を要望する。本税制がますます複雑かつ対象となる外国子会社が多くなる中で、本税制を海外の子会社の担当者が理解することが大変困難であり、また、日本の企業が間違っ海外の子会社に伝わり、結果として間違っ申告がなされる可能性がある。関連する税法等が英文で提供されることにより、日本側で翻訳する等の事務作業が軽減され、間違っ申告も少なくなると考えられる。

(4) 外国子会社配当益金不算入

1) 益金不算入割合の引き上げ（全額）

【理由】

- ・ 海外子会社受取配当金益金不算入制度が平成21年度改正により導入されて以来10年が経過しようとしているが、この間の我が国経済のグローバル化の一層の進展とも相まって日本企業が海外子会社から還流を受ける配当金も大幅に増大している。これはまさに政策が意図したとおり、世界経済の成長の果実を我が国に取り込み日本経済の豊かさに結びつける好循環の確立に大きく寄与するものと評価できる。しかしながら、その益金不算入割合は95%となっており、5%は益金不算入とされる受取配当金の額から控除されるため実質的には配当金の5%に相当する金額は課税を受けている。この5%課税による企業の税コスト負担の増加が受取配当金による海外から国内への資金還流を妨げる一因ともなっている。上記の政策目的をより効果的に推進させていくためにも、益金不算入割合を100%へ引き上げることを要望する。

また、益金不算入の対象となる外国子会社の範囲は、「内国法人が保有しているその株式等の数又は金

額がその発行済株式等の総数又は総額の25%以上に相当する数又は金額となっていること」が要件とされているが、直接保有25%以上を要件とするのは厳し過ぎることから、間接保有を含めて25%以上とすることを要望する。

- ・ 外国法人において、既に課税済みの利益から配当がなされており、二重課税を防ぐため、また、完全支配関係のある内国法人からの配当については100%益金不算入であるため、外国子会社からの配当については、95%が益金不算入の対象とされているが、100%の資本関係がある外国子会社については100%益金不算入としていただきたい。
- ・ 同一所得に対する二重課税排除のため、持分割合によらず、すべての配当に関して全額益金不算入としていただきたい。
- ・ 二重課税の適切な排除や国際的なイコール・フットイングの観点、また海外子会社利益の国内還流および再投資をより促進する観点からも、外国子会社からの配当金の全額を益金不算入としていただきたい。

2) 出資比率要件の引き下げ又は廃止

【理由】

- ・ 令和2年税制改正により、国内配当益金不算入規定における持分割合の判定は、グループ合計の持分持分割合に見直されたため、整合性を取るために、外国子会社受取配当等の益金不算入についても同様な改正を行うべきと考える。したがって、直接持分割合が25%未満の外国子会社であっても、グループ合計の持分割合（海外子会社を通じて保有する持分割合を含む）が25%以上の子会社からの配当は、益金不算入の対象とするよう見直して頂きたい。
- ・ 資源の乏しいわが国にとって、国外での資源の安定的な供給先の確保は極めて重要であり、天然資源確保のための投資は必要不可欠なものである。一方、天然資源の権益を取得する為の投資金額は巨額であり、持分あるいは権益の25%以上を取得することは困難を伴う。そこで、本邦への安定した資源供給の観点から、特定資源（天然ガス・石油等）に対する海外投資については持分保有要件を廃止し、外国子会社配当益金不算入制度の対象とすることを要望する。
- ・ 投資先の業績を企業の連結業績に適正に反映する観点から、会計上一般に持分法損益の取込みが可能な持株割合である20%を確保することが、企業の投資戦略上の一つのメルクマールとなっている。外国子会社益金不算入制度においても持株割合20%を要件とすることにより、20%超の出資が戦略上不要なケースにおいて25%の出資を検討する必要がなくなることで、投資判断、資金調達、リスクエクスポージャー等の観点で、企業の海外展開を後押しする効果が期待できる。また、同様の制度を持つ海外主要国（英：持株割合要件無し、仏・蘭：5%、米・ベルギー：10%）とのレベル・プレイング・フィールドを実現する観点からも、現行持分保有要件である「25%以上」を20%まで引き下げることを要望する。
- ・ 持分割合25%以上の外国子会社から受ける配当等はその95%が益金不算入とされているが、特定資源（石油・天然ガス、鉱物資源等）に係る海外投資については、海外資源メジャーとの体力差もあり、25%以上の持分を確保することは容易ではない。特に非鉄金属鉱業各社においては、海外株式の持分保有比率が低い場合においても採取鉱物の引取権益を有するなど、引き取った鉱物の加工やその供給により、我が国の産業に資すること、海外子会社利益の国内還流および再投資をより促進するとの観点からも、持分保有要件を廃止し、持分割合に関わらず海外配当益金不算入制度の適用対象とすることをお願いしたい。
- ・ 特定資源以外に対する海外投資については、持分保有要件を25%以上から海外主要国水準に引き下げることをお願いしたい。

3) 名義株に係る外国子会社配当益金不算入制度の適用

【理由】

- ・ 名義株の取扱いは、税務上、実質主義に基づいてその真実の株主を株主として取り扱うこととされており、内国法人受取配当益金不算入に係る通達（法基通3-1-1）や完全支配関係法人及び支配関係法人の判定（法基通1-3-2-1）、同族会社の判定（法基通1-3-2）、タックスヘイブン税制における外国関係会社の判定（措基通66の6-2（注））等で明らかにされている。

外国子会社配当益金不算入制度における外国子会社の判定に際しても、名義株は実際の権利者を株主と

する取扱いを通達として明文化することが望まれる。

(5) 租税条約等

1) 二国間租税条約の新規締結・改正の推進

【理由】

- ・ 租税条約は、国際的二重課税の解消や投資・経済交流の促進を図るための重要な手段であるため、未締結国との租税条約締結を推進していただきたい。特に、資源確保という観点では、ボリビアなどの南米地域諸国や、アフリカ地域諸国との条約締結に向けた取り組みをお願いしたい。加えて既存の条約についても、更なる投資交流の活発化、源泉税率の高い国からの配当還流の促進のために、配当等に係る源泉所得税の免税ないしは大幅な軽減を盛り込んだ改定を進めていただきたい。
- ・ 一部新興国との間で、現地課税後の相互協議による二重課税解消が困難な事例があるため、新興国との租税条約においても、条約に列挙された協議事由のみならず、二重課税発生の実事があれば協議可能な条項を追加していただきたい。
- ・ 一部の租税条約における不動産化体株式からの投資所得に対する課税の取扱いについて、実務面に配慮した方策を講じることを要望する。一部の租税条約（新日露租税条約等）において、源泉徴収義務者が実務上対応できないような新規締結や改正等が行われたことを踏まえ、今後同様の租税条約が締結される場合に、実務対応が可能となる方策を主税局と検討しておくために税制改正要望を行うものである。また、国内法において、源泉徴収義務者並びに不動産化体株式の発行体の負担軽減となる税制の整備が望まれる。

2) 技術的役務に対する源泉所得税の取扱い

【理由】

- ・ 2017年版国連モデル租税条約の改定により今後我が国が新興国・途上国と締結する租税条約に「技術上の役務の対価（FTS: Fees for Technical Service）」条項（注）を盛り込むことを途上国政府から求められる可能性が高まったため。
（注）「技術上の役務の対価」に対し、その対価の支払い側の国（支払地国）において、支払地国内のPE（恒久的施設）の有無及び支払地国内での人的活動の有無を問わず、一定の限度税率で支払総額に課税することを認める規定。
- ・ 投資・経済交流促進の観点から、投資先国における投資所得（配当・利子・使用料）に係る源泉地国課税の軽減又は免除を盛り込んだ租税条約の見直しを期待する。
特に、親子間配当に係る源泉税免除を備えた租税条約の改定や、技術交流促進の観点から、使用料（インド及びパキスタンの「技術上の役務に対する料金」を含む）に係る源泉税免除についての改定を要望する。
- ・ 技術役務に対して源泉税が賦課される唯一の国であり、他国との取引との整合性やその層別に多くの工数を要しているため、日印租税条約において技術役務提供にかかる支払いに対する源泉税を免税とすることを要望する。

3) 租税条約届出書提出義務の見直し（撤廃・期限の延長・緩和）

【理由】

- ・ 租税条約の届出書には海外取引先との原紙のやりとりが発生し、多大な時間とコストがかかっている。コロナ感染症のように全世界で業務が停滞すると、入手困難となり、契約実行や支払スケジュールに悪影響を及ぼす可能性がある。したがって、相手先の所在国が確認できるものを保管する前提で、租税条約上の限度税率での源泉課税を認めてほしい。

4) みなしPE及び過大な帰属所得認定等

【理由】

- ・ 2018年3月22日に出されたOECD「PE帰属利得に関する追加ガイダンス」を踏まえた国内法令通達等

改正及び整備が図られている。改正後の国内法及びMLIではPE概念が従来よりも大幅に拡張しているが、企業の国際事業展開の障害にならないよう十分配慮が必要である。日本企業が進出している外国において租税条約のPE条項で定められている取扱いを超えて、みなしPE及び過大な帰属所得認定を通じた乱暴な課税処分がされることのないよう、OECD及び我が国当局による監視等を行うよう要望する。

(6) 過大利子支払税制

1) 適用除外規定における「関連者支払利子等の額の合計額」と「支払利子等の額」

【理由】

- ・ 本来課税される利子について、政策的意図をもって課税を免除し、又は非課税として日本の租税を課さない国が決められている利子については、同じく対象外としている非課税法人である一定の公共法人に対する利子と同様に過大支払利子税制の対象となる支払利子等から除外すべきである。

例えば、非居住者・外国法人・金融機関等の投資家について非課税とされる民間国外債の利子については、発行体が最終投資家の情報を得るインフラがなく簡便法を採用せざるをえないと思われるが、一般的な統計的データをベースとして利子の75%を過大支払利子税制の対象とすると、民間国外債による資金調達を利用したSPCを使ったビジネスで不測のネガティブなキャッシュフローへの影響が生じて支障があると思われる。

2) 過大支払利子税制における調整所得金額の計算

【理由】

- ・ 国際課税ルールの改定においては、損害保険ビジネスの実態を踏まえた手当てを行うことを要望します。損害保険会社が予定利率を基礎として計算する保険負債利子は、契約者配当金や満期返戻金等に充当され、最終的にそのほとんどが契約者の課税対象所得に含まれますので、対象外支払利子等の定義に当て嵌まると考えられます。しかし、僅かながら契約者の課税対象所得に含まれない契約や1契約ごとに割り当てが出来ない保険負債利子もあり、現行の規定に則した対象外支払利子等の金額算出は困難であります。損害保険ビジネスにおいて、保険負債利子が租税回避に利用されないことは明らかであり、事務負担の増大を強いる制度設計とならないよう所要の手当てが行われることを要望いたします。

企業間の公正な競争条件を作る観点から国際課税ルールを見直していく方向性については、損害保険業界としても異論のないところですが、今後、見直しが行われる場合には、諸外国の制度・運用実態等も踏まえ、日本の損害保険会社の国際競争力が阻害されないことがないよう、十分に留意することが必要と考えます。

(7) BEPS 勧告への対応

1) BEPS アクションプランにあたっての配慮（全般）

【理由】

- ・ 国際的な租税回避（BEPS：Base Erosion and Profit Shifting 税源浸食と利益移転）を防止する観点から、OECDにおいて国際課税制度の見直しが検討され、わが国を含む各国・地域で国内法改正が進められてきた。その執行及び見直しにあたっては、日本企業の活動実態や事務負担等に十分に配慮した上で、海外の活力を取込むことで経済成長に資するグローバルな企業活動を阻害しないという視点が重要である。

●BEPS対応に係る国際的な協調体制での取組みについて

BEPS対応に係る国際課税ルールの見直し・執行は、我が国企業の実態を考慮すると共に、グローバルに活動する企業間の競争条件の均衡化の観点からも、OECD/G20以外の国々も含めた、国際的な協調体制の下で進めていくことが必要不可欠である。現在、約130ヶ国が参加しているBEPS包摂的枠組会合の場を通じ、効果的なモニタリングや適切な情報管理により、不適切な課税や新たな二重課税が発生することを回避し、適正な執行が行われるよう、官民を通じて働きかけていく必要がある。また、デジタル経済における課税原則の見直しについては、日本企業の将来のビジネス展開を考慮し、対象となる取引などを明確化したうえで、目的外の増税とならないよう、また、各国での取扱いを整合的なもの

とし、納税者にとって過度な実務負担とならないよう、十分な配慮が必要である。

2) タックスプランニングの義務的開示（行動計画12）

【理由】

- ・ 令和2年度までの税制改正により、BEPS対応に関するわが国の主な国内法制については概ね整備が進み、これら制度の適切な執行等が焦点となっている。なお、残された課題とされている「租税回避スキームに係る義務的開示制度」については、日本企業の実態を考慮し、要否も含め慎重に検討すべきである。

3) 経済の電子化に伴う課税上の課題への対応（行動計画1 関連）

【理由】

- ・ CFBでなくてもADSであればAmount Aの対象となるが、複数の国を跨ぐ大規模なユーザ層に対して標準化されて提供される自動化されたデジタルサービスのみ該当すると考えれば良いのか、例えばソリューションサービスや、補助的なIoTサービスは対象外で良いのかを明確にして戴きたい。また、インフラサービスでも導入して終わりというのではなく、クラウドを活用してサービスとして課金し続けるような場合はどうか等、個別具体的に整理いただく必要があるため、従来案の「消費者向けビジネス（CFB）」に加えて「自動化されたデジタルサービス（ADS）」が市場国への新たな課税権の配分（Amount A）の対象とされたが、これら対象範囲の一層の明確化を要望する。
- ・ 財務会計上の開示セグメントよりも更に細分化された切り分けは実行可能性が甚だ疑問であり、企業自身にとってもその必要性がないものを、税制が過度に要求するのには無理がある。Amount Aの計算に際して、ビジネスライン及び地域ごとのセグメント情報の開示が求められるが、各企業の現状の財務会計とは異なるセグメント情報を切り出すことは実務上、困難である。有機一体のセグメントを更に細分化し、売上や費用を切出し、共通費用を配賦することは技術的に困難で、その妥当性をだれが保証するのも問題である。コンプライアンスコストや監査コストの増加等、経済性を損なう制度とならないよう慎重に議論すべきである。
- ・ Amount Bについては市場国に配分する利益率が過度にならないかを懸念しているため、下記の点を要望する。

価値創造における販社の果たす限定的な機能を踏まえれば、Amount Bとして市場国に配分する利益の総額に一定の上限（例えば、グループ全体の営業利益の固定比率とする）を設けるべきである。少なくとも、通常の経営状況において、この固定比率が50%を超えることは想定できない。

地域統括販売子会社（RHQ）を経由して市場国に販売している場合など、販売・マーケティング機能を担う会社が複数存在する場合、基礎的販売・マーケティング活動を担うリスク限定卸売販売子会社（LRD）と当該LRDを統括するRHQとに重層的に利益が過大に配分されることは避けるべきである。

Amount Aとの関係も踏まえれば、市場国におけるAmount Bの水準については、多くとも1%程度のより低い利益率が妥当ではないか。利益率は必ずしも業種統一とする必要はなく、既存の移転価格税制上の利益水準指標との整合性を踏まえつつ検討すべきである。また、Amount Aの場合と同様に、グループ全体で損失が生じる場合には、損失についてもAmount Bに分配するか、多くともAmount Bへの配分はゼロとすべきである。

- ・ Amount Aは元々marketing intangibleに基づく考え方となっており、Amount C概念との重層適用のリスクは、結果的に国際的disputeの原因になりうる事を考慮すれば、Amount AとAmount Cとが重なった場合の調整（二重課税排除）手続について予めルールを明確に定めるべきである。

あわせて、Amount A、B、Cとの相互関係性及び二重課税の懸念も解消されていないことも踏まえると、Amount Aのみならず、B及びC及びこれらが重なる部分に関しての二重課税の排除を徹底するために強制的な紛争解決手段に服すべきである。

超過利益概念のAmount Aと販売会社におけるAmount Bを超える機能に対して付加されるAmount Cの概念との重層適用リスクが残ることになる。したがって、Amount Aは元々marketing intangibleに基づく考え方となっており、Amount C概念との重層適用のリスクは、結果的に国際的disputeの原因になりうる事を考慮すれば、Amount AとAmount Cとが重なった場合の調整（二重課税排除）手続に

ついて予めルールを明確に定めるべきである。

あわせて、Amount A、B、Cとの相互関係性及び二重課税の懸念も解消されていないことも踏まえると、Amount Aのみならず、B及びC及びこれらが重なる部分に関しての二重課税の排除を徹底するために強制的な紛争解決手段に服すべきである。

- ・ 課税ベースの算定において各種検討すべき事項があり、その中でも「ブレンディング」はとりわけ重要であると考え、十分な議論を行い企業側が納得できるような制度として頂きたい。

国・地域別ブレンディングを採用する場合、CBCRの活用が考えられる。現行のCBCRでは同一国・地域に所在する事業体の数値を単純合算の方法により集計しており、当該方法を維持継続することが望まれる。国・地域ブレンディングにおいて、「同一国・地域内の事業体間取引について内部消去及び未実現利益排除等の連結調整を求められても、そのために必要な情報把握を含め実務対応は極めて困難であり現実的でない。たとえば、過重な事務負担を軽減するための配慮として、単純合算の方法による国・地域別ブレンディングについてもその適用の余地を検討いただきたい。

「ブレンディング」については、国・地域ブレンディングが広範な国々から支持を集めており、その採用が有力視されているが、現行のわが国CFC税制では事業体（エンティティ）単位で実効税率を算定しており、国・地域を単位として実効税率を把握する実務は、CBCRを除いては実施していないため。

Pillar 1・Pillar 2の制度設計に関する青写真（Blueprint）が今秋にも提示される事になっているが、実際の導入にあたっては、従来型の実体を持ったビジネスに悪影響を与えないよう、経済界からの意見も踏まえた上で慎重な検討の上、制度の設計をお願いしたい。

(8) AOA・その他

1) 内部取引、共通費用の配賦の区分

【理由】

- ・ 国外事業所等帰属所得を計算する場合における共通費用のうち、個々の業務・費用ごとに合理的な基準により国外業務に配分することができない場合には、一定の方法により、全ての共通費用を一括して配分すべき金額を計算することができることが法人税基本通達16-3-12に示されている。

その（注）1において、一定の場合には、販売費・一般管理費等のうち国外業務に関連することが明らかな費用のみが共通費用であるものとして配分計算をすることができると規定されているが、この取扱いを適用することができる法人の範囲から金融及び保険業を主として営む法人が除かれている。しかし、この取扱いを適用することができないこれらの法人においては、国外業務との関連性が薄いと考えられる多額の費用が国外事業所に配分され、不合理な結果となってしまう場合もありうる。

したがって、（注）1の取扱いの対象法人の限定をなくす（金融及び保険業を主として営む法人も対象法人とする）等、その取扱いを見直していただきたい。

2) 外国法人の日本支店が閉鎖する場合における事業税の損金算入の時期

【理由】

- ・ AOA導入前の制度のもとでは、外国法人が支店を閉鎖した場合には、法人税基本通達20-3-8（国内業務を廃止した場合の事業税及び地方税法特別税の特例）により、支店閉鎖事業年度において、事業税を損金の額に算入していた。

しかし、AOA導入によりこの通達が廃止されたため、取扱いが不明確となっているので、規定を整備していただきたい。

(9) 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対抗に係る措置

【理由】

- ・ 買収後に増加した利益剰余金の算定上、対象配当等の決議日等前に最後に終了した事業年度末の利益剰余金を用いることになっているが、資産譲渡をした事業年度において臨時決算を行って配当するような

ケースでは、その資産譲渡により増加した利益剰余金を買収後に増加した利益剰余金として認識されないため、子会社株式の帳簿価額の減額の対象になる可能性が生じる。

このような場合は、翌事業年度まで待ってから配当しなければならなくなるが、たとえば、非適格分割型分割によりみなし配当が生じるケースでは、譲渡益の計上とみなし配当が同日に起こってしまうため、分割による譲渡益が増加利益剰余金の計算に考慮されないという事態になってしまう。

配当があった事業年度内に増加した利益剰余金を加味することに実務上の難しさがあることは理解しているが、臨時決算を行う場合には、前事業年度でなく臨時決算上の利益剰余金の金額を使える等のなんらかの手当をしていただきたい。

- ・ 本特例では、関係法人の特定支配日から10年を超えるまで、当該関係法人からの配当を他の法人の特定支配日に有していた利益剰余金に加算する適用回避防止規定が設けられているが、関係法人の特定支配日以降に稼得した利益剰余金を原資とした配当まで加算対象とするのは不合理であることから、加算される配当を関係法人が特定支配日に有していた利益剰余金を原資とした部分に限定することを要望する。

なお、具体的な計算方法については、特定支配日以降に稼得した利益剰余金を超える配当があった場合に、当該超える部分を特定支配日に有していた利益剰余金を原資とした配当として計算することが考えられる。

Ⅱ 所得 税

1 所得税法

(1) 金融所得関係

【理由】

- ・ 令和2年度税制改正大綱において、「金融所得に対する課税のあり方について、家計の安定的な資産形成を支援するとともに、所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する」との記載がされているところ、上場株式等に係る譲渡所得及び配当所得については、2014年に税率が引き上げられたばかりであり、これ以上の税率引上げは、金融市場からの資金流出につながる懸念がある。また、給与所得者の98%（給与収入1,500万円以下の層）にとって、金融所得の税率は給与収入に対する所得税の実効税率を上回っており、金融所得の税率引き上げはむしろ「大衆増税」となるおそれがあることから、十分に留意することを要望する。
- ・ 2016年から公社債等の利子等及び譲渡に係る損益について株式等と通算することが可能となっており、また令和2年7月には、商品の垣根を越えた総合取引所が誕生したことを踏まえると、デリバティブ等の金融商品から生じた決済損益等の所得についても、株式等の譲渡損益との損益通算の対象とするなど、損益通算の範囲を拡大し、投資者がよりリスク資産に投資しやすい環境を整備することが急務であると考えられることから、損益通算の対象を幅広い金融商品に認め、デリバティブ取引に係る損益通算を可能とする措置を要望する。
- ・ 現在、株券貸借取引に係る品貸料等は、雑所得として総合課税の対象となるため、税負担の高さ及び確定申告の手間から個人投資家の利用が頭打ちとなっている。市場流動性の向上や決済面での市場安定性向上、投資家の資産形成の推進のため、他の金融所得と同様の取扱いとすることを要望する。

(2) 譲渡所得関係（アーンアウト条項により価額調整が行われた場合の取扱い）

【理由】

- ・ M&A 契約にアーンアウト条項が付されている場合において、その条項に基づき価額調整が行われ、売主側に追加の対価が支払われることがある。売主側が個人である場合、その追加で支払われた対価の取扱いにつき以下の点を明らかにしていただきたい。
 - ① 追加で支払われた対価は譲渡所得か否か。（なお、対価の一部返還は株式の売買代金の返還であると認められた裁決事例（平成18年9月8日、裁決事例集 No.72 P.325）がある。）
 - ② ①で追加の対価の支払いが譲渡所得であるとされる場合において、たとえば当初売買価額が支払われた年（Year 1）の翌年（Year 2）に追加の対価の支払いが行われるときは、Year 2に係る確定申告で譲渡原価はゼロとして譲渡所得の申告を行うのか、Year 1の修正申告を行うのか。

(3) 所得控除関係

1) 地震保険料控除制度の充実

【理由】

- ・ 未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生以降、将来の地震動を予測する政府の地震調査研究推進本部において、これまで考慮されていなかった規模の大きな地震も含めた長期評価を行うなど、我が国を取り巻く地震リスクは、より大きなものに見直されております。これを踏まえ、平成29年1月および平成31年1月に地震保険料率の引上げが実施されており、今後もう一段の料率の引上げが実施される予定となっております。これらの状況に鑑み「地震保険料控除制度」についての充実策を検討する必要があるものと考えます。

(4) 源泉所得税

1) 完全支配関係のある子会社から内国法人が受領する配当については、源泉徴収の対象外とすること

【理由】

- ・ 完全支配関係のある会社への配当については、平成22年度税制改正により、全額益金不算入となっており、金銭以外による配当を支払う者には、源泉徴収義務が課されておりません。一方で、金銭で配当を支払う者には源泉徴収義務が課されているため、一旦、配当金の約20%を源泉徴収の上、税務署に納付する必要があります。配当金を受け取る会社においては、所得税額控除により当該源泉税の負担はなくなるものでありますが、納税者に資金負担や事務負担を強いており、企業組織・再編のあり方を検討する際に影響を与えていることや、納税者の事務負担を考慮すると、源泉徴収不適用とすべきと考えます。

2) 匿名組合契約に基づく利益の分配に係る源泉所得税納付の時期及び課税の範囲に関する規定を整備すること

- ・ 匿名組合契約の計算期間の途中で余剰資金を組合員に送金することがあるが、その際の源泉徴収税額の計算の基となる所得の金額が法令上明確ではない。その計算期間の利益の分配の前払いと考えて、その時点で源泉徴収を行うべきであるという解釈と、計算期間終了後利益の額が確定した時点で源泉徴収を行うべきであるという解釈とが存している。また、源泉徴収の対象となる利益の分配の額を、会計上の額とすべきか、税務上の額（加減算調整考慮後）とすべきかについても明らかとはされていない。

3) セキュリティトークンに該当する有価証券の取扱い

- ・ 電子記録移転有価証券表示権利等は公社債の流通市場の効率化に寄与する可能性が指摘されている。さらなる利用拡大の観点から、電子記録移転有価証券表示権利等から発生する所得について、非課税法人等に係る非課税措置及び金融機関等に係る源泉徴収の不適用制度の対象とすることを要望する。また、投資家の利便性向上の観点から、電子記録移転有価証券表示権利等の管理を保管の委託に含めることで特定口座への受入が可能である旨を明確化することを要望する。

(5) その他

納付期限の延長・確定申告期限の延長

【理由】

- ・ 日本の確定申告期限は、課税年度終了後3カ月半（翌年3月15日）という短い期間にもかかわらず、提出期限の延長が認められていない。この期間は、諸外国の確定申告書の提出期限と比較しても圧倒的に短い期間となっている。日本においても確定申告期限の延長を認めることとすれば、多数の日本法人の事業年度末である3月において、確定申告書の作成及びその提出のための事務手続きが集中しないこととなり、これまで申告書の作成に十分な時間を割くことができなかつた企業及び納税者に時間的余裕が生じる。結果として、適正かつ自主的な申告を促進することができると考えられる。したがって、所得税の確定申告期限の延長を要望する。

2 租税特別措置法

(1) 金融所得課税の一体化の推進等

【理由】

- ・ 現行制度上、ある年において上場株式等の譲渡損失が発生した場合、その損失を翌年以後3年に亘って繰越控除することが可能とされているが、リーマンショック時に大きな譲渡損失を被った投資家において、その後3年間で損失のすべてを控除できたケースはほとんどなかったことや、各年の利益についてはすべて課税される（損失のように「控除しきれない」（課税されない）というケースがない）こととの整合性

を踏まえると、現行の繰越控除期間では十分ではないと考えられるため、その延長を要望するもの。

- ・ 会社が剰余金の配当を行う場合、支払を受けた者において配当課税や法人税課税が行われることとなるが、そもそも、剰余金の配当の分配原資は企業の税引き後利益であるため、配当金は、潜在的に二重課税の問題を有している。現在の配当控除や益金不算入制度では十分に二重課税の調整が図られているとは言えないことから、二重課税の排除を徹底するための措置を要望するもの。
- ・ 上場会社が発行する株式であっても、上場基準に適合しない要件が付されている等の理由により上場できない種類株式は非上場株式として取り扱われ、特定口座への受入れや配当所得との損益通算、損失の繰越控除等の適用を受けることができないこととされている。
しかしながら、例えばトヨタの発行したAA型種類株式については投資家からの人気も高く、また、上場会社が発行した株式であれば、当該上場会社に係る適時開示は確保されることが考えられることから、非上場株式であっても、上場会社が発行しており、その発行が公募により行われている等の一定の要件を満たすものについては、上場株式等と同様の取扱いとすることを要望するもの。また、株主コミュニティ銘柄についても、一定の情報開示が義務付けられていることから、上場株式等と同様の取扱いとすることを要望する。
- ・ 2016年から公社債等の利子等及び譲渡に係る損益について株式等と通算することが可能となっており、また、かねてより、商品の垣根を越えた総合取引所の実現に向けた議論が進められていることを踏まえると、デリバティブ等の金融商品から生じた決済損益等の所得についても、株式等の譲渡損益との損益通算の対象とするなど、損益通算の範囲を拡大し、投資者がよりリスク資産に投資しやすい環境を整備することが急務であると考えられることから、損益通算の対象を幅広い金融商品に認め、さらにデリバティブ取引に係る損益通算を特定口座において可能とする措置を要望する。

(2) 特定口座制度の利便性向上に係る税制措置

1) 特定口座制度の拡充

【理由】

- ・ 特定口座において受贈者が同一銘柄を保有している場合の一部贈与が認められていない理由は、一部贈与による取得価額の調整が懸念されるためだと言われている。しかしながら、例えば、親から子へ、保有株式を少しずつ贈与する際であっても、たまたま子が同一銘柄を保有していた場合には、取得価額を調整する意図のない贈与まで制限されてしまっている。投資家の利便性を低下させているとの苦情も寄せられており、過剰な規制となっていることから、改正を要望する。
- ・ 国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範その他の規則などに基づき、上場株式等を信託した場合は、信託契約の解除後に、当該上場株式等を特定口座に受け入れることができないなど、利便性を欠くこととなっているとの指摘がある。取得日、取得価額が明らかな上場株式等については、一定の要件のもと信託契約の解除後に特定口座への受け入れを認めるべき。
- ・ 投資一任契約においては、口座管理料や投資一任報酬は源泉徴収の計算対象外であるが、確定申告時は費用計上が認められている。源泉徴収時と確定申告時で投資一任契約に係る費用の取扱いが異なるため、投資家の利便性向上のため特定口座での費用計上を認めていただくよう要望する。
- ・ 発行体からのオファーによる債券交換、預託証券等と株式の交換、外国法人同士の組織再編のうち、株主の投資が継続されていることが担保されていることを証することができるものについては、経済実態に実質的な変更がないと考えられる。こうした場合に、課税の繰延や特定口座への受入といったことが可能となるよう要望する。

(3) NISA（少額投資非課税制度）の恒久化、拡充及び簡素化のための税制措置

1) NISA（少額投資非課税制度）の拡充及び簡素化

【理由】

- ・ NISA制度は、我が国長年の課題であった「貯蓄から資産形成へ」という動きを確実なものとし、家計

の安定的な資産形成を促すための重要な政策手段と位置付けられている。しかしながら、現行制度では、一般NISAは新規投資が2028年末まで、つみたてNISAは2042年末までの時限措置とされており、一般NISAは2024年、つみたてNISAは2023年以降に利用を開始した場合、投資が可能な期間が毎年1年ずつ縮減してしまう。よって、本制度創設の意義を失わないためにも、早急に、この問題を解決する制度改善が必要である。

- ・ NISA制度は、2020年3月末時点で約1,400万口座が開設され、累計買付額は19兆円超と、「国民の自助努力に基づく資産形成の支援・促進」のための制度として、広く国民に浸透している。しかしながら、一般NISAは新規投資が2028年末まで、つみたてNISAは2042年末までの時限措置とされている。「国民の生活の安定」を目的に、確定拠出年金制度や勤労者財産形成貯蓄制度が根拠法を有する恒久的な制度として導入されていることに鑑みれば、同様の制度趣旨を持つNISAについても根拠法を制定し、恒久的な制度とする必要がある。
- ・ 非課税保有期間が5年間の一般NISAでは、購入した上場株式等を5年以内に売却するインセンティブが働いてしまう。新たな非課税管理勘定への移管（ロールオーバー）によって、非課税保有期間を延長することが可能であるものの、その分だけ新規投資の非課税枠は減少してしまう。また、つみたてNISAにおいてはロールオーバーができないため、非課税保有期間の終了時に上場株式等の売却が集中してしまう可能性がある。国民の自助努力による資産形成を支援し、市場へのリスクマネーの供給をより一層促進するためにも、非課税保有期間の恒久化又は延長が必要である。
- ・ 英国ISAでは、非課税枠で購入した商品を売却して新たな商品を購入することが可能であるが、NISAではこれが認められていないため、長期投資を行っていくうえで重要なポートフォリオの見直しができないという指摘がある。NISAの更なる普及・定着のためには、この問題を改善し、投資家にとってより使いやすい制度とすることが不可欠と考えられることから、売却代金の範囲内での非課税枠の再利用を可能としてほしい。
- ・ 従業員の資産形成を支援するために、企業主を通じて行うNISA口座での投資について、奨励金を付すケースが増えてきている。ところが、奨励金が所得税の課税対象となることから、従業員にとって、奨励金をもらって資産形成はしたいが手取り額が税額分減少するということになる。将来に備えた資産形成により多くの勤労者が取り組むことは重要であり、一定の奨励金について非課税措置を取ることで、制度の一層の普及促進をするべきである。
- ・ 令和2年度税制改正によって措置されたNISA制度の変更について、投資者のさらなる利便性向上や、証券会社の実務に対する影響に配慮したものとするため、一部改正を行っていただくことを要望する。
- ・ 現在のつみたてNISA対象商品として採用できる指数には、ダウ・ジョーンズ工業株価平均やナスダック総合指数といった主要な株価指数のほか、GPIFが採用しているESG指数等が採用されていない。多様な指数を導入し、運用環境の整備を図るため指定インデックスの拡大を要望する。また、アクティブ運用投資信託の要件のうち、特に資金流入超の回数が2/3以上であるものという要件について、算出に係る負担が大きいため、資金流入規制の緩和と算出方法の簡便化を通じて事務負担を軽減し、対象商品の充実化を図ることで運用環境の整備を図れるよう要望する。
- ・ 投資信託においては市場環境に応じてリバランスを行ってもつみたてNISAの非課税枠は費消されない一方、投資一任契約ではリバランスを行うとつみたてNISAの非課税枠が費消されてしまう。投資一任契約は幅広い層へと普及してきており、長期・積立・分散投資に適した一定の投資一任契約についてもつみたてNISAの対象として認めていただきたい。
- ・ NISA口座と特定口座において同一銘柄を保有している場合、NISA口座から一部を払い出す場合に移管が不可となる規制がある。一部移管ができないことによりNISA制度の利便性を損ねていることから、一部払出しの制限を撤廃するよう要望する。

新型コロナウイルス感染症により世界的に経済活動が抑制され、国民の収入や手持ち資金が大幅に減少しているとの声がある。こうした事態に対応するため、収入等の減少に直面して資金が必要な個人については、本来目的外での引き出しを行った場合には遡及課税がなされる勤労者財産形成貯蓄制度（住宅・年金）やジュニアNISAにおいて、引出時の遡及課税の免除等の制限緩和を講じることを要望する。

(4) 個人投資者のリスクテイクを支援するための税制措置

上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること

【理由】

- ・ 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長することを要望。現行制度上、ある年において上場株式等の譲渡損失が発生した場合、その損失を翌年以後3年に亘って繰越控除することが可能とされているが、実際に、リーマンショック時に大きな譲渡損失を被った投資家において、その後3年間で損失のすべてを控除できたケースはほとんどなかったことや、各年の利益についてはすべて課税される（損失のように「控除しきれない」（課税されない）というケースがない）こととの整合性を踏まえると、現行の繰越控除期間では十分ではないと考えられるため、その延長を要望するものです。

(5) 外国金融機関等の債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の課税の特例

【理由】

- ・ 長期に渡って円金利水準が低位安定していることを背景として、国内金融機関においては外貨建て国外債の保有が増加しており、これらを対象とした債券現先取引のニーズも高まっているところ、金融商品取引業者がこれらを対象として行った取引を、関係会社たる外国金融機関にバックトゥーバックで繋ぐ際の取引が非課税とならないため、国内金融機関との取引についても非課税相当のエコノミーで取引できていないため。

(6) その他金融商品への投資について

【理由】

- ・ 平成30年度及び平成31年度税制改正により、投資信託等が外国で納付した税額について、公募株式投資信託や、株式数比例配分方式を選択している場合のETFやREIT、JDRの分配金のように投資信託等（外国税額を納付した者）と源泉徴収義務者（支払の取扱者である証券会社等）が異なる場合でも、その国内における収益の分配に係る所得税の源泉徴収税額から控除することが可能となったが、住民税においても当該措置の適用を要望するもの。
- ・ SDGs（持続可能な開発目標）は、国連加盟国全体で取り組むべき目標であり、政府においても「SDGsアクションプラン」を定め、目標達成への取り組みを推進しているところである。しかし、達成に必要とされる資金が大幅に不足していることから、国内の民間資金を活用するとともに、投資家にとって安定的なリターンを確保するための施策を求めるもの。
- ・ 2019年6月に公表された成長戦略フォローアップにおいて、「地域未来牽引企業等の地域経済を牽引する事業を行う者に対して、地域未来投資促進法をはじめ、予算、税制、金融、規制の特例などの支援策を重点投入する」とされているところ、直接金融を通じて成長に向けたリスクマネーの供給促進を図るための施策を求めるもの。

3 確定拠出年金税制等の見直し

1) 企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金に係る支給要件の緩和等

【理由】

- ・ 拠出限度額の引上げやマッチング拠出の弾力化、中途引出要件の緩和等の措置を講じることを要望します。

現行制度では、60歳未満での中途引出が極めて厳格に制限されており、困窮時の引出しも認められていないため、企業にとっても個人にとっても利用しづらいとの指摘がある。また、マッチング拠出についても上限が課されており、利用者の自助努力による資産形成の妨げになっているという指摘があることから、これらの緩和を要望するものです。

- ・ 少子高齢化が急速に進行し、マクロ的な社会保障負担が経済全体に与える影響が大きくなる中、公的年金制度を補完するものとして民間の自助努力に基づく企業年金制度の重要性が益々高まっている。年金制度を通じた老後の所得保障の充実を図るため、企業年金制度を普及・促進するための税制面での適正な措置が必要である。

その一つとして、確定拠出型年金の個人型については、拠出限度額および加入可能範囲の拡大といった制度改善が順次図られてきたが、制度の中立性・公平性の確保や制度の更なる普及の観点から、企業型において、確定給付型年金にはない非課税拠出限度額を撤廃すべきである。

Ⅲ 相続・贈与税等

(1) 相続税評価額等の見直し

1) 非上場株式の評価方法に DCF 法を追加すること

- ・ 非上場株式の価額を財産評価基本通達に従って評価する場合には、その株式発行人の規模に応じ、類似業種比準方式又は純資産価額方式で算定することとされている。しかし実務上、企業評価や資産評価の場面等では DCF 法を用いることが多いため、非上場株式の評価においてもこれを認めることとしていただきたい。

2) 株式及び株式投資信託の相続税の評価

【理由】

- ・ 上場株式等については、原則として被相続人の死亡日の価格で相続税評価がされるため、相続等の発生時から相続税に係る申告が完了するまでの間の価格変動リスクが考慮されず、不動産等の他の資産と比較して不利な立場にある。財産間の相続税評価の不均衡を是正する観点から、上場株式等においても、価格変動リスクを考慮した評価方法とすべき。
- ・ 2008年のリーマンショック時には、被相続人の死亡後に、相続財産となっていた上場株式等の株価が大幅に下落したにもかかわらず、その上場株式等については被相続人の死亡時の価格により相続税評価がされたため、値下がりした上場株式等を相続した相続人において納税資金の確保に苦慮する場面が生じたことから、このようなケースへの救済措置を要望する。

(2) 金融資産の世代間移転

【理由】

- ・ 相続の場面では、上場株式等を相続により取得した相続人が、相続税の支払い等のために、相続株式をすぐに売却してしまうケースが多く見受けられ、相続を契機とした株式離れが進んでいる実態がある。これを防ぎ、世代間の資産移転及び市場へのリスクマネーの供給を促進するため、相続人が相続により取得した上場株式等については相続人の申告により相続税納付準備口座への入庫を認め、当該口座において保有している場合には当該上場株式等に係る相続税等に係る猶予措置を講じ、猶予期間（例えば5年間）終了時点において、当該上場株式等が物納されることとするを要望する。
- ・ 現在、相続時に被相続人が上場株式等に投資していた場合でも、相続により上場株式等を取得した相続人が相続税負担や価格変動リスクを嫌がり、取得した上場株式等を相続直後に売却してしまっている。高齢者世帯が金融資産の多くを保有している実績を踏まえ、相続人に相続後も継続して上場株式等を保有するインセンティブを与え、相続税に伴う株離れに歯止めをかけるため税制優遇措置を講じることを要望する。また、現在、被相続人が NISA で保有していた上場株式等は、死亡日の時価で NISA 口座から払い出され、相続税の課税対象となる。2019年3月末時点で、60歳代以上が NISA を通じて累計約9.5兆円を買い付けていることを鑑みれば、NISA 口座において相続を契機とした株式離れを防ぐ措置を講じる必要がある。さらに、世代間の資産移転及び市場へのリスクマネーの供給を促進し、NISA の利便性をさらに向上させるためにも、NISA 口座で保有する上場株式等については、相続税を非課税とするべき。
- ・ 本特例の適用は相続税の申告期限の翌日以後3年以内に売却を行ったものに限られているため、相続人による相続財産の長期保有を阻害し、早期売却を促す要因となっている。相続に伴う株離れの要因を排除することで証券市場のより一層の活性化を図るとともに、相続人が中長期的な視点で自らの投資・資産形成を行えるようにすることができる。
- ・ 現在、相続時に被相続人が上場株式等に投資していた場合でも、相続により上場株式等を取得した相続人が相続税負担や価格変動リスクを嫌がり、取得した上場株式等を相続直後に売却してしまっている。高齢者世帯が金融資産の多くを保有している実績を踏まえ、相続人に相続後も継続して上場株式等を保有するインセンティブを与え、相続税に伴う株離れに歯止めをかけるため税制優遇措置を講じることを要望する。

る。

具体的には、世代を通じた上場株式等への長期投資を促進するため、被相続人が相続発生の前3年以上前から保有していた上場株式等については相続税の納税額の一部（例えば評価額の30%に対応する納税額）を猶予することとし、相続人が当該上場株式等を相続による取得後3年以上継続保有した場合には、猶予された相続税の納税を免除することを要望。

Ⅳ 消費 税

(1) 消費税制度全般

1) 適格請求書方式における端数処理

- ・ 現状では一製品ごとに端数処理を行う仕組みとなっているものも多く、これを請求書ごとに計算する仕組みに変更する場合、運用の見直しやシステム改修等その影響範囲が膨大となるため、適格請求書方式では、消費税の端数処理を「請求書単位で税率毎に一回」とされているが、一商品ごとに端数処理をした上でこれを合計して消費税額等として記載することを認めていただきたい（従来からの端数処理の方法を維持してほしい）
- ・ 現行の会計システムでは、会計計上明細ごとに消費税額の端数処理が行われる設計となっているシステムが多く、結果として税抜価額から会計計上を行う場合には「会計システムで計上された税抜価額及び消費税額の合計額」＝「課税資産の譲渡等の対価の額」として、割戻計算により消費税申告を行うケースが多い。しかし2023年10月以後、適格請求書に記載する消費税額は、「一の請求書につき税率ごとに1回の端数処理」となり、「適格請求書に記載した請求金額」＝「課税資産の譲渡等の対価の額」として消費税申告を行う事となり、消費税額の端数調整機能を付加すべく大規模なシステム改修と膨大な事務負担を要することとなる。この状況を踏まえ、消費税申告にあたっては、端数処理については従来同様、納税者の事務処理に依拠し、売上税額及び仕入税額ともに、適切な会計処理に基づく計算方法を認める緩和措置を設け、平成28年度改正附則第171条に基づき円滑な制度導入のためにも納税者に負荷のかからぬ制度とすべく、措置を講じて頂きたい。
- ・ 2023年10月以降の仕入税額控除の要件として適格請求書の保存が挙げられるが、仕入企業から見た場合、仕入先（適格請求書発行者）と必ずしも端数処理方法が同じとは言えないケースが想定され、その場合、仕入企業側で金額修正を行うケースも想定される。この場合、端数処理金額方法の相違により算出された消費税額が異なる場合があり、結果として仕入先が発行した適格請求書の消費税額と仕入企業側の認識した消費税額に差異が生じる可能性がある。端数の差額をもって、適格請求書としての適格性を否定し、更には仕入税額控除の要件を充足しないとして仕入企業全体における仕入税額控除金額が誤りとするのは合理的ではないと考える。
- ・ 適格請求書に記載される消費税額にかかる端数処理は「請求書単位」とされているが、これまでの会計システムにおいては、個々の計上明細ごとに消費税の計算がなされ端数処理もその計算単位で行われる設計がほとんどであり、2023年10月以降の法令に対応するためには、大幅なシステム改修が必要となる。
このような現況を踏まえ、仕入税額控除の要件としての「適確請求書」としては端数の処理により適確性が損なわれ全体の仕入税額控除の要件に影響を与えないよう、明細ごとの処理を認める緩和措置を検討頂きたい。そのうえで、「仮受消費税は切上げ、仮払消費税は切捨て」のように端数処理の計算方式に制限をかけることで、端数処理の積上げによる納税額の減少を防ぐことができると考えられるため、斯様な方向性についてのご検討頂きたい。
- ・ 現状のシステムでは一取引毎に消費税を端数処理しており、一請求書毎の端数処理を行うためのシステム計算ロジック変更にも多大な労力とコストを要するため、2023年10月より施行される適格請求書等保存方式のうち、消費税額の端数処理を一請求書の税率毎に行うという規定を撤廃いただきたい（一取引ごとの端数調整としていただきたい）。もしくは、一取引ごとの端数調整との選択式としていただきたい
- ・ 現行の会計システム上、売上の場合にはデリーで一品別（出荷単位等）に消費税の計算（端数計算含）を行う仕様となっている。よって請求書単位で計算をやり直すことになり、通常、請求書発行は月次が締まった翌月に実施されることから、特に期末月はデリーで計算された税額は仮のものとなってしまう、翌月の請求書作成時との端数処理との差額が発生してしまう。これを回避するには会計システムの仕様変更、業務変更等、膨大なシステム改修費用、業務変更に伴う作業工数増が懸念される。したがって、請求書単位での税区分（8%・10%）ごとに端数計算（切捨て・四捨五入）を行うことについて、方法を再考頂きたい。

2) 取引単位での消費税額計算の認容

取引（納入案件）単位での消費税額計算の方が個々の取引実態に即した消費税額計算が可能であることから、現状、請求書単位での消費税額計算が必要とされているところ、取引単位での消費税額計算を認めていただきたい。

(2) 仕入税額控除

1) 大企業等に対する95%ルール不適用の見直し

【理由】

- ・ 「95%ルール」の復活により、課税売上割合95%以上の事業者について、全額仕入税額控除ができるようにしていただくことで、事務負担軽減に効果があります。H27年10月1日以降の取引について、課税売上割合が95%以上の事業者は、リバースチャージ方式での消費税申告を免除されたことは、事務負担の増加が無い様にするに意識した税制改正であったことから、当該仕入消費税の税額控除額の計算においても同様の改正を要望する次第です。
- ・ 平成23年度税制改正によって課税売上が5億円を超える法人については「95%ルール」が撤廃されたことに伴い、仕入税額控除ができない控除対象外消費税等が生じることとなった。資産にかかる控除対象外消費税などの損金算入については損金経理要件が課されていることから、実務上も煩雑な処理が必要となっている中、軽減税率の導入により更なる事務負担増が予想されている。こうしたコストを抑制するべく、仕入税額控除の95%ルールの再導入または損金経理要件の撤廃を要望する。
- ・ 消費税に係る納税事務等を効率的・簡素に実施するためには、H23年度税制改正により廃止となった、課税売上割合が一定以上の場合に全額仕入税額控除することができるルールを復活させることが必要である。したがって、消費税の課税売上割合が一定以上の場合に全額仕入税額控除できる制度の復活を要望する。
- ・ 業務の煩雑さを解消するため並びに、リバースチャージでの費用負担を排除するため、95%ルールの見直し・復活を要望する。
- ・ 課税売上高の規模に関わらず、課税売上割合95%以上の事業者全てに対して全額控除方式の採用を認めることを要望する。売上に対応する仕入区分ごと取引を把握するために多大な事務量を費やしており(複数税率導入後は更に悪化)、課税売上割合が高い事業者については売上規模にかかわらず全額仕入控除が適用できるようにすることが事務効率化につながると考えられるため。
- ・ 課税売上割合が100%に近いにも関わらず、全ての取引を売上に対応する仕入区分ごとに把握することにより、会社経理が煩雑なものとなっている。企業の事務処理負担の軽減、経理処理の簡素化を図るべく、95%ルールの復活を要望する。
- ・ 2012年に仕入税額控除制度におけるいわゆる「95%ルール」が廃止され、課税期間の課税売上高が5億円を超える場合には、個別対応方式または一括比例配分方式のいずれかの方法により仕入控除税額の計算を行うこととなった。企業の経理実務において、とりわけ個別対応方式を採用した場合においては、税額計算をするために、課税仕入を①課税売上対応分、②非課税売上対応分、③共通対応分の3つに区分することが必要となり、適用税率が増えたことに伴いその作業量は膨大なものとなっている。95%より高い率となっても良いので、ほとんどの取引引きにおいて仕入控除できる極めて課税売上割合の高い事業者に対して、同様のルールの復活を要望する。
- ・ 平成23年6月税制改正により、課税売上高が5億円を超える課税事業者は、課税売上割合が95%以上となる場合において、課税仕入等に係る消費税額の全額を課税標準額に対する消費税額から控除できる制度（いわゆる95%）の対象から除外された。金銭的な影響もさることながら、結果として個別対応方式を採らざるを得ない企業が増え、著しく事務負担の増加を招いている。そのため、95%ルールの復活をお願いしたい。

2) 現物出資、株式交換・移転に係る消費税法上の課税標準額の取扱い

【理由】

- ・ 株式交換・株式移転が行われた場合の「有価証券の譲渡」を対象外取引とするよう整備することを要望する。

消費税法上、包括承継は「資産の譲渡」に該当せず、消費税の対象外取引となるため、会社法上、資産・負債の承継が包括（部分）承継と整理されている合併又は分割は対象外取引となる。

一方、株式交換・株式移転は包括（部分）承継には該当せず、株式の譲渡と整理されることから、完全子法人の株主が取得する株式交換完全親法人株式又は株式移転完全親法人株式の価額（及び交付金銭等の価額）の合計額が譲渡対価の額となり、消費税法上、非課税取引となる。

株式交換・株式移転も会社法上の組織再編法制であり、合併・分割と並んで用いられる M&A の手法である以上、株主における消費税の計算に影響を及ぼさないようにする（つまり対象外取引とする）ことが、企業の組織再編成を活発にし、ひいては日本経済の活性化に資することになると考えられる。

- ・ 適格現物出資を行った場合、現物出資法人は適格現物出資直前の帳簿価格により現物出資対象資産の譲渡をしたものとして法人税法上取り扱われる（法62条の4）。また、株式交換親法人又は親法人株式のいずれか一方の株式以外の資産の交付がされない株式交換・移転が行われた場合、株式交換・移転完全子法人の旧株主は、株式交換直前の帳簿価格を対価とした譲渡が行われたものとして取り扱われる（法61条の2⑧）。

一方、消費税法上、現物出資における非課税売上高の計算の基礎となる金額は、当該出資により取得する株式の取得時の価額とされ、また株式交換・移転については明確な規定はないものの、法人税法上の規定を準用する規定もなく、対価となる株式の時価となると考えられる（消令2①二、消45条②三四他）。

これらの株式について、将来譲渡を行った場合には再度、非課税売上高に含まれてしまうこと、また、企業の再編を促す目的で適格組織再編税制が導入された背景を鑑み、現物出資については、消費税法上の取扱いを不課税とする、若しくは法人税法上の取扱いに合わせる、すなわち課税標準を帳簿価額（×5%）とすべきである。

また、株式交換・移転についても、少数株主の意思にかかわらず起こってしまう組織再編行為であることに鑑み、不課税取引として頂きたい。

3) 仕入税額控除の帳簿等に関する要望

- ・ インボイス制度導入（2023年10月導入予定）により事務負担が増加することや、免税事業者からの課税仕入等にかかる仕入控除ができずに仕入控除税額が縮小すること等から、制度の簡素化、手続の簡素化をお願いしたい。
- ・ インボイス方式では、適格請求書発行事業者の登録番号の帳簿への記載は不要となっているため、同様に不要にして頂きたい。インボイス方式においては、登録番号が記載された請求書等を保存するため、帳簿への記載がなくても請求書等で判断が可能である。

4) 未経過固定資産税等の取扱い

【理由】

- ・ 固定資産税の課税対象資産の所有権が年の中途で移転した場合に、取引当事者間で商慣習として通常授受されるいわゆる「未経過固定資産税」を固定資産税そのものではなく「固定資産税相当額」として当該資産の譲渡対価であるとする取扱いが定着しているが、次の理由により、「未経過固定資産税」を資産の譲渡対価として扱わないことを通達に明記することを要望する。

●固定資産税の負担を所有権の移転に伴い按分することは、資産の所有コストを所有期間に応じて分担し合うというものであり、経済的行為として合理性があること。

●固定資産税の負担を所有権の移転に伴い按分するのは、固定資産税の仕組みが賦課期日を1月1日としていることに基づくやむを得ないことから行われる便法であり、したがって固定資産税相当額は固定資産税そのものであると解されること。

●会社分割において分割法人と分割承継法人との間で未経過固定資産税の授受が行われると、現行の組織

再編税制上移転資産の対価として金銭の交付があったとされ、同税制の適格性判定に関する規定が想定していないところにおいて、分割が非適格とされてしまう可能性が残っていること。

5) 課税になじまない取引

【理由】

- ・ 我が国において、損害保険料は、消費税の導入以来、「課税することになじまないもの」と位置付けられ非課税とされてきました。しかし、このために、一般事業者であれば認められる仕入れに係る消費税負担の控除（仕入税額控除）が、ほとんど認められないこととなり、結果として損害保険料には、代理店手数料や物件費などにかかる消費税相当額が、転嫁せざるを得ない「見えない消費税」として含まれていく構造となっております。このことは、国民にとってのわかりにくさとともに「税の累積」・「税の中立性の阻害」という2つの課題を発生させております。

付加価値税制度を導入している諸外国においては、こうした課題を踏まえた制度設計を行い、また影響の緩和策も実施しております。我が国においても、税率の引上げに伴って拡大する上記課題を解消する抜本的な対策の検討を進めていくことが必要であると考えます。

(3) 申告・納付期限の延長等

【理由】

- ・ 現行の決算日後2ヶ月での申告・納付は物理的に不可能であり、実務にそぐわない。利子税軽減のための見込納付作業も大きな事務負担となっている。消費税については法人税側での税務調整に連動する部分が多く、毎期のように法人税申告時の修正申告が必要となり、事務負担が大きい。1ヶ月延長が認められるようになったが、連結納税採用法人は結局一致しないため作業が減らない。法人税・地方税の申告期限を見直す。もしくは延長申請法人については、納期限を延長申請後の期日とし、その期間の利子税・延滞税、延滞金の賦課を廃止する。消費税についても上記と連動するようにする。
- ・ 令和2年度税制改正により消費税確定申告書の提出期限の1ヶ月延長が認められることとなったが、連結納税法人等においては未だ法人税と消費税の申告期限に1月の相違があり、消費税の修正申告の手間が発生する要因となっているため、消費税確定申告書の提出期限を法人税の確定申告期限の延長月数に合わせることを要望する。
- ・ 連結納税（グループ通算）を採用している場合の法人税の申告期限延長は「2ヵ月」であるため合わせたい。そのため、令和2年度改正にて、消費税の申告期限が法人税に同期して「1ヵ月」延長可能となったが、連結納税（グループ通算）を採用している場合の法人税の申告期限延長は「2ヵ月」であることから、消費税の申告期限延長も同期してもらいたい。
- ・ 消費税の課税標準の確定は法人税の所得と同期連動しており、法人税の確定申告期限に延長が認められる中、消費税についても確定申告期限を法人税と同じとするよう延長措置の導入を要望します。
- ・ 法人税の納期限の延長の適用を受けている場合、消費税の申告後に法人税の修正があった場合に、消費税の修正申告が必要となるため、消費税の申告・納付期限の延長—消費税の申告・納期限についても法人税と同様に納期限の延長を設けていただきたい。
- ・ 法定期限よりも1カ月の延長は認められていますが、法人税の申告と消費税は並行して進んでいるものであり、法人税の申告内容確定と作業が同タイミングとなるため、連結納税を採用している等で、法人税の申告期限が2か月以上延長されている安倍には、法人税と消費税の申告期限を同日とすべき。マスターファイル、CdCR、ローカルファイルの作成により、事業年度終了後の事務工数が増加する為、消費税についても、申告期限の延長を認めるべきである。
- ・ 法人税は申告期限延長特例があるが、消費税については申告期限延長特例がなく、原則の2か月以内に無理に間に合わせて申告しているのが実情であるため、期限後に「修正申告」もしくは「更正の請求（還付）」をするケースがあり、法人および課税庁の事務効率低下を招いている。

(4) その他（電気通信利用役務の提供含む）

1) 電気通信利用役務の提供等

【理由】

- ・ 電気通信利用役務の提供の範囲を明らかにすることを要望する。電気通信利用役務の提供の範囲が明確でなく、実務上の判断に支障をきたすことが予想される。たとえば、以下の問題がある。

①消費税法基本通達5-8-3（電気通信利用役務の提供）において、「電気通信利用役務の提供」に該当する取引の例として、「電話、電子メールによる継続的なコンサルティング」が挙げられている。

「電話、電子メールによる継続的なコンサルティング」も、顧客からの依頼により何時間もかけて情報収集・調査をして提供されることが多いことを考えると、国税庁のパンフレット（「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等について」）において、「『電気通信利用役務の提供』に該当しない取引の具体例」で示されている「他の資産の譲渡等に付随してインターネット等が利用されているもの」との相違点が見いだせない。

②「電気通信利用役務の提供」の定義規定（消法2①八の三）に例示として「電気通信回線を介して行われる著作物の提供（その著作物の利用の許諾に係る取引を含む）」が示されている。この括弧書きの挿入は、著作物の提供には著作権法第63条（著作物の利用の許諾）に該当する行為が含まれることに配慮したものだと考えられる。

一方、国税庁の「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等に関するQ&A」問2-1では、「電気通信利用役務の提供」に該当しないものの例として、「著作権の譲渡・貸付け」が挙げられている。「著作権の貸付け」は、消費税法基本通達5-4-2等から「著作物の利用の許諾」に近い概念だと考えられる。

したがって、「著作物の利用の許諾」に係る取引のうち、「電気通信利用役務の提供」に該当するものと該当しないものの区分が明確でない。

2) 収益認識基準に係る消費税

【理由】

- ・ 収益認識基準の「契約における重要な金融要素がある場合」については、売上の一部を利息として認識するものであり、課税資産の譲渡等の対価とすべき金額は売上に計上された金額のみとすることが適切であると考えられるため、契約における重要な金融要素がある場合の消費税の取り扱い、会計上の売上に対してのみ8%を計上することを要望する。

- ・ 1つの取引で2つの処理を伴うことは現実的に実務上困難であり、大幅な事務負担増が見込まれるため、消費税と法人税・会計で処理が異なる場合が生じることから双方を一致させることを要望する。

V その他の国税

(1) 印紙税

1) 印紙税の廃止・簡素化

【理由】

- ・ 印紙税はあくまで文書に課税されるものであり、電子書類には課税されない。電子取引が益々進展する現状においては、課税の不公平が発生しており、文書課税の印紙税は、経済情勢の実情に合わないので、この際印紙税を廃止されたい。また金額が少額にも関わらず、課税文書か不課税文書の判断（委任、請負の判断等）に迷う場合も多く、その判断に手間がかかる場合も多いため廃止することを希望。
- ・ 一部文書にのみ課税されており、税の公平性が損なわれており、同じ内容でも電子契約の場合には課税できず、制度として齟齬がある。先進諸国に同様の課税制度はないことから、廃止を要望する。
- ・ 経済実態と著しく乖離している印紙税は直ちに廃止すべき。
- ・ 法人および課税庁双方にとって判断が難しい2号文書（請負に関する契約書）を廃止願いたい。
- ・ 電子商取引が一般的となる中で契約文書にのみ課税することは課税の公平性に反するため、ペーパーレス化の進展に応じ、印紙税を廃止することを要望する。
- ・ 印紙税については、商取引形態の多様化の進展に伴い合理性が薄れていること、また新型コロナウイルス対応により企業のペーパーレス化が今まで以上に進むことが見込まれる中、相対的にその重要性は低下していることから、廃止すべきである。
- ・ 有形の文書の有無により課税の有無が分かれる状況にあるが、インターネット取引の増加等を鑑みると、制度そのものが不合理なものとなりつつあるため、印紙税制度の廃止を要望する。
- ・ 流通課税として、消費税との二重課税としての側面もあり、何らかの抜本的な見直しが必要ではと思慮される。電子取引と紙とで課税の公平性が確保されていない点に鑑みて廃止を検討してほしい。
- ・ 印紙税の見直しを要望する。
- ・ 印紙税については、商取引形態の多様化の進展に伴い合理性が薄れていること、また新型コロナウイルス対応により企業のペーパーレス化が今まで以上に進むことが見込まれる中、相対的にその重要性は低下していることから、廃止すべきである。
- ・ 印紙税は、文書の作成行為の背後にある経済的利益、文書を作成することに伴う取引当事者間の法律関係の安定化という面に担税力を見出しての課税とされているが、ペーパーレス化の加速により、その課税根拠を失いつつある。よって、印紙税の廃止をお願いしたい。

(2) 登録免許税

1) 登録免許税の軽減・簡素化

【理由】

- ・ 登録免許税の見直し（土地売買による所有権移転登記等に係る登録免許税ほか）を要望する。

2) 投資法人等に措置されている登録免許税の軽減措置の期間を延長

【理由】

- ・ 不動産や会社の登記を行う際に課される登録免許税や不動産を取得した者に対して課される不動産取得税について、投資法人等がこれを行う場合には軽減措置が設けられている。これらの措置はいずれも2021年3月末までの時限措置となっており、期限切れとなった場合、REITにおける不動産の取得コストが上昇して不動産証券化の停滞を招くだけでなく、安定的な高配当に支えられた我が国 REIT 市場の魅力の低下につながる懸念があることから、軽減措置の延長を要望する。

(3) その他

3) 新型コロナに係る復興特別税

- ・ 財政健全化に向けて、消費税、所得税及び法人税等に復興特別税を付加することの是非等について検討が必要である。国民の幅広い理解を得るためには、令和3年度以後の税制改正の議論の中でそれを実現に導くための道筋を付けておく必要がある。

COVID-19禍への対応として第二次補正予算が措置された結果、本年度基礎的財政収支の赤字は、当初の9.2兆円から実に66.1兆円に拡大、新規国債発行額も90兆円を上回り、本年度末の公債残高は1千兆円に迫る見込みとなっております。今回のCOVID-19禍を含め、経済危機、大規模自然災害などの事態はいつ起こっても不思議ではないことを考慮すると、平時に財政健全化を進めておくことの重要性が再認識された。

地方税の部

I 地方税全般

(1) 地方税制度全般の抜本の見直し

【理由】

- ・ 現行の地方税の税額算定は煩雑であり、所得割／法人税割、外形標準課税／均等割／事業所税／固定資産税という形で、似通った課税客体を基礎として異なった方法により税額算定を行っている。
そこで、地方税の課税について統合を図る等の簡素化する事を要望する。
- ・ 法人の所得に対する課税を国が一元的に管理することにより、今後の国際競争力強化等の成長戦略の視点に沿った税制度の改革（法人税率の引き下げを含む）に迅速に対応することが可能となり、また国からの交付金を地方の財源とすることにより、地域間の税源偏在の是正にも寄与する。また企業にとっては連結納税制度（及び令和4年以降のグループ通算制度）や外国税額控除制度等、法人税とは異なる地方税特有の所得計算・申告作業について大幅な簡素化が期待できる。
よって、地方法人税（国税）の創設により、地方税の一部見直しが行われたが、地域間の税源の遍在性の是正と財政力格差の縮小を更に進めるべく、比重が大きい地方税における法人課税（住民税、事業税及び地方法人特別税）を廃止し、これらを法人税（国税）に統合/一本化すること（地方の財源は国税からの交付金にて調整）。これに伴い、連結納税制度（及び令和4年以降のグループ通算制度）・外国税額控除制度等にかかる国税と地方税の取扱いの差異を完全に解消することを要望する。
- ・ 地方税の税目（特に外形標準課税の項目）は多岐にわたっており、税額に比して算定の事務負担が膨大であるため、簡素化を要望する。特に事業所税は外形標準課税や固定資産税との二重課税にもなっていることから、廃止を要望する。
- ・ 地方法人二税については、地方行政サービスの対価としての受益と負担の適正化の観点からも、また、制度の簡素化及び実務の効率化の観点からも、そのあり方について検討すべき。
- ・ 地方法人税と地方法人特別税（2019年1月1日以降、特別法人事業税）を法人税に統合することを要望。消費税の税率アップなどにより、地方税の偏在是正のために創設された税目であるが、消費税の税率変更の都度、改正されるのであれば、事務の効率化に反する。調整は国と地方で行えば良い話。法人税に統合して欲しい。事業税の損金算入は、税率で調整して頂きたい。
- ・ 特別法人事業税の廃止、事業税への復元を要望する。事業税（所得割）と別個に税額を計算し申告納付することへの事務負担は大きい。そもそも前身の地方法人特別税は、税制改革により地域間の税源偏在が是正されるまでの暫定措置であったはず。同税の事実上の存続を図るのではなく、本来、税制改革により目標が達成されるべきものである。

(2) 法定外税

1) 総務大臣による不同意要件の明確化

【理由】

- ・ 核燃料税などの法定外税について、地方自治体はその創設等を行う場合には、公平・中立などの原則に照らし十分な検討が行われることが重要であり、安易な法定外税の創設、見直しは問題。
法定外税に係る総務大臣の不同意要件について、課税の合理性、負担水準の適正性、国の重要な施策との適合性などの観点から、その判断基準を明確化することは、法定外税制度の透明性向上に資すると考えられる。そのため、法定外税に係る総務大臣の不同意要件について、現行3要件の内容の明確化を含む適

切な見直しを要望する。

2) 超過課税・法定外税の廃止

【理由】

- ・ 徴税・納税コストの削減、課税標準の重複の排除により、法人への負担偏重の是正、実効税率計算簡素化を図るため、固定資産税と事業所税（資産割）を合わせて、地方税を抜本的に見直し、分割基準をやめて申告・納付を一元化すること、および標準税率に統一し、法定外税の廃止を要望する。
- ・ 地方分権・自治は十二分に理解するも、事業所が全国に分布しており、税率管理の簡素化のため（国からの配分で調整する等に制度変更）

(3) 連結納税制度の導入

連結納税制度の導入

【理由】

- ・ 決算（税額計算、税効果計算）・申告実務における事務工数の削減、納税コストの削減のため、地方税への連結納税制度を導入して頂きたい。（国税と地方税の根本的な制度の差異を是正してほしい）
- ・ 連結納税及び移行が決まっているグループ通算制度は、法人税についてのみ適用できる制度であり、事業税や住民税には適用がない。よって、連結納税及びグループ通算制度を導入しても、事業税や住民税は従来どおり単体申告をする必要がある。このため決算・申告における税額計算が非効率となっているのに加え、税効果会計も税目ごとに計算する必要が生じ非常に煩雑である。
- ・ 事務手数の削減、納税コストの削減、地方偏在是正の実現、連結ベースでの数値管理のため、地方税を地方法人税に一本化し、地方税にも連結納税（グループ通算制度）を導入する。
- ・ 国税と地方税で制度に差異があることにより連結納税（グループ通算制度）が複雑化しており導入の阻害要因の一つになっているとおもわれるため、連結納税（グループ通算制度）を地方税においても導入していただきたい。
- ・ 連結納税制度は、持株会社化等、わが国企業における経営組織形態の多様化の進展に合せ、企業の国際競争力の維持・向上に資する観点から、平成14年度に導入され、適用企業も着実に増加してきた。一方で、制度が複雑で、官民双方の実務負荷が高いことから、簡素化を含む見直しが検討されているところである。
簡素化については、連結納税制度の立法趣旨を活かし、企業グループが一体経営している実態に即した取り扱いの維持を前提とする必要がある。
また、連結納税制度の適用範囲は国税である法人税に留まっているが、その導入の趣旨から、国税のみに限らず、広く地方税にも適用を拡大すべきである。

(4) その他

1) 地方税における外国税額控除

【理由】

- ・ 法人住民税法人税割（以下「法人税割」）の課税標準を計算する場合において、法人税額の計算上適用した租税特別措置法の税額控除規定があるときは、その税額控除額を足し戻した額を法人税割の課税標準とすることとされている。（法人が中小企業者等である場合には、特例あり。）
一方で、法人税割における外国税額控除限度額は、「法人税の外国税額控除限度額×法人税割の税率」と規定されており、この計算で用いる「法人税の外国税額控除限度額」は、租税特別措置法の税額控除規定適用後の法人税額をベースに計算することとされている。
このような計算構造となっている結果、租税特別措置法の税額控除規定の適用により、法人税及び法人税割の合計納付額が、これを適用しない場合と比して増加してしまうケース（税額控除規定の適用により法人税の納付額は減少するものの、法人税割における外国税額控除限度額が租税特別措置法の税額控除額に対応する分だけ減少してしまい、法人税割の納付額が法人税の納付額の減少分以上に増加してしまうケース）が生じることがある。

各種政策等の観点から創設した租税特別措置法の適用の妨げにならぬよう、地方税法における外国税額控除限度額の計算方法の適切な見直しが必要と考える。

- ・ 平成26年度税制改正で創設された地方法人税においては、外国税額控除制度の控除余裕額の繰越が認められていないが、地方法人税は恒久的な税制であり、同じ国税である法人税との平仄を合わせ、これを認めることを要望するもの。

2) 利子税の廃止

【理由】

- ・ 納付と申告のタイミングのずれの解消および事務負担軽減のため（地方自治体からの納付書の記載事項が多様）申告期間の延長後の申告期限以降を延滞税の計算期間としていただきたい。

Ⅱ 住民税・事業税

(1) 申告納付先の一元化

【理由】

- ・ 地方税共通納税システムで一部改善されるが、申告についても窓口を一本化してほしい。
- ・ 事務負担の軽減の観点から、法人事業税・住民税も地方消費税と同様、国（税務署）に一括して納付できるよう改善を要望したい。
- ・ 現在は、事業所等の存在するすべての都道府県・市区町村に対し個別に申告書の提出・納付をするため、事務負担が非常に大きい。都道府県・市区町村とも課税ベースは共通であり、一括申告納付する方式を採用していただきたい。
- ・ 事務負担の軽減の観点から、法人事業税・住民税も地方消費税と同様、国（税務署）に一括して納付できるよう改善を要望する。
- ・ 各都道府県及び市町村への申告が必要であり、事務負担が大きいため、一元化を要望する。

(2) 外形標準課税の算定方法・記載様式の簡素化等

【理由】

- ・ 申告記載様式が従来の所得割に加え、付加価値割等に関する各明細書が追加されたが、その記載内容が詳細すぎるため、企業にとってはかなりの事務負担増となる。企業の申告事務負担の軽減を図るためにも記載様式の簡素化をしていただきたい。
- ・ 流動的な仮設事務所を有する場合において、月々の事務所ごとの従業者数を確認していく事務負担は非常に大きい。そのため、事業年度又は計算期間の途中で新設又は廃止及び従業者の数に著しい変動がある場合の取り扱いの廃止を要望する。
- ・ 法人税においては廃止され簡素化されているため、資本金の額等の異動届出書の添付書類を廃止して頂きたい。
- ・ 各都道府県及び市町村への申告が必要であり、事務負担が大きいため、分割基準の廃止を要望する。

(3) 外形標準課税における課税標準の見直し

1) 保険業に係る法人事業税の現行課税方式の維持

【理由】

- ・ 損害保険業に係る法人事業税は、昭和30年より収入金額を課税標準とする100%外形標準課税が導入されており、地方公共団体の安定的な税収確保に貢献してきました。損害保険業は保険事故の発生により各年度の収益環境が大きく変化するという特性があるため、所得課税を組み入れて税額が大きく変動する仕組みとするよりも、現行課税方式を維持する方が税収の安定化を目指した外形標準課税導入の趣旨に沿うものと考えます。また、応益課税という事業税の基本的な性格に鑑みれば、100%外形標準課税である収入金額課税方式が適当と考えます。

2) 電気供給業・ガス供給業に係る法人事業税の現行課税方式の見直し

【理由】

- ・ 課税の公平性・担税力の観点から、ガス・電力事業の課税方式について、収入金課税方式から他業種と同様の課税方式とするよう要望したい。
- ・ 所得課税事業と収入金課税事業を併営する場合に、区分計算を実施する事務作業量が負担となっている。また、固定買取制度の導入により電気供給への新規参入する者との課税の公平性を確保する必要がある。経過措置として電力小売事業については、所得割、外形と組み合わせた制度に変わったが、余計手間が増える形になっている。

以上の点から、収入金課税について所得課税に一本化してほしい。

- ・ ガス事業で採用されている収入金課税方式は、所得課税方式に比べ税額が大きくなる傾向があり、その他事業と比べ著しく不公平である。平成30年度税制改正大綱では、旧一般みなしガス小売事業者（経過措置料金対象事業者）及びガス製造事業者は、非託送事業においても収入金課税方式が継続されることとなっており、他事業との比較だけでなく、ガス事業内でも不公平な税制となる。自由競争環境下におけるイコールフットィングを確保するため、ガス事業に課される事業税を、その他事業と同様の所得課税方式に統一することを要望する。
- ・ 法人事業税については、資本金1億円超の大企業においては所得（利益）や付加価値額、資本金等に対して課税されているが、電気事業を始めとする3業種では収入金額（売上）のみに対して課税されており、税制における公平性が保たれていない状況である。

特に、電気事業など特定の事業のみがその他の事業と異なる課税標準が適用されることは、租税負担の公平原則に照らして問題であることに加え、結果として電力供給のコストを押し上げ、電気の利用者に重い負担を強いることとなるため、こうした不公平な取り扱いは解消すべきである。

また、2016年（平成28年度）4月から小売の全面自由化が実施され、規制料金によるお客さまからの税コスト回収が担保されなくなること、さらに2020年（令和2年）送配電部門の法的分離及び小売規制料金の原則撤廃により、競争は更に進展していることなど、電気事業を巡る環境は事業税制度創設時とは大きく変化している。

これらの点を踏まえ、「令和2年度与党税制改正大綱」（2019年12月12日）に則り検討を進め、早期に電気・ガス供給業に係る法人事業税を一般の事業と同様の課税方式に統一することを要望する。

- ・ 収入金額に対する法人事業税を課される電気事業者が、電気の供給を行うにあたり、卸電力取引所において電力の買い入札と売り入札を同時に行っている場合、同一法人内の売り約定価格が法人事業税の課税標準となることにより、同一の電気等について、重複して法人事業税を課税することとなる。

こうした重複した課税を回避する観点から、法人事業税の課税標準の算定にあたっては、収入金額に対する法人事業税を課される電気事業者が、電気の供給を行うにあたり、卸電力取引所において電力の買い入札と売り入札を同時に行っている場合、当該電気事業者が卸電力取引所から電気の購入を行う際に生じる卸電力取引所に対して支払う金額を収入金額から控除することが必要であるため、現行制度の恒久化を要望する。

- ・ ガスシステム改革による一般ガス導管部門の法的分離という「強制性」のある制度変更により、特定ガス導管事業者は、法的分離（導管部門－製造・小売部門）が義務づけられている。

現在、各部門間の取引は内部取引であるため課税標準たる収入金額を構成しないが、この法的分離（分社化）によって、経済実態は現在と変わらないが、内部取引がグループ会社間取引として外部化することで、課税標準たる収入金額が増加する。

会社間の取引であるため、それが事業税の対象となってしまうことは否定できないが、法的分離という強制的な変更に伴い生じてくる新たな課税であることも事実である。

そのため、当該分社化により不可避的に外部化したグループ会社間の取引について、法人事業税の課税標準たる収入金額から控除する措置が必要である。

3) その他・課税標準の見直し

【理由】

- ・ 法人税法上、連納子会社清算時には、清算会社からの「残余財産分配額」と親会社が保有する「清算会社株式の税務上簿価」の差額（譲渡損益相当）を、親会社の「資本金等の額」に繰り入れることになっている。一方、地方税法上、事業税の資本割、及び、住民税の均等割は、「資本金等の額」を課税標準としている。その為、当該譲渡損益相当の額に応じて、資本割及び均等割が増減することになる。資本割、及び、均等割の課税趣旨は、各会社の事業活動の規模に応じた税負担を求めるものと考えられる。

しかしながら、連納子会社清算は親会社の事業活動規模に影響しないものと考えられるが、連納子会社清算時の譲渡損益相当の額が、結果的に親会社の資本割・均等割の課税標準へ影響することは、資本割、及び均等割の課税趣旨にそぐわないと考えられる。

- ・ 地方税法上の資本金等の額の計算では、自社が欠損填補をした場合にのみ、資本金等の額を減額することが認められています。しかし、過去に欠損填補を行った法人を吸収合併する場合に、被合併法人が行った「欠損填補」を、合併法人の資本金等の額から減額することが認められていません。合併によって、被合併法人の事業規模が縮小している事実が解消されるわけではないため、被合併法人の「欠損填補」も、合併法人の資本金等の額から減額することを認めていただきたい。
- ・ 資本金又は資本準備金を減少し、その他資本剰余金を欠損填補に充てた部分の金額については、資本割の課税標準である資本金等の額から控除することとされている（地法72の21①三）。しかし、合併前に被合併法人がこの規定の適用を受けていたとしても、合併後の合併法人が同様の調整を行うこととする規定がなく、不合理であると考えます。
- ・ 地方税法上、資本割の課税標準は、各事業年度終了の日における資本金等の額とされていることから、たとえば期中に合併が行われた場合には、以下のそれぞれの期間について資本割が課税されることになる。
 - (A) 被合併法人の期首から適格合併の日の前日までの期間
 - (B) 合併法人の期首から期末までの期間
 しかし、(A)の期間については資本割の課税が重複することとなることから、(B)における同期間について、資本割の課税を免除していただきたい。
- ・ 平成16年度から導入された法人事業税における外形標準課税は、実質的に大企業に対する資本金ならびに賃金課税であり、企業の雇用や投資、分社化等の企業再編に抑制的に作用し、経済活力を削ぐ虞がある。そのため、特に次の点の改正を要望する。
 - 1) 付加価値割の計算方法の簡素化

事業税付加価値割の計算は、その集計が複雑で企業に多大な事務負担を強いている。特に報酬給与額の集計は、企業グループを構成し、また企業間での人材交流が活発化している法人にとって、膨大な作業工数が割かれ事務効率化の大きな阻害要因となっているため、付加価値割の計算方法の大幅な簡素化を要望する。
 - 2) 資本割の軽減措置の拡充

特定子会社株式の総資産に占める割合が50%超の場合のみ、特定子会社株式に対する軽減措置が適用されるが、50%を境に適用・非適用の格差が大きいと、基準の引き下げ等をお願いしたい。

(4) 法人住民税額の計算

- ・ 法人税で計算した試験研究費税額控除の金額は、法人住民税の課税所得計算上、減算項目となっていない。国と地方の平仄を合わせるべく、法人住民税の課税所得計算上においても、減算項目とするよう要望する。

(5) 上場株式等の配当等に係る住民税の課税方式

- ・ 平成29年度税制改正により、上場株式等の配当所得及び源泉徴収選択口座における上場株式等の譲渡所得について、国税と住民税で異なる課税方式を選択できることが明確化されている。しかし、そのためには国税に係る確定申告書と地方税に係る申告書の両方を提出する必要があり、納税者における作業負担を増やしている。納税者の利便性向上のため、国税の確定申告書の提出のみで住民税の異なる課税方式の選択を可能とすることを要望する。

Ⅲ 事業所税

(1) 事業所税の廃止等

【理由】

- ・ 事業所税を廃止し、他の地方税との統合を要望する。事業所税の申告をするにあたり、他の税目には使用しない各ビルの面積や人員等の情報を把握する必要があり、事務所が多い会社は申告作業に多大な工数がかかっている。事業所税を廃止し、他の地方税と統合することで、事務効率化が図れる。
- ・ 事業所税は、固定資産税及び事業税の外形標準課税と類似の課税標準であり、二重課税であるため廃止されたい。
- ・ 事業所税（資産割）は固定資産税と重複、事業所税（従業者割）は外形標準課税の報酬給与額と重複し、二重課税となっているため、廃止を要望する。
廃止できない場合でも、免税点判定における「みなし共同事業」要件基準を早急に見直すべきである。
- ・ 特定自治体に限定された偏った課税であり、極めて事務負担が高いため廃止を要望する。
- ・ 事業所税は、固定資産税および事業税付加価値割（報酬給与額）と類似しており、二重課税とも言える状態である。また、事業所税独自の情報の収集も必要であり、企業の事務負担は大きい。そのため、事業所税の廃止ないしは他の地方税との統合をお願いしたい。

IV 固定資産税

(1) 償却資産に対する固定資産税の廃止

【理由】

- ・ 国際的イコールフットイングを確保することで、企業の国際競争力向上、国内への投資促進を図るため、また、諸外国には無い稀な課税制度であり、他の投資優遇税制等の効果を減殺してしまうことから廃止を要望する。
- ・ 国際的に稀な償却資産税を廃止、もしくは大幅に縮小し、国際競争力強化のためイコールフットイングの実現をすべき。
- ・ 行政サービスとの直接的な受益関係が見出しにくいいため償却資産税の廃止を要望する。また、法人税の考え方と乖離しており、各企業において複数帳簿対応を強いており、事務負担が高いため課税標準最低額5%の廃止をすべきであると要望する。
- ・ 償却資産税は製造業に負担が重く、また当該資産で稼得した所得に法人税が課せられることから二重課税となっていると考えられる。また、国際的にもあまり例を見ない税制であり、廃止を要望する。
- ・ 償却資産を課税客体とする税制は、一部の国や地域で限定的にみられるものの、国際的に極めて例外的で、わが国製造業にとって国際的なコスト競争力を損なう大きな要因であり、世界的なデジタル化や5G促進対応のための企業の設備投資意欲に逆行するものである。

足下では、新型コロナウイルスの影響で、企業の活動水準は急速に縮小し、業績も急激に悪化しており、資金繰りは一時的には対応したものの、今後の資金調達については、引き続き、慎重な対応が必要な状況にある。他方、固定資産税の負担は、短期的な活動水準の縮小に連動せず、また、収益状況にかかわらず支出を強いられるものであり、今回の新型コロナウイルスの影響規模を鑑みれば、企業の存立を極めて危うくするリスクをはらんでいる。少なくとも危機が収束するまでの当面の間、中小企業向けの時限的な特例措置だけでなく、従来の認識に捕らわれない、全ての企業を対象とする大胆な措置が是非とも望まれる。

また、近年の税制改正において、中小企業の一定の要件を満たす設備について固定資産税をゼロとする措置が導入される等、中小企業に限定した軽減措置が実施されているものの、わが国におけるサプライチェーン全体の国際的なコスト競争力の観点からは、不十分と言わざるを得ない状況にある。本来的に、償却資産に対する固定資産税は、設備から生み出される所得に課される税との二重課税の問題、設備型産業に税負担が偏重するという課税の公平性の問題や、地方財政に占める社会保障関係の割合が高まる中での受益と負担の関係の問題等、多くの課題を内包していることから、廃止を含め、抜本的に見直すべきである。

- ・ 諸外国においても償却資産に対して租税を課す国はほとんどない。申告納付事務が企業の負担となっており、また、投資の意思決定においてはマイナス材料となっているため、廃止を要望する。
- ・ 企業の国内における設備投資意欲を低下させ、雇用の増加を阻害する要因ともなり得るため、償却資産に対する固定資産税は、諸外国でも例外的であり廃止もしくは簡素化することを要望する。廃止されない場合、圧縮記帳の取扱い、残存価額、償却方法など法人税と相違する部分を統一することにより事務負担の簡素化を進めて欲しい。
- ・ 償却資産は事業所得を生み出すための費用としての性格を有しているが、本制度による税負担は設備型産業に偏重するという性質を持ち、大型設備を保有する非鉄金属業界においても相応の負担をしているところである。

また、償却資産への課税は国際的に見ても極めて異例である。特に昨今我が国企業の置かれる事業環境は以前に増してかなり厳しい状況にあり、国内産業の空洞化が懸念される状況にある。国内産業の空洞化は企業の利益の問題だけでなく、雇用の問題や税収の問題にも波及する。

国内産業の保護・活性化、国際競争力確保の観点からも、償却資産に対する固定資産税については段階的な縮小・廃止をお願いしたい。その中で、償却資産の課税標準については法人税法に合わせて、以下の2点を認めていただきたい。

1. 5%残存価格の撤廃

2. 中小企業に対する少額減価償却資産の特例（30万円未満は損金算入）

その際、地方財政の健全化を損なわないように代替財源の手当ても必要である。

- ・ 耐用年数の短い動産は、原材料、水道光熱費等の経費と同様、製品・部品を製造するために費消される投入原価要素であり、固定資産税の課税対象にはなじまないことから、課税対象から除外すべきと考えます。したがって、機械装置、工具、器具備品等の償却資産に係る固定資産税を廃止することを要望します。
- ・ 国際的にまれな制度であり、我が国の産業のコスト競争力を削ぐものであるため。また、コロナ禍のなかで、利益に連動せずに負担する必要があることから、企業の存続にとって極めて高いリスク要因になっており、少なくとも当面の間は、企業規模などに関わらず、軽減などの措置を求める。

(2) 償却資産税の評価額算定方法と法人税法上の減価償却制度の統一

【理由】

- ・ 現状同一の資産に対し、複数の課税標準が存在しているため事務的煩雑を軽減させる。また、自治体による調査も、法人の固定資産台帳をベースに行うことができ、調査事務負担の軽減にもつながるものと考えられるため、法人所有の償却資産税の課税標準を法人税法上の帳簿価額に統一することを求める。
- ・ 新定率法および旧定率法等、複数の計算方法を採用している企業の現状は効率的であるとは言えないと考える。また、算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となる制度の廃止も含めて検討することで、企業の投資活動活性化にもつながると考える。したがって、償却資産にかかる固定資産税における償却計算を法人税と同一にすることで、企業の申告作業の効率化に繋げていただきたい。

(3) 償却資産税の課税時期

【理由】

- ・ 現状、1月1日を課税時期としているが、12月決算ではない法人も多く、同一の償却資産に対し、複数回の申告事務負担を要しているが、課税時期を決算月に統一することで事務負担を軽減させるため、法人所有の償却資産税の課税時期を決算月に変更することを求める。

(4) 固定資産税の負担の軽減

1) 固定資産税の引下げ等

【理由】

- ・ 新型コロナウイルスの影響もあり、わが国企業にとって土地保有に係る税負担は過重なものになっており、企業の国際競争力を阻害し、わが国の立地競争力を低下させている。また、地方自治体が条例により負担水準を60%まで引下げることができることとされる条例減額制度は、減収財源が担保されていないこと等からほとんど機能していない。一方、地価上昇が三大都市圏から地方に徐々に拡大しているものの、その動向は地域等により一様ではなく、また新型コロナウイルスの影響により地価が下落すれば、負担水準の高まりも予想される。

平成30年度税制改正において、据置措置を含む負担調整措置は、3年間単純延長されているが、上記の状況を踏まえ、企業の競争力を確保し、国内立地を促進するためには、負担水準の均衡化に留まらず、税負担の軽減や適正化を図るべきとの観点から、条例減額制度での対応でなく地方税法による全国一律の措置として負担水準の上限を60%へ速やかに引下げるべきである。

2) 固定資産税の評価方法の明確化・見直し

【理由】

- ・ 不動産に係る固定資産税は、バブル崩壊後、土地をはじめとする資産価格が下落したなかで過重な税負担となっており、評価方法の見直し・税率の軽減をお願いしたい。

3) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例制度の適用期限の延長

- ・ 公害防止のために設置される施設又は設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置は公害防止対策上大きな役割を果たしており、延長いただきたい。
- ・ 低公害車の燃料供給設備（天然ガス自動車用充填設備等）の課税標準の特例の適用期限延長を要望する。
天然ガス自動車や燃料電池自動車の普及台数が少なく、採算性等の問題から設置が進んでいない本設備の普及を支援するため。

V 不動産取得税

(1) 不動産取得税

1) 不動産取得税の廃止等

【理由】

- ・ 消費税との二重課税排除の為、廃止を要望する。

2) 破綻保険会社等から協定銀行が土地等を取得した場合の不動産取得税

【理由】

- ・ 破綻保険会社から協定銀行へ土地等の資産を移転する場合に課せられる不動産取得税は、令和2年度末まで非課税とする経過措置が設けられていますが、協定銀行による資産の取得は形式的な所有権の移転であることや、この非課税措置はセーフティネットを円滑に運営するために必要な税制措置であることから、非課税措置の恒久化は、保険契約者の保護を図り、国民生活の安定および国民経済の健全な発展に資するものと考えます。なお、承継保険会社への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置は平成17年度税制改正により恒久化されています。

その他の部

I 環境・エネルギー税制

(1) 地球温暖化対策のための税の見直し

【理由】

- ・ 資源小国である我が国において、エネルギー政策は、いわゆる S + 3 E（安全性、安定供給、経済効率性の向上、環境への適合）の下、エネルギーの安定供給を前提に、経済合理性の確保と地球温暖化対策を同時に進める必要がある。

「地球温暖化対策のための税」は、東日本大震災以前に決定された導入方針のまま、平成24年10月1日より施行され、平成26年4月1日、平成28年4月1日に税率が上昇した。

元々、我が国のエネルギーコスト、電力コストは国際的に見て高い水準にある中、地球温暖化対策のための税による課税強化は、我が国のエネルギーコストを更に押し上げ、雇用基盤の維持に逆行する政策となっている。

また、環境省は、「地球温暖化対策のための税」の税収規模について、初年度（平成24年度）391億円、平成28年度以降2,623億円と想定していた。実際には、原子力発電の稼働停止等に伴う化石燃料への依存度上昇のため、当初想定を上回る増収があったと見込まれるが、増収分も含め、本来行われるべき地球温暖化対策上の効果について、政府の統一見解に基づく検証、説明は全く行われていない。

このように、「地球温暖化対策のための税」については、経済政策の観点からも、地球温暖化対策の観点からも、納税者が納得し得る合理性は認められず、直ちに廃止すべきである。

なお、前述のように現行の「地球温暖化対策のための税」についても合理性が全くない中、令和3年度税制改正において、炭素税等のカーボンプライシング施策の導入はもちろん、導入に向けた何らかの方向付けを行うことについても断固反対する。

(2) 軽油引取税の減免

【理由】

- ・ 本税は地方税の目的税（道路特定財源）として新設され、その後、平成21年度税制改正において一般税に変更された経緯があるが、公道走行を伴わない鉱山坑内での使用等、政策的配慮から特定の用途については課税を免除されて来た。本特例措置が廃止された場合、事業者による価格転嫁は難しく、鉱山経営の悪化から安定供給が損なわれる懸念もあり、維持・存続をお願いしたい。

(3) 石油石炭税の本則非課税化

【理由】

- ・ 鉄鋼・コークスの製造に使用する石炭については、そもそも、他の原料による代替が困難な上、諸外国でも鉄鋼・コークス製造用の原料炭に課税する例はなく、本来的に非課税とすべきものである。現状では、原料炭免税の適用期限について、「適用期限について、当分の間、延長する。」ことで、実質的に免税措置が継続することとされているものの、恒久性という観点からは、依然として事業者にとって、将来計画の立案等に際して不確定要因が存続するという点で、現行の状態は制度として十分とは言えず、租税特別措置法の免税措置ではなく、本則で非課税とする措置が不可欠である。

(4) 自動車関連税

【理由】

- ・ 排出ガス性能及び燃費性能に優れた天然ガス自動車の普及を促すことにより、大気汚染問題や地球温暖化問題に対応する。また、天然ガス自動車の普及により運輸部門におけるエネルギーの多様化を図り、エネルギーセキュリティ向上に資することができることから、天然ガス自動車に対する自動車重量税の免除措置及び天然ガス自動車に対する自動車税・軽自動車税の税率の軽減措置にかかる適用期限の延長を要望する。
- ・ SDGs に代表される昨今の持続可能な社会・事業活動への社会的要求に応えるため及び経済発展のために不可欠な安定した電力供給のための投資を中長期的に促進するため、適用期限の延長および制度の拡充（特別償却率のアップ）を要望する。

Ⅱ 納税環境の整備

(1) テレワーク環境整備・オンライン化に係る優遇措置の整備

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、政府ではデジタル化・リモート化の推進を含めた基本方針（いわゆる骨太の方針）が閣議決定された。この方針に従い、税務手続で書面で行われているもののオンライン化を推進することを要望する。

(2) 申告期限の延長

【理由】

- ・ 特に連結納税においては、税額計算に時間を要することを理由として確定申告期限の2カ月延長が認められており、当然、事業年度終了後から2カ月以内に税額が確定しない。従って、確定申告期限を前提とした納付期限とすべきである。

(3) 納税証明書（未納の税額がないこと）

【理由】

- ・ 官公庁件名の入札時の必要書類として「納税証明書（未納の税額がないこと）」が必要であるが、更正通知日から納付日までの間は「未納あり」の証明となり、件名受注推進に大きな障害となっている。納期限までは「未納なし」として取り扱い、その証明書の入手が行えるようにしていただきたい。

(4) 税理士法の緩和

【理由】

- ・ 国税庁において、大企業の税務に関するコーポレートガバナンスの充実、コンプライアンスの向上を推進されているが、税理士法の制限により、グループ内企業間での税務指導等に限界があるため、大企業グループにおいて、グループ内企業間での税理士業務を行えるようにしていただきたい。

(5) 各種税制の簡素化及び手続きの合理化

【理由】

- ・ 申告実務簡素化のため、過年度の修正申告・更正の請求について、進行年度での一括修正を認めていただきたい（各別表上に過年度修正欄を設け、その分について延滞税や加算税を課す等の運用に変更）。
- ・ 地方分権・自治は十二分に理解するも、自治体ごとに発生する申告・納付、延滞税の納付・還付手続は非常に煩雑なため、国税・地方税の申告・納付、延滞税や還付手続等について、国へ一元化を要望する。
- ・ この度の所得制限なしの全国一律10万円給付の混乱を見聞きすると、なぜ既にマイナンバーというインフラを有しているにもかかわらずこのようなことになってしまったのか、不思議でならない。マイナンバー・カードを有していなくてもマイナンバーは全国民に付番され個人所得金額情報と紐が付いており、完璧でないなりに当該マイナンバーで識別されている所得金額が一定金額以上の個人については給付金の支給対象から除外することはそれほど難しいことではなかったのではないかと疑問を感じた。あのドタバタ劇に直面し、いかに日頃からの事前の備えが重要であるかを考えさせられた。したがって、国税当局のシステムにおいてマイナンバーによる個人所得金額情報は管理されていることを踏まえれば、完璧でないなりに当該マイナンバーで識別されている所得金額が一定金額以上の個人については給付金の支給対象から除外できるように制度のしくみを見直すべきである。

(6) 電子申告・納税システム

1) e-Tax の更なる推進・イメージデータ等での申告書の提出

【理由】

- ・ 揮発油税に関し、事務手続の負荷軽減のため電子申告を可能としていただきたい。
- ・ リモート対応及び事務効率の改善のため、共通納付の範囲の拡大（償却資産税等を対象）を要望したい。
- ・ 「更正の請求」の提出も ELTAX で可能にして欲しい。
- ・ 一定の書類（決算書、会社概況書等）の申告書への添付省略を認めると共に、勘定科目内訳明細や CFC 税制における特定外国関係会社・対象外国関係会社の財務諸表等の書類について添付要件と保存要件の区分見直しを行うこと。電子申告の適用は納税者・徴税者双方にとっての事務効率化やコスト削減を目的としている。電子申告の義務化をより実効性のあるものとするため、一定の書類の添付省略や保存要件への変更により、納税処理に係る事務負担を削減することが望まれる。

2) ICT を活用した年末調整手続きの簡素化・合理化

【理由】

- ・ 情報通信技術の高度化およびインターネットの普及を踏まえて、手続きを簡便化することにより、顧客の手続きに係る時間の短縮化を図るため、税務手続きの ICT 化の観点から、税法上、書面でのみ提出・交付が認められている各種届出書・依頼書・確認書等の電子化による手続き効率化を図ることを要望する。
- ・ デジタル技術を活用した納税事務効率化の更なる推進を要望する。

3) 電子申告普及に向けた取組み

【理由】

- ・ 行政コスト削減の観点から、平成30年度税制改正において、大法人の法人税・地方法人税・消費税の申告に関し、添付書類も含めた申告書等の2020年度以降の電子的提出が義務付けられることとなった。その具体的な制度設計については、前広な情報公開と共に、企業および政府・自治体の双方の負担軽減・利便性向上に真につながるものとするための配慮が必要である。

また、地方税についても、大法人の地方法人二税の電子申告が義務化されるのに合わせ、2019年10月より地方税共同機構による「地方税共通納税システム」が稼働し、地方法人二税等の一括納付が可能となる。しかしながら、まだ、対象税目が限定されるなど、改善の余地があり、さらなる効率化の促進が必要である。

4) 電子帳簿保存法（スキャナ保存制度）

【理由】

- ・ これらの要件を緩和・廃止したとしても、真実性や可視性の確保の妨げにはならず、業務効率向上に好影響を大いに与えるため、スキャナ保存を行う場合の要件について、「解像度」・「諧調」の要件緩和、「解像度及び諧調情報の保存」・「大きさ情報の保存」の廃止を要望する。
- ・ 国税関係書類のうち重要書類である契約書は、受領した時点では帳簿上の処理が発生せず、入力期間の制限に抵触し対象外となってしまう。また見積書も同様に、適時入力認められる一方、入手時点での帳簿との紐づけができず、帳簿処理が発生するまで原紙保管する等、運用上の支障となるため、受領時点で帳簿上の処理が発生しない重要書類・一般書類は、帳簿との相互関連性要件の対象外としていただきたい。もしくは、帳簿処理が発生するまでの猶予時間をいただきたい。

書類のスキャナ保存にあたっては、書類受領者とスキャン実施者が同一人の場合、受領者等以外の者が全件について同等確認（電磁的記録の記録事項と書面の記載事項とを比較し、同等であることを確認（紙段階及び電磁的記録上で改ざんが行われていないか確認））することとされているが、この要件を緩和してサンプルチェックで可としていただきたい。今般のコロナ禍においては、多くの経理業務をテレワークに転換して対応していたところ、本確認作業は紙での作業であり出勤しなければならず、新しい働き方の推進の障害となっている。

- ・ 足元のコロナウイルスの状況を踏まえ、事業継続のため在宅勤務を前提とした社内文書の電子化、ペーパーレス化を推し進めているが、国税関係書類の電子保存に関する各種要件がハードルとなり紙保存を継続せざるを得ない。在宅勤務、書類のペーパーレス化は政府も推進しているものであり、企業における書類の電子化を後押しする観点から、電子保存の各種要件の大幅な緩和を要望する。
- ・ 現状の会計システムで利用しているタイムスタンプが電子帳簿保存法の認める事業者でなく、タイムスタンプ利用の費用が膨大となることが懸念となり、4条3項申請への大きな障害となっている。そのため、スキャナ保存におけるタイムスタンプ事業者の範囲の拡大を検討いただきたい。
- ・ 下記の3点を要望する。
 - ①受領者が読み取る場合の自署の廃止。旅費精算システム等で利用者が確認できるため、領収書に自署する必要性が乏しい。自署の有無の確認と訂正依頼作業も余計に発生するため、廃止して頂きたい。
 - ②受領者が読み取る場合の日数制限緩和（概ね3営業日以内⇒概ね2週間以内）。会社のスキャナ装置でスキャンを実施する運用の場合、在宅勤務が今後標準的な働き方になると、3営業日以内に受領者が読み取る運用が厳しいため、要件を緩和して頂きたい。
 - ③定期検査の要件緩和（例：3000円以下の少額の領収書等に関する定期検査省略・スキャン後即時廃棄容認）。定期検査が終わらないとスキャナ保存した紙の領収書等の廃棄ができない。少額の領収書等について業務効率を優先して即時廃棄を容認して頂きたい。
- ・ 業務プロセス全体としてペーパーレス化を達成する為には、電子帳簿保存法における国税関係書類の電子保存の要件を充足することが不可避であるところ、現行制度では、検索機能、見読可能装置等のシステム要件や適正事務処理要件など、紙保存に比べて著しく厳格な要件を求められていること、領収書などの受領者がスキャンする際は受領からおおむね3営業日以内にタイムスタンプ付与する必要があることなどが、電子保存導入の足枷となっている。

税法対応のために、改めて書類の印刷を行い、紙文書の保存を行っている状況にて、極めて非効率なオペレーションとなっていることから、これら要件の大幅な緩和を要望する。
- ・ 新型コロナウイルス対策に端を発する在宅勤務拡大やコロナ後の新しい生活様式の観点から、ペーパーレス化が今まで以上に重要度を増している。業務プロセス全体としてペーパーレス化を達成する為には、電子帳簿保存法における国税関係書類の電子保存の要件を充足することが不可避であるところ、現行制度では、検索機能、見読可能装置等のシステム要件や適正事務処理要件など、紙保存に比べて著しく厳格な要件を求められていること、領収書などの受領者がスキャンする際は受領からおおむね3営業日以内にタイムスタンプ付与する必要があることなどが、電子保存導入の足枷となっている。企業は、在宅勤務にも対応すべく業務プロセスの見直しを急速に進めており、実質的には業務の大半がペーパーレスで完結できる様になりつつあるが、税法対応のために、改めて書類の印刷を行い、紙文書の保存を行っている状況にて、極めて非効率なオペレーションとなっていることから、これら要件の大幅な緩和を要望する。
- ・ 納付書等の期日を設けられた手続きに関する文書が郵送で送付される場合、受領を適時に行う為に毎日出社することが必要となり、在宅勤務の大きな阻害要因となる。届出関係書類についても、社印や役印等が求められる文書が未だに多く、押印・捺印についても在宅勤務の大きな阻害要因となっている。此の点、規制改革推進会議における共同宣言、閣議決定された骨太方針2020でも取り上げられているが、この実現をお願いしたい。
- ・ 新型コロナウイルス対策に端を発する在宅勤務拡大やコロナ後の新しい生活様式の観点から、ペーパーレス化が今まで以上に重要度を増している。業務プロセス全体としてペーパーレス化を達成する為には、電子帳簿保存法における国税関係書類の電子保存の要件を充足することが不可避であるところ、現行制度では、検索機能、見読可能装置等のシステム要件や適正事務処理要件など、紙保存に比べて著しく厳格な要件を求められていること、領収書などの受領者がスキャンする際は受領からおおむね3営業日以内にタイムスタンプ付与する必要があることなどが、電子保存導入の足枷となっている。企業は、在宅勤務にも対応すべく業務プロセスの見直しを急速に進めており、実質的には業務の大半がペーパーレスで完結できる様になりつつあるが、税法対応のために、改めて書類の印刷を行い、紙文書の保存を行っている状況にて、極めて非効率なオペレーションとなっていることから、これら要件の大幅な緩和を要望する。また、電帳法以外にも、各種行政手続きにおいて依然として書面での提出、押印が必要とされており、新しい働

き方との整合を取るために、手続きの電子化、押印の廃止を進める必要がある。

- ・ 電子帳簿保存及びスキャナ保存制度の利用促進による企業の業務効率化は、社会的意義も大きく、働き方改革などを躍進させることとなる。そのため、特に次の点の改正をお願いしたい。電子帳簿保存の承認申請や変更届出に際して、特にカスタマイズを伴う基幹業務システム（ERP）を利用する場合、その基礎となるシステム仕様は他社でも多くの申請等の事例があるにも関わらず、会社毎に膨大な添付書類を準備することとなる。納税者における電磁的記録による保存を促進する観点から、ベンダーによるシステム単位や帳票単位での認定制度を導入することを要望する。スキャナ保存制度についても、要件緩和が一定程度進んできたものの、相互牽制制度や定期検査要件に関しては、更なる緩和ないしは撤廃をお願いしたい。また、見積書など直接、帳簿と紐づかない書類については、相互関連性要件を不要としてほしい。
- ・ 電子上でやりとりされる書類は多岐にわたり、必ずしも金額や日付情報を持たないものも含まれる中、金額や日付情報等の特定のキーワード、かつ範囲指定検索へ対応するためには、データ保存に係る現場コストがかえって増大するため、金額や日付での範囲指定検索を検索要件から撤廃していただきたい。
- ・ 適正事務処理要件を充足することにより、相互牽制（2人以上で、データと原紙の確認を実施）が図られ、タイムスタンプ同様の改ざん防止効果が期待できるため、タイムスタンプの導入は過剰品質と思われる。タイムスタンプ導入は純増コストであり、費用対効果に見合う投資と判断することが難しい。したがって、改ざん防止に係る適正事務処理要件を充足する前提で、タイムスタンプを不要としたい。